



栃木市章 平成22年10月2日制定

デザインコンセプト

緑色の4本のラインは「自然」、「歴史」、「地域」、「人」を表し、青色はこれらがひとつとなった大河の流れを、その先にあるオレンジ色の円は輝かしい未来と人々の情熱を表しています。いままでの歴史を受け継ぎ、明るい未来へと続くイメージを栃木市の「と」の文字をモチーフに表現しました。

栃木市岩舟地域くらしのガイドブック

～岩舟地域のみなさまへのお知らせ～

編集・発行

栃木市・岩舟町合併協議会

〒329-4492 栃木県栃木市大平町富田558番地

TEL 0282-43-9203

FAX 0282-43-8818

合併後の問い合わせは…

栃木市役所総合政策部総合政策課

TEL 0282-21-2301

発行日 平成26年2月

デザイン・印刷・製本
両毛印刷株式会社

栃木市岩舟地域

くらしのガイドブック

～岩舟地域のみなさまへのお知らせ～



栃木市岩舟地域へのお知らせのガイドブック

～岩舟地域のみなさまへのお知らせ～

平成26年2月

栃木市・岩舟町合併協議会

平成26年4月5日 栃木市・岩舟町 合併 新しい「栃木市」が誕生します!

“自然”“歴史”“文化”が息づき “みんな”が笑顔のあったか栃木市

を将来都市像として、市民と行政が一体となって新しいまちづくりを進めていきます。

●●●●●●●●●● 発刊にあたって ●●●●●●●●●●

平成26年4月5日、栃木市と岩舟町は、新しい「栃木市」となります。

栃木市・岩舟町合併協議会では、両市町のさまざまな行政サービスの内容について協議し、合併時に住民のみなさまに大きな影響を与えることがないように調整を図ってまいりました。

合併後は、現在の栃木市役所が本庁となり、岩舟町役場は岩舟総合支所となりますが、引き続き住民のみなさまへの行政サービスの維持向上に努めてまいりますとともに、地域自治区の機能を発揮して個性あるまちづくりを進めてまいります。

この度、岩舟町の住民のみなさまに、合併後の栃木市の行政サービスや公共施設などについてお知らせするために、この『くらしのガイドブック』を作成しました。

本冊子を、みなさまと市役所を結ぶガイドとしてお手元に置いてご利用いただければ幸いです。

平成26年2月
栃木市・岩舟町合併協議会

●●●●●●●●●● ご利用にあたって ●●●●●●●●●●

このガイドブックは、合併の日（平成26年4月5日）から適用となる内容を発行日現在の予定で掲載しています。そのため、今後、法律や条例の改正などにより、内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

合併後の内容の変更や身近な行政サービスについては「広報とちぎ」や「栃木市公式ホームページ」で随時情報提供していきます。詳しくは「各課からのお知らせ」@広報（63ページ）をご覧ください。

また、ガイドブック内では旧栃木市、旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町、旧西方町の各エリアを「栃木地域」、「大平地域」、「藤岡地域」、「都賀地域」、「西方地域」と表記しており、合併前の岩舟町のエリアを原則として「岩舟地域」と表記しております。

ホッと
『来て・観て・住んで あったか“とちぎ”』

「問い合わせ」の見かた

- 本：市役所本庁の担当課（合併後（平成26年4月5日から）の問い合わせ先です）
- 岩：岩舟総合支所の担当課（合併後（平成26年4月5日から）の問い合わせ先です）
- 役：岩舟町役場の担当課（合併前（平成26年4月4日まで）の問い合わせ先です）



目次

- 発刊にあたって
- ご利用にあたって
- 合併後の住所表示変更 2
- 住所表示変更に伴う手続き 2
- 行政機関の管轄の変更 12
- 区域・圏域等の変更 13
- 栃木県から引き継ぐ業務 14
- 岩舟総合支所のご案内 15
- 市役所・総合支所のご案内 16
- 各課からのお知らせ 36
- ① 住民登録等 36
- ② 税金等 40
- ③ 暮らし 44
- ④ 環境 48
- ⑤ 水道・下水道 51
- ⑥ 子育て 52
- ⑦ 高齢者 57
- ⑧ 社会福祉 59
- ⑨ 保健 61
- ⑩ 広報 63
- ⑪ 消防・救急・急病診療 64
- ⑫ 公共交通 67
- 地域自治制度 70
- 公共施設などの名称変更 72
- 主な公共施設 73
- 市立小中学校 82
- 施設マップ 84
- 栃木市長選挙・栃木市議会議員選挙 91
- 栃木市と岩舟町の合併に関する問い合わせ 92

※巻末に岩舟総合支所の電話番号一覧表があります。切り取りの上、見やすいところに貼ってご利用ください。

合併後の住所表示変更

合併に伴い、平成 26 年 4 月 5 日から住所表示が変更になります。
 なお、地番の変更、郵便番号や電話番号（市外局番）の変更はありません。

●例 合併前：下都賀郡岩舟町大字静 5132 番地 2 ⇒ 合併後：栃木市岩舟町静 5132 番地 2

合併前の住所表示	合併後の住所表示
下都賀郡岩舟町大字鷺巣	栃木市岩舟町鷺巣
下都賀郡岩舟町大字静	栃木市岩舟町静
下都賀郡岩舟町大字下津原	栃木市岩舟町下津原
下都賀郡岩舟町大字豊岡	栃木市岩舟町豊岡
下都賀郡岩舟町大字五十畑	栃木市岩舟町五十畑
下都賀郡岩舟町大字和泉	栃木市岩舟町和泉
下都賀郡岩舟町大字静和	栃木市岩舟町静和
下都賀郡岩舟町大字静戸	栃木市岩舟町静戸
下都賀郡岩舟町大字曲ヶ島	栃木市岩舟町曲ヶ島
下都賀郡岩舟町大字古江	栃木市岩舟町古江
下都賀郡岩舟町大字新里	栃木市岩舟町新里
下都賀郡岩舟町大字三谷	栃木市岩舟町三谷
下都賀郡岩舟町大字下岡	栃木市岩舟町下岡
下都賀郡岩舟町大字上岡	栃木市岩舟町上岡
下都賀郡岩舟町大字小野寺	栃木市岩舟町小野寺



※現在岩舟町に本籍が有る方の本籍地の表示も、上記のとおり変更になります。

住所表示変更に伴う手続き

住所表示の変更に伴って、各官公署等で手続きが必要になる場合があります。
 特に対象者の方が多いと思われる項目に関してご案内しますので、一覧表をご参考に手続き等を行ってください。
 なお、掲載されていない項目や手続きの詳細については、業務関連機関に直接お問い合わせください。

●合併に伴う「住所の表示」の変更を証明する書類の発行

住所表示の変更に伴う手続きの中には、変更を証明する書類が必要となるものがあります。
 平成 26 年 4 月 7 日から、住所表示の変更に関する「証明書」(無料) を次の庁舎等において発行します。

栃木市役所本庁舎	国府支所
大平総合支所	大宮出張所
藤岡総合支所	皆川出張所
都賀総合支所	吹上出張所
西方総合支所	部屋出張所
岩舟総合支所（合併前の岩舟町役場）	真名子出張所
寺尾支所	

「住所表示等変更証明書」見本

地番表示あり

住所表示等変更証明書			見本
住所の表示 土地の名称	合併前	栃木県下都賀郡岩舟町大字静 1000 番地 1	見本
	合併後	栃木県栃木市岩舟町静 1000 番地 1	
処分年月日	平成 26 年 4 月 5 日		見本
地方自治法第 7 条第 1 項の規定に基づく廃置分合の処分に伴い、上記のとおり住所表示及び土地名称の変更があったことを証明する。 平成 年 月 日 栃木県栃木市長			

地番表示なし

住所表示等変更証明書			見本
住所表示及び土地名称			見本
合併前	合併後		
下都賀郡岩舟町大字鷺巣	栃木市岩舟町鷺巣		見本
下都賀郡岩舟町大字静	栃木市岩舟町静		
下都賀郡岩舟町大字下津原	栃木市岩舟町下津原		
下都賀郡岩舟町大字豊岡	栃木市岩舟町豊岡		
下都賀郡岩舟町大字五十畑	栃木市岩舟町五十畑		
下都賀郡岩舟町大字和泉	栃木市岩舟町和泉		
下都賀郡岩舟町大字静和	栃木市岩舟町静和		
下都賀郡岩舟町大字静戸	栃木市岩舟町静戸		
下都賀郡岩舟町大字曲ヶ島	栃木市岩舟町曲ヶ島		
下都賀郡岩舟町大字古江	栃木市岩舟町古江		
下都賀郡岩舟町大字新里	栃木市岩舟町新里		
下都賀郡岩舟町大字三谷	栃木市岩舟町三谷		
下都賀郡岩舟町大字下岡	栃木市岩舟町下岡		
下都賀郡岩舟町大字上岡	栃木市岩舟町上岡		
下都賀郡岩舟町大字小野寺	栃木市岩舟町小野寺		
処分年月日	平成 26 年 4 月 5 日		
地方自治法第 7 条第 1 項の規定に基づく廃置分合の処分に伴い、上記のとおり住所表示及び土地名称の変更があったことを証明する。 なお、地番の変更はありません。 平成 年 月 日 栃木県栃木市長			

問い合わせ

本：市民生活課 ☎21-2126 岩：生活環境課 ☎55-7754 役：住民生活課 ☎55-7754

本：合併後の市役所本庁の担当課 岩：合併後の岩舟総合支所の担当課 役：合併前の岩舟町役場の担当課

●市の関係

原則として、住所表示の変更手続きを行う必要はありません。ただし、一部、取扱いにご注意いただくものがあります。

「問い合わせ」の見かた

- 本：市役所本庁の担当課（合併後（平成 26 年 4 月 5 日から）の問い合わせ先です）
- 岩：岩舟総合支所の担当課（合併後（平成 26 年 4 月 5 日から）の問い合わせ先です）
- 役：岩舟町役場の担当課（合併前（平成 26 年 4 月 4 日まで）の問い合わせ先です）

分類	項目	必要な手続き等	問い合わせ
住民登録関係	住民票	住所・本籍の変更の手続きは必要ありません。栃木市が職権で変更します。	本 市民生活課 ☎21-2126 岩 生活環境課 ☎55-7754 役 住民生活課 ☎55-7754
	戸籍謄抄本・附票		
	印鑑登録証	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、合併前の岩舟町の印鑑登録証は本庁又は総合支所に来庁された際、栃木市の印鑑登録証と交換できます。	
	住民基本台帳カード	住所の記載があるカードをお持ちの方は、本庁又は総合支所にお持ちいただければ、新住所を裏面に記入します。	
	特別永住者証明書・在留カード	住所変更の手続きは必要ありません。本庁又は総合支所へ来庁された際に変更の記載をします。	
	旅券（パスポート）	住所変更の手続きは必要ありません。最終ページの「所持人記入欄」の現住所を自分で訂正してください。（ただし、他ページに書き込むことはしないでください。）	
	公的個人認証電子証明書	そのまま利用できます。ご希望される方は、無料で、合併後に栃木市名の証明書の再発行を受けることができます。	
国民健康保険	被保険者証	平成26年4月30日までは現在の被保険者証等をお使いください。 平成26年4月中に新しい住所の被保険者証等を郵送しますので、5月1日からは、新しいものをお使いください。	本 保険医療課 ☎21-2131 岩 生活環境課 ☎55-7762 役 保険児童課 ☎55-7762
	高齢受給者証		
	限度額適用認定証		
	限度額適用・標準負担額減額認定証		
	特定疾病療養受療証		
後期高齢者医療	被保険者証	平成26年4月30日までは、現在の受給資格者証をお使いください。 5月1日からは、4月中に郵送する「栃木市」発行の受給資格者証をお使いください。※3歳未満のお子さんは、3歳の誕生日（1日生まれの方は誕生日の前月）まで現在の受給資格者証をお使いください。翌月からお使いいただく受給資格者証は、誕生日月中旬に郵送します。	本 保険医療課 ☎21-2136 岩 生活環境課 ☎55-7762 役 保険児童課 ☎55-7762
	限度額適用・標準負担額減額認定証		
	特定疾病療養受療証		
医療費助成	こども医療費受給資格者証	平成26年4月30日までは、現在の受給資格者証をお使いください。 5月1日からは、4月中に郵送する「栃木市」発行の受給資格者証をお使いください。※3歳未満のお子さんは、3歳の誕生日（1日生まれの方は誕生日の前月）まで現在の受給資格者証をお使いください。翌月からお使いいただく受給資格者証は、誕生日月中旬に郵送します。	本 保険医療課 ☎21-2136 岩 生活環境課 ☎55-7762 役 保険児童課 ☎55-7762
	小学6年生以下（現物給付）		



本：合併後の市役所本庁の担当課 岩：合併後の岩舟総合支所の担当課 役：合併前の岩舟町役場の担当課

分類	項目		必要な手続き等	問い合わせ
医療費助成	こども医療費受給資格者証	中学生(償還払い)	平成26年4月4日までは、現在の受給資格者証をお使いください。 4月5日からは、3月中に郵送する「栃木市」発行の受給資格者証をお使いください。	本 保険医療課 ☎21-2136 岩 生活環境課 ☎55-7762 役 保険児童課 ☎55-7762
		重度心身障がい者医療費受給資格者証	平成26年4月4日までは、現在の受給資格者証をお使いください。 4月5日からは、3月中に郵送する「栃木市」発行の受給資格者証をお使いください。	
	ひとり親家庭医療費受給資格者証			
	妊産婦医療費受給資格者証			
介護保険	被保険者証		平成26年3月中に新しい住所の被保険者証等を郵送しますので、4月5日からは、新しいものをお使いください。	本 介護保険課 ☎21-2251 岩 健康福祉課 ☎55-7780 役 健康福祉課 ☎55-7759
	負担限度額認定証		平成26年4月5日以降に新しい住所の負担限度額認定証を郵送します。	
	社会福祉法人等利用者負担額減額認定証		平成26年4月5日以降に新しい住所の社会福祉法人等利用者負担額減額認定証を郵送します。	
市税等	法人町民税に係る法人等の所在地の届出		住所変更の手続きは必要ありません。	本 市民税課 ☎21-2261 本 収税課 ☎21-2281 岩 税務課 ☎55-7757 役 税務課 ☎55-7757
	個人町民税に係る特別徴収義務者の所在地の届出			
	原動機付自転車(125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)			
	税等の口座振替			
障がい福祉	身体障害者手帳		住所変更の手続きは必要ありません。合併後もそのまま使用できます。	本 社会福祉課 ☎21-2205 岩 健康福祉課 ☎55-7759 役 健康福祉課 ☎55-7759 (特別児童扶養手当証書は 役 保険児童課 ☎55-7762)
	療育手帳			
	精神障害者保健福祉手帳			
	障がい福祉サービス受給者証			
	特別児童扶養手当証書			
	自立支援医療受給者証(精神通院)			
	自立支援医療受給者証(更生医療)			
自立支援医療受給者証(育成医療)				



分類	項目	必要な手続き等	問い合わせ
児童福祉	児童手当	住所変更の手続きは必要ありません。	本 子育て課 ☎21-2221 岩 健康福祉課 ☎55-7759
	遺児手当		
	児童扶養手当証書	住所変更の手続きは必要ありません。合併後もそのまま使用できます。	役 保険児童課 ☎55-7762
保育園	保育園に関する住所変更手続き	住所変更の手続きは必要ありません。	本 保育課 ☎21-2234 岩 健康福祉課 ☎55-7759 役 保険児童課 ☎55-7762
母子保健	母子健康手帳	合併による住所変更の手続きは必要ありません。合併後もそのまま使用できます。	本 健康増進課 ☎25-3512 岩 健康福祉課 ☎55-7781 役 健康福祉課 ☎55-7759
畜犬	犬の登録鑑札	合併による住所変更の手続きは必要ありません。合併後もそのまま使用できます。	本 環境課 ☎21-2141 岩 生活環境課 ☎55-7763 役 住民生活課 ☎55-7763
	狂犬病予防注射済票		
小中学校	小中学校に関する住所変更手続き	住所変更の手続きは必要ありません。	本 学校教育課 ☎21-2474 役 学校教育課 ☎55-3755
上下水道	水道料金・下水道使用料の口座振替	住所変更の手続きは必要ありません。	本 水道業務課 ☎25-2100 水道工務課 ☎25-2101 役 水道課 ☎55-3837
	指定給水装置工事事業者の住所		
	下水道排水設備指定工事店証	住所変更の手続きは必要ありません。	本 下水道課 ☎21-2419 役 水道課 ☎55-7769
下水道の水洗便所改造資金融資あっせん			



分類	項目	必要な手続き等	問い合わせ
その他	行政財産使用許可書 町有財産使用許可書	住所変更の手続きは必要ありません。	本 管財課 ☎21-2605 岩 地域まちづくり課 ☎55-7752 役 総務課 ☎55-7752
	庁舎使用許可書	住所変更の手続きは必要ありません。	本 管財課 ☎21-2605 岩 地域まちづくり課 ☎55-7752 役 総務課 ☎55-7752
	入札参加資格審査申請書	住所変更の手続きは必要ありません。	本 契約検査課 ☎21-2361 役 総務課 ☎55-7752
	小規模工事等／小規模物品等契約希望者登録申請書	住所変更の手続きは必要ありません。	本 契約検査課 ☎21-2361 役 総務課 ☎55-7752
	聖地公園使用許可証	住所変更の手続きは必要ありません。	本 環境課 ☎21-2142 岩 生活環境課 ☎55-7763 役 住民生活課 ☎55-7763

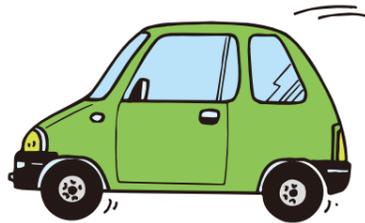


● 国の関係

原則として、住所表示の変更手続きを行う必要はありません。ただし、一部、取扱いにご注意いただくものがあります。

項目	対象者・対象事項	必要な手続き等	窓口
国税に関すること		住所表示の変更に伴う届出の手続きは必要ありません。	栃木税務署 ☎22-0885 栃木市本町 17-7
土地、建物登記簿	不動産の所在	職権で修正されますので、手続きの必要はありません。 ただし、登記事項の変更に相当の期間を要します。	宇都宮地方法務局 栃木支局 ☎22-1068 栃木市片柳町 1-22-25
	所有者の住所 (抵当権、地上権、仮登記等の権利者の住所)	所有者等の住所が変更になりますので、住所表示の変更を希望する場合は、栃木市が発行する住所表示等変更証明書を添付のうえ、登記申請書を窓口へ提出し、登記名義人の住所変更登記（非課税）を申請してください。	
会社等の商業登記、法人登記等	定款等にある事務所の位置の表記変更等	本店、主たる事務所及び役員の住所等については、合併前の表示を栃木市に読み替える規定がありますので、手続きの必要はありません。 また、合併後の表示は職権で修正されますので、手続きの必要はありません。 ただし、登記事項の変更に相当の期間を要します。	宇都宮地方法務局 法人登記部門 ☎028-623-0918 宇都宮市小幡 2-1-11
	役員の住所表記変更	支店及び従たる事務所（以下「支店等」）の場合、合併日以降、本店等を管轄する法務局で支店等の所在地変更登記を申請し、その登記が完了後、支店等を管轄する法務局に変更登記を申請してください。（栃木県内に本支店がある場合を除きます。）	
国民年金、厚生年金、全国健康保険協会管掌健康保険	国民年金・厚生年金の被保険者	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、一定期間を過ぎても日本年金機構からのご通知の住所表示が「下都賀郡岩舟町」の場合は、窓口にご連絡ください。	日本年金機構 栃木年金事務所 ☎22-4131 栃木市城内町 1-2-12
	年金受給者	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、一定期間を過ぎても日本年金機構からのご通知の住所表示が「下都賀郡岩舟町」の場合は、窓口にご連絡ください。	
	健康保険・厚生年金保険適用事業所	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、「保険料口座振替納付変更申請書」のお届けが必要な事業主様には、個別に年金事務所からご連絡の上、対応します。	
	健康保険の被保険者	住所変更の手続きは必要ありません。 健康保険被保険者証は、引き続き使用できます。	

項目	対象者・対象事項	必要な手続き等	窓口
自動車検査証	普通車、二輪の小型自動車（排気量が250ccを超えるオートバイ）	住所変更の手続きは必要ありません。 合併により自動車検査証の所有者又は使用者の住所、使用の本拠地の表示を栃木市名に変更することを希望される方は、職権により栃木市への表示を変更しますので、自動車検査証をお持ちください。（手数料無料）	関東陸運局 栃木運輸支局 佐野自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2020 佐野市下羽田町2001-7
軽自動車届出済証	軽二輪（排気量が125ccを超え250cc以下のオートバイ）	住所変更の手続きは必要ありません。 合併により軽自動車届出済証の所有者又は使用者の住所、使用の本拠地の表示を栃木市名に変更することを希望される方は、窓口に軽自動車届出済証を持参していただければ訂正をさせていただきます。 なお、新しい用紙での軽自動車届出済証を希望される方は、用紙代として100円負担となります。	
自動車検査証	四輪の軽自動車	住所の記載変更手続きは必要ありません。 なお、記載の変更をご希望される方は車検証の原本を当事務所窓口へご持参いただき、変更の申請を行ってください。	軽自動車検査協会 栃木事務所佐野支所 ☎0283-20-6116 佐野市下羽田町2001-2



● 栃木県の関係

掲載されていない項目や手続きについては、業務関連機関に直接お問い合わせください。

○次の項目は手続きの必要はありません。（主なものを掲載）

分類	項目
各種免許等	医師免許、歯科医師免許、あん摩マッサージ師指圧師・はり師・きゅう師免許証または免許証明書、管理栄養士免許、栄養士免許、保育士、調理師免許、理容師・美容師免許証または免許証明書、クリーニング師免許、保健師免許、助産師免許、看護師免許、薬剤師免許、准看護師免許、宅地建物取引業免許、教員免許状、国外運転免許証
戦傷病者特別援護法関係	戦傷病者手帳
特定疾患	一般特定疾患医療受給者証、一般特定疾患重症認定、小児慢性特定疾患医療受給券
建設業関係	宅地建物取引主任者資格登録、建設業の許可、競争入札参加資格
建築士法関係	二級建築士・木造建築士の登録、建築士事務所の登録
理美容等	理容所開設の届出、美容所開設の届出、クリーニング所開設届
食品衛生営業関係	食品衛生管理者設置届、食品衛生法に基づく営業許可、栃木県食品衛生条例に基づく許可
車庫証明	自動車保管場所証明
税関係	個人の事務所等の設置届、法人の事務所等の設置届、心身障害者に係る自動車税減免申請

○次の項目は手続きの必要はありませんが、一部、取扱いにご注意いただくものです。

項目	必要な手続き等	県の窓口
自動車運転免許	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時に手続きをしてください。なお、更新前に変更を希望される方は、右記の窓口で手続きをしてください。	運転免許センター ☎0289-76-0110 栃木警察署 ☎25-0110 ※県内すべての警察署で手続きができます。

○次の項目は、手続きが必要となるものです（手数料は無料）。

手続きの詳細については、一覧表に記載の窓口までお問い合わせください。

分類	項目	必要な手続き等	県の窓口
法人関係	学校法人の寄附行為	合併日以降、寄附行為の変更をしたときに遅滞なく、寄附行為変更届を提出してください。	文書学事課 ☎028-623-2056
	宗教法人の登記事項	合併日以降、規則変更後に、事務所の所在地変更届を提出してください。	
	私立学校の学則（学則に学校の位置を記載している場合）	合併日以降、学則を変更しようとするときに、「学則変更届」を提出してください。	
	特定非営利活動法人の定款変更	合併日以降、定款の事務所所在地変更を行ったときに、届出が必要です。（届出は所管の行政庁に行ってください。）	県民文化課 県民協働推進室 ☎028-623-3422 （市役所本庁地域まちづくり課の場合もあります。）

分類	項目	必要な手続き等	県の窓口
法人関係	社会福祉法人の定款変更	合併日以降、定款（事務所の所在地）変更を行ったときに遅滞なく、定款の変更届を提出してください。	法人所管課（医事厚生課、高齢対策課、障害福祉課、こども政策課）
消費生活協同組合関係	消費生活協同組合の定款変更	合併日以降、定款（事務所の所在地）の変更届等を提出してください。	くらし安全安心課 ☎028-623-3242
医療法関係	病院・診療所開設等	合併日後10日以内に、開設届出事項一部変更届等を提出してください。	県南健康福祉センター総務企画課（合併前後とも同じです。） ☎0285-22-0302
	医療法人の認可	合併日以降、定款を変更したときに、医療法人定款一部変更認可申請書を提出してください。	
柔道整復師法関係	施術所の届出	合併日後10日以内に、変更届書を提出してください。	県南健康福祉センター総務企画課（合併前後とも同じです。） ☎0285-22-0302
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律関係	施術所の届出	合併日後10日以内に、変更届書を提出してください。	
各種医療従事者養成施設関係	養成所の指定	合併日後1ヵ月以内に、変更届書を提出してください。	医事厚生課 ☎028-623-3085 （関東信越厚生局が窓口となるものもあります。）
介護保険関係	介護サービス事業者の指定	下記の場合は、合併日後10日以内に、変更届の提出が必要です。 ・合併後の栃木市のうち、一部を限定して実施地域とする場合。 （例：合併前に岩舟町を実施地域としていた事業所が、合併後も栃木市のうち岩舟地域のみで事業を実施するとき。）	県南健康福祉センター福祉指導課（合併前後とも同じです。） ☎0285-21-2294
工業関係	登録電気工事業の登録	合併日後30日以内に、「登録事項等変更届出書」に登録証を添付して提出してください。	工業振興課 ☎028-623-3196
	みなし登録電気工事業の登録	合併日後30日以内に、「電気工事業に係る変更届出書」に受理証を添付して提出してください。	
水産業協同組合法	水産業協同組合の定款	合併日以降、定款（組合の地区、事務所所在地の名称）を変更したときに、水産業協同組合定款変更届を提出してください。	生産振興課 ☎028-623-2351
飼料安全法	飼料・飼料添加物製造業者届	合併日後1ヵ月以内に、「届出事項変更届」を提出してください。	畜産振興課 ☎028-623-2350
	飼料・飼料添加物販売業者届	合併日後1ヵ月以内に、「届出事項変更届」を提出してください。	農業環境指導センター ☎028-626-3086
家畜市場関係	家畜市場の登録	合併日後2週間以内に、「登録事項変更届出書」を提出してください。	畜産振興課 ☎028-623-2347

📍：合併後の市役所本庁の担当課 📍：合併後の岩舟総合支所の担当課 📍：合併前の岩舟町役場の担当課

分類	項目	必要な手続き等	県の窓口
土地改良関係	土地改良区の代表者及び印鑑の届出	合併日以降速やかに、代表者及び印鑑（変更）届出書を提出してください。	下都賀農業振興事務所農村整備部（合併前後とも同じです。） ☎23-3428
	土地改良区「定款」	合併日以降速やかに、定款変更届出書を提出してください。	
	土地改良区「維持管理計画書」	合併日以降速やかに、維持管理計画書変更届出書を提出してください。	
博物館法関係	博物館の登録	合併日以降直ちに、「博物館登録申請書変更届」に関係書類を添付して提出してください。	生涯学習課 ☎028-623-3408
自動車指定関係	緊急自動車指定証	合併日以降、記載事項変更届を提出してください。	栃木警察署 ☎25-0110
	緊急自動車届出確認証		
	道路維持作業用自動車指定証		
	道路維持作業用自動車届出確認証		
各種免許等	家畜商免許	合併日以降速やかに、「登録変更申請書」を提出してください。	畜産振興課 ☎028-623-2347
	不動産鑑定士（補）の登録	合併日以降遅滞なく、変更登録申請書に栃木市が発行する住所表示等変更証明書を添付して提出してください。	地域振興課 土地利用調整班 ☎028-623-2267
	不動産鑑定業者の登録	合併日以降遅滞なく、変更登録申請書に栃木市が発行する住所表示等変更証明書を添付して提出してください。	

●その他

分類	項目	必要な手続き等	窓口
各共済組合	共済年金受給者	共済年金の受給者の方は、勤務先・所属の共済組合・共済年金支払の案内元に、個々にお問い合わせください。	勤務先・所属の共済組合の窓口
電気	—	住所変更の手続きは必要ありません。	東京電気株式会社 栃木カスタマーセンター ☎0120-995-111
電話	電話番号に関する住所	住所変更の手続きは必要ありません。 	NTT 東日本 ☎局番なし 116
金融機関（栃木市指定金融機関等）	預金通帳、証書等	原則、住所変更の手続きは必要ありません。ただし、当座預金、融資取引等のある方は、お取引の金融機関によっては、手続きが必要となる場合がありますので、詳細については各金融機関にお問い合わせください。	各金融機関の窓口
	キャッシュカード	住所変更の手続きは必要ありません。	

📍：合併後の市役所本庁の担当課 📍：合併後の岩舟総合支所の担当課 📍：合併前の岩舟町役場の担当課

行政機関の管轄の変更

● 国の窓口

国が行っている業務について、岩舟町の管轄の取り扱いは次のとおりとなります。

行政機関	岩舟町の管轄事務所等	主な業務	取り扱い	栃木市の管轄事務所等
税務署	栃木税務署 ☎22-0885	国税に関すること	変更ありません。	栃木税務署 ☎22-0885
地方・家庭裁判所	宇都宮地方・家庭裁判所 栃木支部 ☎23-0225		変更ありません。	宇都宮地方・家庭裁判所 栃木支部 ☎23-0225
検察庁	宇都宮地方検察庁 栃木支部 ☎22-4144		変更ありません。	宇都宮地方検察庁 栃木支部 ☎22-4144
法務局	宇都宮地方法務局 栃木支局 ☎22-1068	土地の登記など	変更ありません。	宇都宮地方法務局 栃木支局 ☎22-1068
労働基準監督署	栃木労働基準監督署 ☎24-7766	労働相談、安全衛生、労災保険、個別労働紛争調停の斡旋など	変更ありません。	栃木労働基準監督署 ☎24-7766
日本年金機構年金事務所	日本年金機構 栃木年金事務所 ☎22-4131	年金、社会保険など	変更ありません。	日本年金機構 栃木年金事務所 ☎22-4131
職業安定所(ハローワーク)	栃木公共職業安定所 ☎22-4135	職業紹介、雇用保険など	変更ありません。	栃木公共職業安定所 ☎22-4135
国土交通省	関東運輸局 栃木運輸支局 佐野自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2020	自動車の登録など	変更ありません。	関東運輸局 栃木運輸支局 佐野自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2020
軽自動車検査協会	軽自動車検査協会 栃木事務所佐野支所 ☎0283-20-6116	軽自動車の登録など	変更ありません。	軽自動車検査協会 栃木事務所佐野支所 ☎0283-20-6116

● 栃木県の窓口

栃木県が行っている業務について、岩舟町の管轄の取り扱いは次のとおりとなります。

行政機関	岩舟町の管轄事務所等	主な業務	取り扱い	栃木市の管轄事務所等
県税事務所	栃木県税事務所【下都賀庁舎内】 ☎23-3412	県税に関すること	変更ありません。	栃木県税事務所【下都賀庁舎内】 ☎23-3412
環境森林事務所	県南環境森林事務所【安蘇庁舎内】 ☎0283-23-1441	自然環境・森林・林業に関すること	変更ありません。	県南環境森林事務所【安蘇庁舎内】 ☎0283-23-1441
	小山環境管理事務所【小山庁舎内】 ☎0285-22-4309	生活環境に関すること	変更ありません。	小山環境管理事務所【小山庁舎内】 ☎0285-22-4309
健康福祉センター	県南健康福祉センター【小山庁舎内】 ☎0285-22-0302	医療・児童福祉・介護保険・母子保健・感染症などに関すること	変更ありません。	県南健康福祉センター【小山庁舎内】 ☎0285-22-0302

本：合併後の市役所本庁の担当課 岩：合併後の岩舟町総合支所の担当課 役：合併前の岩舟町役場の担当課

行政機関	岩舟町の管轄事務所等	主な業務	取り扱い	栃木市の管轄事務所等
健康福祉センター	県南健康福祉センター【小山庁舎内】 ☎0285-22-0302	生活保護に関すること	平成26年4月5日から栃木市(本庁)が窓口となります。	市役所本庁生活福祉課 ☎21-2501
	栃木健康福祉センター【下都賀庁舎内】 ☎22-4121	精神・難病・生活衛生・食品衛生・薬事などに関すること	変更ありません。	栃木健康福祉センター【下都賀庁舎内】 ☎22-4121
児童相談所	県南児童相談所 ☎24-6121	児童相談、虐待防止など	変更ありません。	県南児童相談所 ☎24-6121
労政事務所	小山労政事務所【小山庁舎内】 ☎0285-22-4032	労働相談など	変更ありません。	小山労政事務所【小山庁舎内】 ☎0285-22-4032
農業振興事務所	下都賀農業振興事務所【下都賀庁舎内】 ☎23-3425	農業振興、融資制度など	変更ありません。	下都賀農業振興事務所【下都賀庁舎内】 ☎23-3425
家畜保健衛生所	県南家畜保健衛生所 ☎27-3611	家畜伝染病予防、畜産農家の衛生指導など	変更ありません。	県南家畜保健衛生所 ☎27-3611
土木事務所	栃木土木事務所【下都賀庁舎内】 ☎23-3433	県道や河川の整備、維持管理に関することなど	変更ありません。	栃木土木事務所【下都賀庁舎内】 ☎23-3433
	栃木土木事務所【下都賀庁舎内】 開発行為関係 ☎23-3435 建築関係 ☎23-3748	開発行為申請・建築確認に関すること	平成26年4月5日から栃木市(本庁)が窓口となります。	市役所本庁建築指導課 ☎21-2444
県民相談室	下都賀県民相談室【下都賀庁舎内】 ☎24-5665	県民相談など	変更ありません。	下都賀県民相談室【下都賀庁舎内】 ☎24-5665
教育事務所	下都賀教育事務所【下都賀庁舎内】 ☎23-3422	学校教育、生涯学習に関することなど	変更ありません。	下都賀教育事務所【下都賀庁舎内】 ☎23-3422
警察	栃木警察署 ☎25-0110	警察業務	変更ありません。	栃木警察署 ☎25-0110

区域・圏域等の変更

区域・圏域等について、岩舟町のエリアの取り扱いは次のとおりとなります。

区域・圏域等	岩舟町	合併時の取り扱い	栃木市
二次保健医療圏	県南保健医療圏	変更ありません。	県南保健医療圏
救急医療体制圏域	栃木医療圏	変更ありません。	栃木医療圏
医師会	下都賀郡市医師会	変更ありません。	下都賀郡市医師会
県立高等学校全日制普通科通学区域	下都賀学区	変更ありません。	下都賀学区
都市計画区域	小山栃木都市計画区域	変更ありません。	小山栃木都市計画区域
栃木県議会議員選挙区	栃木市・岩舟町選挙区	変更ありません。	鹿沼市・西方町選挙区(西方地域) 栃木市・岩舟町選挙区
衆議院小選挙区選出議員選挙区	第4区	変更ありません。	第2区(西方地域) 第4区(大平・藤岡・都賀・岩舟地域) 第5区(栃木地域)

栃木県から引き継ぐ業務

これまで栃木県が下都賀庁舎などで行っていた岩舟町の業務の一部は、平成 26 年 4 月 5 日からは栃木市が引き継いで取り扱います。

● 開発行為関係申請・建築関係申請

合併前の岩舟町の開発行為関係申請と建築関係申請については、栃木土木事務所が窓口となっておりますが、合併後は栃木市が窓口となります。

【取り扱う事務】

- 開発行為許可等関係申請窓口
- 建築関係申請窓口

【留意点】

合併後、開発・建築関係の申請窓口は、栃木市の各総合支所及び栃木土木事務所にはございませんのでご注意ください。

特に、都市計画法第 34 条第 11 号の市街化調整区域の開発行為の基準に関しましては、合併後の栃木市の条例が適用となりますのでご注意ください。

合併前後の申請については、書類の移動・整理等のため、場合によっては処理に時間をいただくことも想定されますので、期間に余裕を持ってご相談及び申請手続きをお願いいたします。

【新しい窓口】

本：建築指導課（建築指導担当 ☎21-2441・建築審査担当 ☎21-2442・開発指導担当 ☎21-2444）

● 福祉事務所

合併前の岩舟町の福祉に関することの一部（生活保護）については、下都賀福祉事務所（県南健康福祉センター）が窓口となっておりますが、合併後は栃木市が窓口となります。

【新しい窓口】

本：社会福祉課 ☎21-2201 生活福祉課 ☎21-2212

● 社会福祉法人、障がい福祉サービス事業者及び保育所等に係る申請等

合併前の岩舟町の下記の申請等については、栃木県が窓口となっておりますが、合併後は栃木市が窓口となります。

【取り扱う事務】

- ・社会福祉法人の定款認可等の申請又は届出（主たる事務所が栃木市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が栃木市の区域を越えないものに限り。）
- ・指定障がい福祉サービス事業者等の指定申請又は変更等の届出
- ・保育所及び児童館の設置認可申請又は変更等の届出
- ・認可外保育施設の設置届出又は変更等の届出
- ・放課後児童健全育成事業の開始届出又は変更等の届出
- ・児童福祉法の一時的預かり事業の開始届出、変更等の届出

合併前後の申請については、書類の移動・整理等のため、場合によっては処理に時間をいただくことも想定されますので、期間に余裕を持ってご相談及び申請手続きをお願いいたします。

【新しい窓口】

本：社会福祉課（検査指導担当 ☎21-2237）

岩舟総合支所のご案内

合併前の岩舟町役場は、合併後「岩舟総合支所」として身近な行政サービスの提供や岩舟地域のまちづくりを行っていくこととなります。

● 配置図・主な取扱い業務

「市役所・総合支所のご案内」の「配置図」（20 ページ）と「主な取扱い業務」（33 ページ）をご覧ください。

● 業務時間

- 通常業務
平日（月曜日から金曜日）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 延長窓口（住民票や戸籍、納税証明書の交付のみ）
毎週金曜日 午後 7 時まで

● 問い合わせ先にお困りの時は

合併前に岩舟町役場で取り扱ってきた事務は、合併後の栃木市役所本庁及び岩舟総合支所で取り扱います。なお、合併後は岩舟総合支所の組織が大きく変更になります。

栃木市では、本庁と総合支所間の電話転送が可能です。平成 26 年 4 月 5 日以降、問い合わせ先や担当窓口がわからない場合には、下記の番号におかけください。

岩舟総合支所地域まちづくり課 ☎55-7751

ただし、本庁舎、総合支所以外の公共施設等には電話転送ができませんので、担当課の電話番号をご案内し、おかけ直しいただく場合もあります。

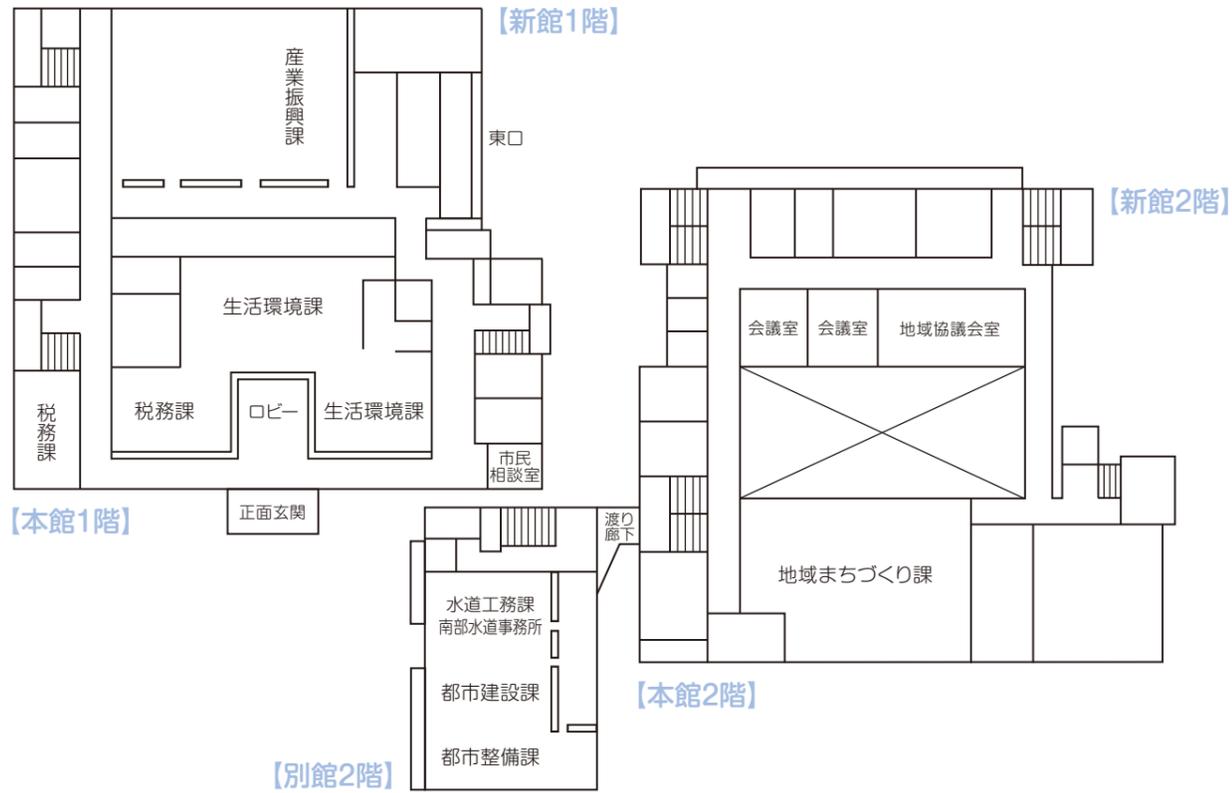
また、土・日曜日・祝日及び業務時間外は、担当課におつなぎできない場合もございますので、ご了承ください。

【問い合わせ】

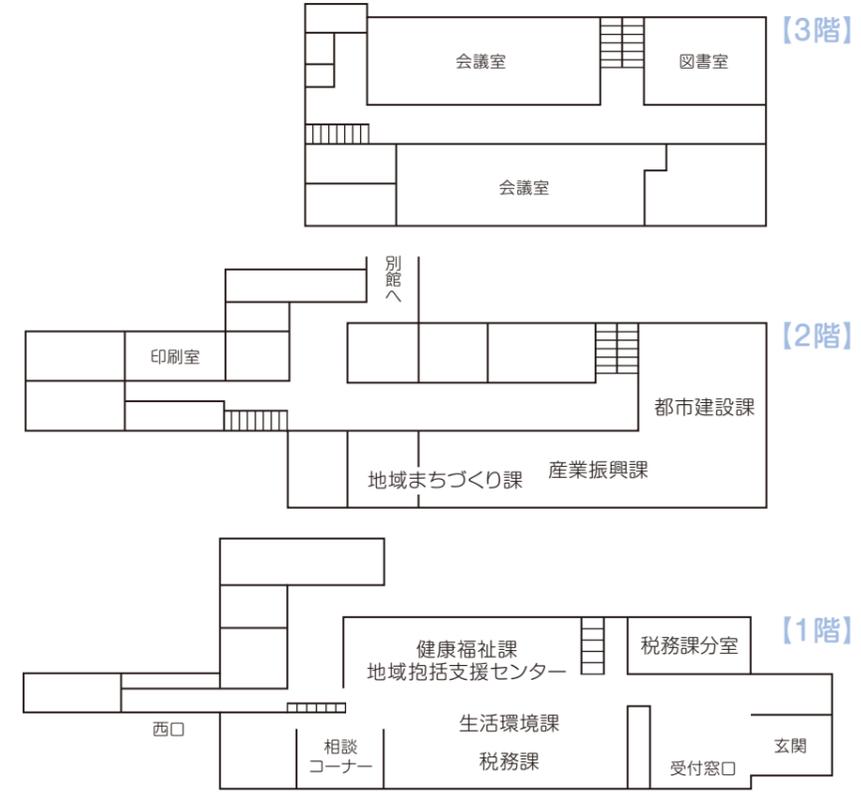
- 本：総務課 ☎21-2342 岩：地域まちづくり課 ☎55-7751
- 役：総務課 ☎55-7751



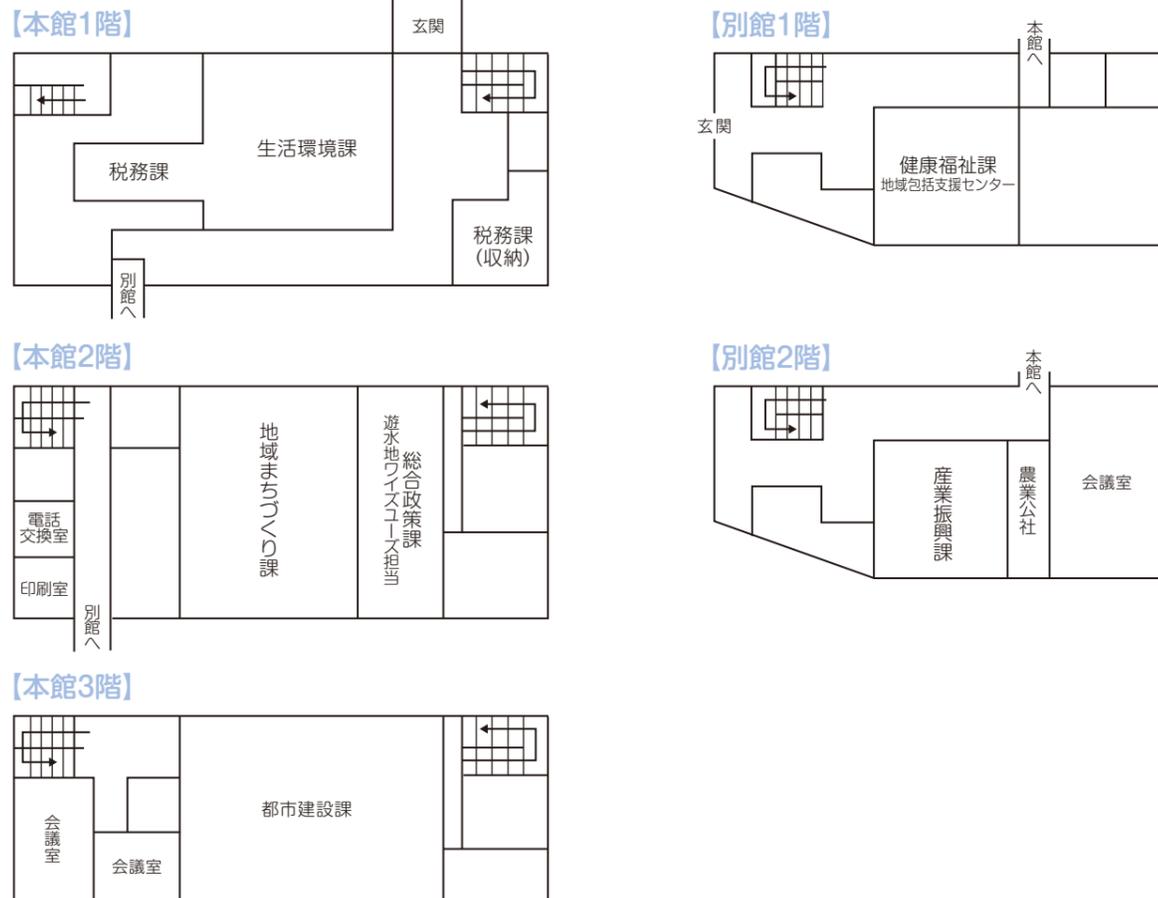
○大平総合支所



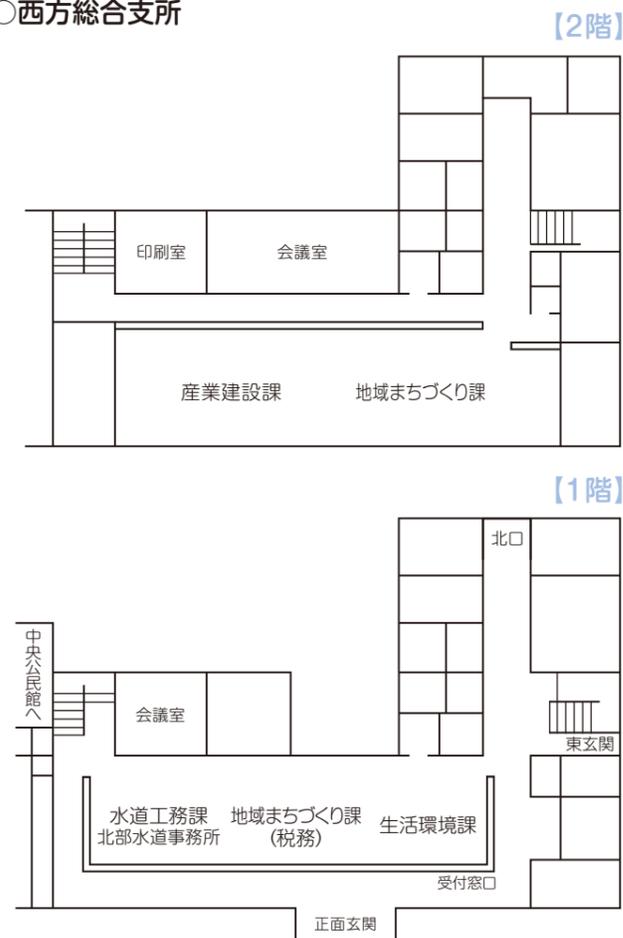
○都賀総合支所



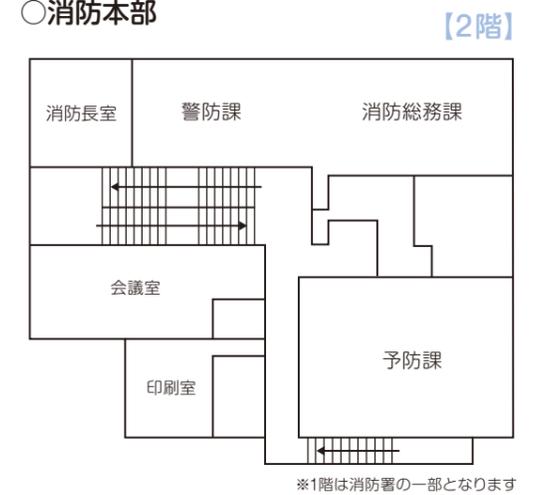
○藤岡総合支所



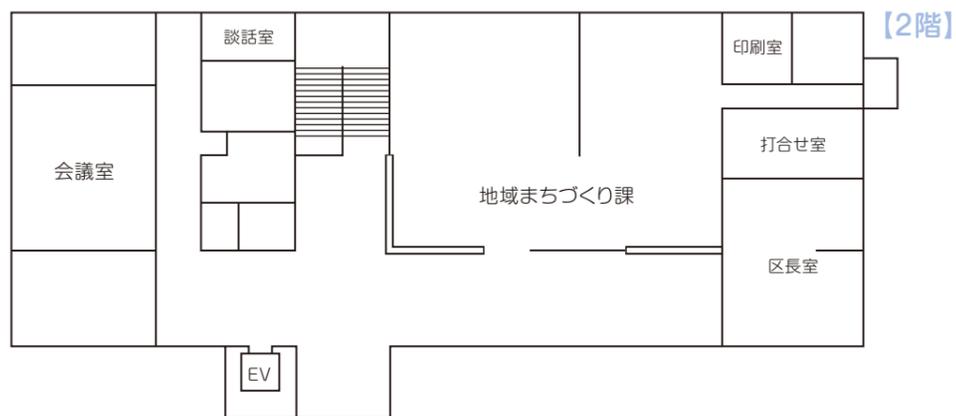
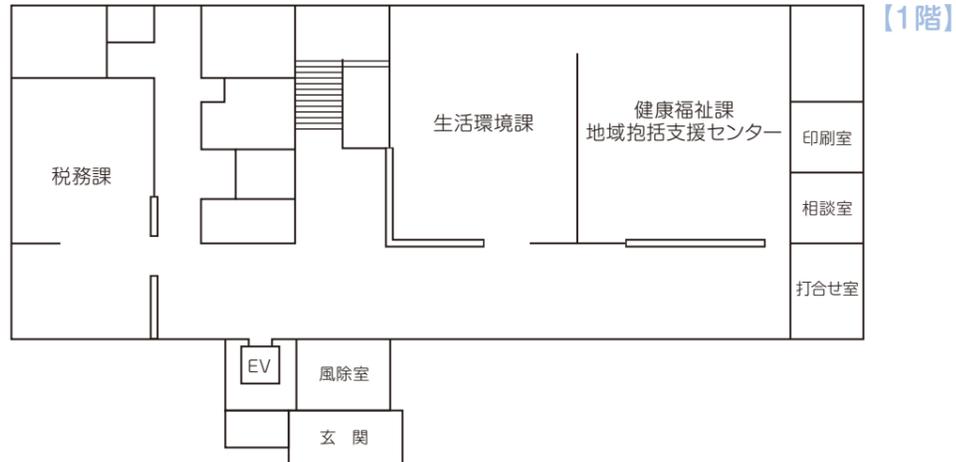
○西方総合支所



○消防本部



○岩舟総合支所



○岩舟総合支所 別館



○その他の公共施設に設置の課

	課名等	設置されている公共施設
本 庁	健康増進課	栃木保健福祉センター内
	水道業務課 水道工務課	水道庁舎内
	社会福祉課 (発達支援担当)	入舟庁舎内
	高齢福祉課 (ねんりんピック推進担当)	総合運動公園内
大平総合支所	健康福祉課	ゆうゆうプラザ内
西方総合支所	健康福祉課	西方保健センター内
栃木市教育委員会事務局	スポーツ振興課	総合運動公園内
	大平教育支所	大平公民館内
	藤岡教育支所	藤岡公民館内
	都賀教育支所	都賀公民館内
	西方教育支所	西方公民館内 西方総合体育館内
	岩舟教育支所	岩舟公民館内



●主な取扱い業務

本庁舎と各総合支所の各部署で扱う主な取扱い業務をご案内します。

○本庁：〒328-8686 万町9-25

部名等	課名等	担当名等	電話番号	主な取扱い業務
総合政策部	総合政策課	政策総務担当	21-2301	国際交流、国内交流、市町村合併、事務事業調整状況の把握 など
		政策調整担当	21-2302	総合計画、行政評価、首都圏計画、土地開発公社、市民意向調査、事業仕分け、ふるさと納税 など
		遊水地ワイズユース担当 (藤岡総合支所内)	62-0919	渡良瀬遊水地のワイズユースに関する事 と、その他渡良瀬遊水地に係る施策の企 画調整に関する事
		統計担当	21-2306	基幹統計、統計データの収集、自主統計 など
	まちなか土地利用 推進室	まちなか土地利用推 進担当	21-2309	中心市街地の土地利用対策に関する事
	地域まちづくり課	まちづくり担当	21-2331	地域自治区との連絡調整、自治会、身近 な地域のまちづくり、市民自治の仕組み づくり、地域振興 など
		市民協働推進担当	21-2332	市民協働まちづくりファンド、市民協働 の推進、市民協働体制の整備、市民活動 団体支援、特定非営利活動促進、市民活 動推進センター など
	秘書広報課	秘書担当	21-2311	秘書業務、儀式、渉外、表彰、緊急的事 項の総合調整 など
		広報広聴担当	21-2316	広報紙の発行、広聴事業、記者会見、ま ちづくり懇談会、市ホームページ、SNS、 パブリックコメント、 Mascotキャラ クター、ふるさと大使 など
	財政課	財政担当	21-2321	財政計画、予算編成、財政運営、指定金 融機関 など
総務部	総務課	行政管理担当	21-2342	自治基本条例の運用、行政組織、事務分 掌、行政改革、地方分権、地縁団体の認 可、市章、市旗 など
		文書法規担当	21-2345	条例等の審査、情報公開、個人情報保護、 文書管理 など
	職員課	人事担当	21-2351	職員の人事、給与、福利厚生、健康管理、 研修 など
	情報推進課	情報推進担当	21-2561	情報システム等の管理、情報セキュリ ティ など
	契約検査課	契約担当	21-2361	建設工事等及び物品購入等の入札・契約、 工事・業務・物品購入等の入札参加登録 など
		検査担当	21-2364	建設工事の検査・指導、技術専門研修 など
	危機管理課	危機管理担当	21-2551	地域防災計画、防災対策、防災会議、災 害対策本部、り災証明、自衛官募集、消 防本部との連絡調整、危機管理 など

○本庁

部名等	課名等	担当名等	電話番号	主な取扱い業務
理財部	管財課	管財担当	21-2601	普通財産の取得・管理・処分、寺尾財産 区、基金に関する事 など
		庁舎管理担当	21-2605	庁舎・庁用車等の管理、事務室配置、天 幕管理 など
	市民税課	税政担当	21-2261	軽自動車税・市たばこ税等の賦課、税諸 証明交付 など
		市民税担当	21-2265	市県民税・国民健康保険税・介護保険料 の賦課、後期高齢者医療保険料 など
	資産税課	資産税担当	21-2271	固定資産税・都市計画税の賦課、公簿写 しの交付 など
収税課	収税担当	21-2281	市税・国民健康保険税・介護保険料・後 期高齢者医療保険料の徴収、滞納処分、 納税相談、市債権の管理指導 など	
生活環境部	市民生活課	市民生活担当	21-2121	市民相談、行政相談、消費者行政、消費 生活センター など
		住民情報担当	21-2126	住民異動届(外国人住民も含む)、戸籍・ 住民票・印鑑証明等の交付、住民票等 コンビニ交付、戸籍記載、住基カード、 パスポート申請の受理及び交付、埋火葬 許可、斎場・霊柩車の使用許可 など
	交通防犯課	交通防犯担当	21-2151	交通安全、交通指導員、防犯 など
		公共交通対策担当	21-2153	公共交通対策、ふれあいバス、蔵タク など
	保険医療課	保険担当	21-2131	国民健康保険の加入・脱退、被保険者証、 療養の給付、国民年金の加入・脱退、老 齢福祉年金、特別障害給付金、国民年金 の裁定請求、学生納付特例 など
		医療給付担当	21-2136	こども・妊産婦・重度心身障がい者・ひ とり親家庭医療費助成、不妊治療助成、 不育症治療費助成、後期高齢者医療 など
	環境課	環境政策担当	21-2141	地球温暖化防止、環境啓発、環境審議会、 狂犬病予防、放射能環境測定、省エネル ギー対策の推進 など
		環境保全担当	21-2142	公害対策、斎場、市有墓地、市営墓園、 一般廃棄物の収集・運搬、環境美化 など
		クリーンプラザ担当	31-2446	一般廃棄物処理に関する事、最終処分 場の企画調整、とちぎクリーンプラザ、 し尿処理、衛生センター、佐野地区衛生 施設組合、再生品提供事業 など
	斎場整備室	斎場整備担当	21-2428	斎場の再整備に関する事
新エネルギー対策 室	新エネルギー対策担 当	21-2366	新エネルギー対策事業の推進、住宅用太 陽光発電補助金 など	
人権・男女共同参 画課	人権推進担当	21-2161 43-6611 (大平隣保館) 24-2444 (厚生センター)	人権問題、人権啓発、人権擁護委員、人 権教育・啓発推進行動計画、隣保事業、 地域福祉事業、相談業務、大平隣保館、 厚生センター、集会所 など	
		男女共同参画担当	21-2162	男女共同参画、女性団体の指導助言、女 性委員登用の推進 など

○本庁

部名等	課名等	担当名等	電話番号	主な取扱い業務
保健福祉部	社会福祉課	福祉政策担当	21-2201	福祉に関する計画策定、民生委員児童委員、障がい者福祉関係団体の育成指導、保護司、災害救助、災害見舞金 など
		検査指導担当	21-2237	社会福祉事業の指導監督、放課後児童健全育成事業の開始届、指定障害福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設の指定等、指定一般相談支援事業者の指定等、福祉事業の届出の受理に関する事、児童福祉施設の設置の認可等 など
		障がい福祉担当	21-2203	障がい者（身体・療育・精神）手帳の交付申請、特定疾患者介護手当、障がい者自立支援医療、障がい福祉サービスの相談・調査・判定 など
		こどもサポートセンター担当	20-7705	子どもの心身の発達等に関する相談・検査・早期発見・巡回・支援等、子ども及びその家族への支援に必要な関係機関との連携、児童福祉の情報提供・啓発 など
	生活福祉課	生活福祉担当	21-2212	生活保護、行旅死病人、生活困窮者の自立支援 など
	こども課	こども担当	21-2221	こどもの総合相談、児童館、学童保育、子育て支援、ファミリーサポートセンター、子どもの家、子ども手当、児童扶養手当、遺児手当、ひとり親家庭及び寡婦の福祉、児童虐待、家庭児童相談室、赤ちゃん誕生祝い金、養育支援家庭訪問事業 など
	保育課	保育担当	21-2234	保育所に関する事、保育所の指導・管理運営、保育所給食の企画運営、保育所運営第三者評価、子ども・子育て会議、子ども子育て支援事業、保育料滞納回収、認定こども園、認可外保育施設との連絡、幼稚園に関する事、保育所整備計画、児童福祉施設整備 など
	高齢福祉課	高齢福祉担当	21-2241	高齢福祉、老人福祉センター、敬老祝賀、シルバー人材センター など
		ねんりんピック推進担当（総合運動公園内）	25-0931	全国健康福祉祭に関する事
		地域支援担当	21-2244	地域支援事業、地域包括支援センター、地域ケア会議 など
	介護保険課	介護保険担当	21-2251	介護保険事業の企画運営、地域密着型サービス事業者、介護保険施設 など
		介護認定担当	21-2253	介護認定、認定申請者の資格管理、訪問調査、介護認定審査会 など
	健康増進課（栃木保健福祉センター内）	保健予防担当	25-3511	救急医療、献血、健診、がん検診、予防接種、感染症予防 など
健康づくり担当		25-3512	母子保健、妊娠届、母子健康手帳、低体重児の届出、未熟児養育医療、歯科保健、生活習慣病予防、栄養指導、精神保健、特定保健指導 など	

○本庁

部名等	課名等	担当名等	電話番号	主な取扱い業務	
保健福祉部	地域医療対策室	地域医療対策担当	21-2336	地域医療の再生対策 など	
産業振興部	商工観光課	商工振興担当	21-2371	商工業の振興、融資あっせん、雇用・労務対策、商工会議所法及び商工会法に基づく事務、勤労者のための施設に関する事 など	
		観光振興担当	21-2373	観光の振興、地域ブランド など	
	農林課	農業振興担当	21-2381	農業振興地域、農林業の金融、農畜産業の振興、農業再生協議会、農用区域内における開発行為の許可等、農住組合法に関する事務 など	
		農林整備担当	21-2386	農業農村整備事業、農業用水利、森林環境整備、農地・水・環境保全向上対策、鳥獣保護、森林法に基づく保安林及び保安施設地区の規制に関する事務、林地の開発許可、鳥獣捕獲の許可、出流ふれあいの森、自然環境の保全及び緑化に関する条例に基づく事務 など	
		産業基盤整備課	企業立地担当	21-2376	企業誘致 など
		基盤整備担当	21-2377	産業団地の計画・整備推進 など	
建設水道部	道路課	監理担当	21-2401	土木事業の総合調整、市道の認定・占用許可、法定外公共物の用途廃止・使用許可 など	
		道路整備担当	21-2406	道路・街路・橋りょう事業の整備、道路普請事業、道路街路樹整備、交通安全施設の整備 など	
		道路維持担当	21-2408	道路の維持補修、交通安全施設の新設・維持補修、道路愛護、道路アダプト制度、道路災害防除事業、災害復旧事業 など	
	河川緑地課	河川担当	21-2411	河川・雨水排水及び水路事業の整備、災害復旧、河川の維持管理、河川愛護、河川アダプト制度 など	
		公園緑地担当	21-2413	公園・緑地の整備、災害復旧、公園緑地の維持管理、緑化の推進、総合運動公園に関する事、公園・緑地アダプト制度、都市緑地法に関する事務、県立自然公園条例に基づく事務 など	
	下水道課	下水道管理担当		21-2419	下水道事業の企画・経営、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、受益者負担金、分担金、下水道台帳及び農業集落排水施設台帳、下水道普及促進、排水設備・浄化槽に関する事 など
			下水道整備担当	21-2423	下水道事業の計画・施行、都市下水路、下水道施設・農業集落排水施設の維持管理及び修繕 など
		水道業務課（水道庁舎内）	業務担当	25-2100	水道メーター検針、水道の使用開始中止、水道料金に関する事、水道料金の減免など

○本庁

部名等	課名等	担当名等	電話番号	主な取扱い業務	
建設水道部	水道工務課 (水道庁舎内)	工務担当	25-2101	水道建設・改良工事の企画・設計・調査、水質検査、漏水調査、給水装置工事の受付・設計審査・材料検査・竣工検査、水道メーターに関すること、小規模水道に関すること など	
		北部水道事務所担当 (西方総合支所内)	92-0317	漏水調査、配水の記録、水質検査 など	
		南部水道事務所担当 (大平総合支所内)	43-9221		
都市整備部	都市計画課	計画景観担当	21-2431	都市計画、都市景観の企画および調整、屋外広告物の許可、地価公示、風致地区、都市計画事業の認可申請の受理、建築行為の制限、都市計画事業の報告・資料の提出・勧告及び助言等、代執行・公告・立ち入り調査、被災宅地危険度判定 など	
		伝建まちづくり担当	21-2433	伝統的建造物群保存地区のまちづくりに関する事、歴史的風致維持向上に関する事、同保存地区の許認可等に関する事 など	
		市街地整備担当	21-2434	土地区画整理事業の企画・調整及び施行、市街地再開発事業の施行、都市再開発法に基づく事務 など	
	建築課	住宅担当	21-2451	住宅政策の総合調整・推進、市営住宅の建設・管理、市営住宅の用地の取得および補償、地域優良賃貸住宅 など	
		建築担当	21-2456	市有建築物の設計・営繕、行政施設の営繕 など	
	建築指導課	建築指導担当	21-2441	建築物の許可・認定、道路位置指定、建築指導、震災建築物応急危険度判定 など	
		建築審査担当	21-2442	建築物の審査及び検査、住宅金融支援機構の融資に係る住宅の審査及び検査、優良住宅・長期優良住宅の認定、低炭素建築物新築等計画の届出 など	
		開発指導担当	21-2444	都市計画法に基づく開発許可制度に関する事、優良宅地の認定 など	
	会計管理者	会計課	審査担当	21-2111	公金支出の審査、現金等保管、適切な資金運用 など
			出納担当	21-2114	決算、物品の出納・保管 など
議会事務局	議事課	議会総務担当	21-2503	議員の福利厚生・共済、議員の研修、議場の管理 など	
		議事調査担当	21-2505	本会議などの運営、会議録の作成、公聴会、請願・陳情 など	
教育委員会事務局	教育総務課	教育総務担当	21-2461	教育行政相談、教育委員、奨学資金、通学区域、学校施設の営繕 など	
		教育政策担当	21-2467	教育政策、総合教育計画 など	

○本庁

部名等	課名等	担当名等	電話番号	主な取扱い業務	
教育委員会事務局	学校教育課	学校教育担当	21-2474	転校の手続、学級編制、教科書採択、学校評議員制度、教職員の研修、教育研究所 など	
		保健給食担当	21-2480	学校給食、学校給食研究会、学校保健、給食センター など	
	生涯学習課	生涯学習担当	21-2486	生涯学習の推進、生涯学習推進本部、学校開放、学習相談事業、市民大学、生涯学習人材バンク、コミュニティセンター、視聴覚教育 など	
		社会教育担当	21-2488	社会教育、成人・家庭教育、とちぎ未来アシストネット推進事業、青少年健全育成に関すること、図書館に関すること など	
		公民館担当	栃木公民館	24-0352	公民館事業、社会教育団体の指導助言 など
			大宮公民館	27-0073	
			皆川公民館	22-1812	
	吹上公民館		31-1792		
	寺尾公民館	31-0002			
	国府公民館	27-3002			
	スポーツ振興課 (総合運動公園内)	スポーツ振興担当	25-0930	生涯スポーツの振興普及、社会体育施設の管理、スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員、スポーツイベント・教室、学校体育施設開放 など	
	文化課	文化振興担当	21-2495	芸術文化の振興、文化財の保護、郷土資料の収集、文化会館に関する事 など	
		美術館担当 (とちぎ蔵の街美術館内)	20-8228	芸術作品等の調査・研究、美術館 など	
	伝建推進室	伝建推進担当	21-2571	伝統的建造物群保存事業 など	
	大平教育支所 (大平公民館内)	生涯学習担当	43-9219	教育行政相談、奨学資金・入学資金の申請受付、転校の受付、生涯学習・生涯スポーツの振興、公民館・社会体育施設の管理運営、学校体育施設開放、大平運動公園 など	
藤岡教育支所 (藤岡公民館内)	生涯学習担当	62-4321	教育行政相談、奨学資金・入学資金の申請受付、転校の受付、生涯学習・生涯スポーツの振興、公民館・社会体育施設の管理運営、学校体育施設開放、藤岡渡良瀬運動公園 など		
都賀教育支所 (都賀公民館内)	生涯学習担当	27-5050	教育行政相談、奨学資金・入学資金の申請受付、転校の受付、生涯学習・生涯スポーツの振興、公民館・社会体育施設の管理運営、学校体育施設開放、つがスポーツ公園、 など		

○本庁

部名等	課名等	担当名等	電話番号	主な取扱い業務
教育委員会事務局	西方教育支所 (西方公民館内)	生涯学習担当	92-0316	教育行政相談、奨学資金・入学資金の申請受付、転校の受付、生涯学習の振興、公民館の管理運営 など
			92-0866 (総合文化体育館内)	生涯スポーツの振興、社会体育施設の管理運営、学校体育施設開放、西方総合文化体育館に関する事、西方総合公園の有料公園施設及びスポーツ管理棟の管理等 など
	岩舟教育支所 (岩舟公民館内)	生涯学習担当	55-2500	教育行政相談、奨学資金・入学資金の申請受付、転校の受付、生涯学習・生涯スポーツの振興、公民館・社会体育施設の管理運営、学校体育施設開放、岩舟文化会館、石の資料館 など
選挙管理委員会事務局		選挙担当	21-2531	選挙に関する事務、選挙の啓発、直接請求 など
監査委員事務局		監査担当	21-2541	事務・事業執行の監査、現金出納検査、住民監査請求 など
農業委員会事務局		農地振興担当	21-2393	農地法事務、農業者年金、農業経営の合理化 など

○大平総合支所：〒329-4492 大平町富田 558

部名等	課名等	担当名等	電話番号	主な取扱い業務
大平総合支所	地域まちづくり課	地域自治担当	43-9205	身近な地域のまちづくり、地域協議会、市民活動支援、特定非営利活動促進、広報広聴、自治会 など
		総務担当	43-9204	文書管理、庁舎の管理 など
	税務課	市民税担当	43-9208	税諸証明交付、軽自動車税・市県民税・国民健康保険税・介護保険料の賦課事務、後記高齢者医療保険料 など
		資産税担当	43-9208	固定資産税・都市計画税・特別土地保有税の賦課事務 など
		収税担当	43-9208	市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の徴収、滞納処分、納税相談 など
	生活環境課	住民担当	43-9209	住民異動届（外国人住民も含む）、戸籍・住民票・印鑑証明書等の交付、住基カード、パスポート申請の受理及び交付 など
		保険医療担当	43-9216	国民健康保険、後期高齢者医療、子ども・妊産婦・重度心身障がい者・ひとり親家庭医療費助成、国民年金の加入・脱退、老齢福祉年金、特別障害給付金、国民年金の裁定請求、学生納付特例 など
		生活環境交通担当	43-9211	市民相談、行政相談、消費者行政、交通安全、公共交通対策、防犯、市有墓地、環境美化、狂犬病予防 など

○大平総合支所

部名等	課名等	担当名等	電話番号	主な取扱い業務
大平総合支所	健康福祉課 (ゆうゆうプラザ内)	福祉・子ども担当	45-1788	地域福祉、民生委員児童委員、生活保護、災害救助、障がい福祉、社会福祉施設の管理運営、障がい児・障がい者等の相談・支援、保育所その他児童福祉に係る諸手続き など
		介護高齢担当	45-1788	敬老祝賀、介護保険、高齢者福祉、地域支援事業、地域包括支援センター など
		健康増進担当	45-1788	健診、がん検診、母子保健、妊娠届、母子健康手帳、低体重児の届出、未熟児養育医療、予防接種、歯科保健、生活習慣病予防、感染症予防、精神保健、特定保健指導 など
	産業振興課	農林振興担当	43-9212	農林畜産業の振興、鳥獣保護、農業農村整備事業、農業水利、農地・水・環境保全向上対策、治山、林道、耕作証明、農家証明 など
		商工観光担当	43-9213	商工業の振興、融資あっせん、観光の振興、地域ブランド、雇用・労務対策 など
	都市整備課	道路管理担当	43-9214	道路・橋りょう・水路の維持管理、交通安全施設の新設・維持補修 など
		道路整備担当	43-9214	道路・橋りょう・水路の整備、災害復旧、交通安全施設の整備 など
	都市建設課	都市管理担当	43-9215	市営住宅等の管理、サービス付高齢者向住宅供給事業補助金、住宅建築に係る相談 など
		都市建設担当	43-9215	公園等の整備・維持管理、土地区画整理事業、栃木藤岡バイパス沿線の整備、大平中心市街地の整備 など



○藤岡総合支所：〒323-1192 藤岡町藤岡 1022-5

部名等	課名等	担当名等	電話番号	主な取扱い業務
藤岡総合支所	地域まちづくり課	地域自治担当	62-0900	身近な地域のまちづくり、地域協議会、市民活動支援、特定非営利活動促進、広報広聴、自治会 など
		総務担当	62-0900	文書管理、庁舎の管理、遊水池会館 など
	税務課	市民税担当	62-0902	税諸証明交付、軽自動車税・市県民税・国民健康保険税・介護保険料の賦課事務、後期高齢者医療保険料 など
		資産税担当	62-0902	固定資産税・都市計画税・特別土地保有税の賦課事務 など
		収税担当	62-0902	市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の徴収、滞納処分、納税相談 など
	生活環境課	住民担当	62-0903	住民異動届（外国人住民も含む）、戸籍・住民票・印鑑証明書等の交付、住基カード、パスポート申請の受理及び交付 など
		保険医療担当	62-0903	国民健康保険、後期高齢者医療、こども・妊産婦・重度心身障がい者・ひとり親家庭医療費助成、国民年金の加入・脱退、老齢福祉年金、特別障害給付金、国民年金の裁定請求、学生納付特例 など
		生活環境交通担当	62-0903	市民相談、行政相談、消費者行政、交通安全、公共交通対策、防犯、市有墓地、環境美化、狂犬病予防、佐野地区衛生施設組合 など
	健康福祉課	福祉・こども担当	62-0904	地域福祉、民生委員児童委員、生活保護、災害救助、障がい福祉、障がい児・障がい者等の相談・支援、保育所その他児童福祉に係る諸手続き、渡良瀬の里 など
		介護高齢担当	62-0904	敬老祝賀、介護保険、高齢者福祉、地域支援事業、地域包括支援センター など
		健康増進担当	62-0904	健診、がん検診、母子保健、妊娠届、母子健康手帳、低体重児の届出、未熟児養育医療、予防接種、歯科保健、生活習慣病予防、感染症予防、精神保健、特定保健指導 など
	産業振興課	農林振興担当	62-0906	農林水産業の振興、鳥獣保護、農業農村整備事業、農業用水利、農地・水・環境保全向上対策、地籍調査、道の駅、耕作証明、農家証明 など
		商工観光担当	62-0906	商工業の振興、融資あっせん、観光の振興、地域ブランド、雇用・労務対策 など
	都市建設課	管理担当	62-0908	道路・橋りょう・河川水路・公園の管理、交通安全施設の新設・維持補修 など
		都市建設担当	62-0908	道路・橋りょう・河川水路・公園の整備、災害復旧、土地区画整理、住宅建築に係る相談、交通安全施設の整備 など

○都賀総合支所：〒328-0192 都賀町家中 5982-1

部名等	課名等	担当名等	電話番号	主な取扱い業務
都賀総合支所	地域まちづくり課	地域自治担当	29-1100	身近な地域のまちづくり、地域協議会、市民活動支援、特定非営利活動促進、広報広聴、自治会 など
		総務担当	29-1100	文書管理、庁舎の管理 など
	税務課	市民税担当	29-1101	税諸証明交付、軽自動車税・市県民税・国民健康保険税・介護保険料の賦課事務、後期高齢者医療保険料 など
		資産税担当	29-1101	固定資産税・都市計画税・特別土地保有税の賦課事務 など
		収税担当	29-1101	市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の徴収、滞納処分、納税相談 など
	生活環境課	住民担当	29-1102	住民異動届（外国人住民も含む）、戸籍・住民票・印鑑証明書等の交付、住基カード、パスポート申請の受理及び交付 など
		保険医療担当	29-1102	国民健康保険、後期高齢者医療、こども・妊産婦・重度心身障がい者・ひとり親家庭医療費助成、国民年金の加入・脱退、老齢福祉年金、特別障害給付金、国民年金の裁定請求、学生納付特例 など
		生活環境交通担当	29-1102	市民相談、行政相談、消費者行政、交通安全、公共交通対策、防犯、市有墓地、環境美化、狂犬病予防 など
	健康福祉課	福祉・こども担当	29-1103	地域福祉、民生委員児童委員、生活保護、災害救助、障がい福祉、障がい児・障がい者等の相談・支援、保育所その他児童福祉に係る諸手続き など
		介護高齢担当	29-1103	敬老祝賀、介護保険、高齢者福祉、地域支援事業、地域包括支援センター、都賀老人デイサービスセンター藤糸荘の管理運営 など
		健康増進担当	29-1103	健診、がん検診、母子保健、妊娠届、母子健康手帳、低体重児の届出、未熟児養育医療、予防接種、歯科保健、生活習慣病予防、感染症予防、精神保健、特定保健指導 など
	産業振興課	農林振興担当	29-1104	農林水産業の振興、鳥獣保護、農業農村整備事業、農業用水利、農地・水・環境保全向上対策、耕作証明、農家証明 など
		商工観光担当	29-1104	商工業の振興、融資あっせん、観光の振興、地域ブランド、雇用・労務対策 など
	都市建設課	管理担当	29-1105	道路・橋りょう・河川水路・公園の管理、交通安全施設の新設・維持補修、ファミリーパーク、ふるさとセンターパーク など
都市建設担当		29-1105	道路・橋りょう・河川水路・公園の整備、災害復旧、住宅建築に係る相談、交通安全施設の整備 など	

○西方総合支所：〒322-0692 西方町本城 1

部名等	課名等	担当名等	電話番号	主な取扱い業務
西方総合支所	地域まちづくり課	地域自治担当	92-0300	身近な地域のまちづくり、地域協議会、市民活動支援、特定非営利活動促進、広報広聴、自治会 など
		総務担当	92-0301	文書管理、庁舎の管理 など
		市民税担当	92-0304	税諸証明交付、軽自動車税・市県民税・国民健康保険税・介護保険料の賦課徴収事務、後期高齢者医療保険料、固定資産税の徴収事務、滞納処分、納税相談 など
		資産税担当	92-0305	固定資産税・都市計画税、特別土地保有税の賦課事務 など
	生活環境課	住民担当	92-0306	住民異動届（外国人住民も含む）、戸籍・住民票・印鑑証明書等の交付、住基カード、パスポート申請の受理及び交付 など
		保険医療担当	92-0307	国民健康保険、後期高齢者医療、子ども・妊産婦・重度心身障がい者・ひとり親家庭医療費助成、国民年金の加入・脱退、老齢福祉年金、特別障害給付金、国民年金の裁定請求、学生納付特例 など
		生活環境交通担当	92-0308	市民相談、行政相談、消費者行政、交通安全、公共交通対策、防犯、市有墓地、環境美化、狂犬病予防 など
	健康福祉課 (西方保健センター内)	福祉・子ども担当	92-0309	地域福祉、民生委員児童委員、生活保護、災害救助、障がい福祉、障がい児・障がい者等の相談・支援、保育所その他児童福祉に係る諸手続き など
		介護高齢担当	92-0310	敬老祝賀、介護保険、高齢者福祉、地域支援事業、地域包括支援センター など
		健康増進担当	92-0311	健診、がん検診、母子保健、妊娠届、母子健康手帳、低体重児の届出、未熟児養育医療、予防接種、歯科保健、生活習慣病予防、感染症予防、精神保健、特定保健指導 など
	産業建設課	産業振興担当	92-0313	農林畜産業の振興、道の駅、鳥獣保護、農業農村整備事業、農業用水利、治山、林道、耕作証明、農家証明、商・工業の振興、融資あっせん、観光の振興、地域ブランド、雇用・労務対策 など
		都市建設担当	92-0314	道路・橋りょう・河川水路・公園の整備および管理、災害復旧、住宅建築にかかる相談、交通安全施設の補修・整備 など

○岩舟総合支所：〒329-4392 岩舟町静 5133-1

部名等	課名等	担当名等	電話番号	主な取扱い業務
岩舟総合支所	地域まちづくり課	地域自治担当	55-7751	身近な地域のまちづくり、地域協議会、市民活動支援、特定非営利活動促進、広報広聴、自治会 など
		総務担当	55-7752	文書管理、庁舎の管理、宮の下簡易郵便局 など
	税務課	市民税担当	55-7757	税諸証明交付、軽自動車税・市県民税・国民健康保険税・介護保険料の賦課事務、後期高齢者医療保険料 など
		資産税担当	55-7758	固定資産税等の調査及び賦課事務、固定資産評価 など
		収税担当	55-7753	市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の徴収、滞納処分、納税相談 など
	生活環境課	住民担当	55-7754	住民異動届（外国人住民も含む）、戸籍・住民票・印鑑証明書等の交付、住基カード、パスポート申請の受理及び交付 など
		保険医療担当	55-7762	国民健康保険、後期高齢者医療、子ども・妊産婦・重度心身障がい者・ひとり親家庭医療費助成、国民年金の加入・脱退、老齢福祉年金、特別障害給付金、国民年金の裁定請求、学生納付特例 など
		生活環境交通担当	55-7763	市民相談、行政相談、消費者行政、交通安全、公共交通対策、防犯、市有墓地、環境美化、狂犬病予防、佐野地区衛生施設組合 など
	健康福祉課	福祉・子ども担当	55-7759	地域福祉、民生委員、児童委員、生活保護、災害救助、障がい福祉、障がい児・障がい者等の相談・支援、保育所その他児童福祉に係る諸手続き、岩舟健康福祉センター など
		介護高齢担当	55-7780 55-7782	敬老祝賀、介護保険、高齢者福祉、地域支援事業、地域包括支援センター、小野寺ふれあい館 など
		健康増進担当	55-7781	健診、がん検診、母子保健、妊娠届、母子健康手帳、低体重児の届出、未熟児養育医療、予防接種、歯科保健、生活習慣病予防、感染症予防、精神保健、特定保健指導 など
	産業振興課	農林振興担当	55-7764 55-7789	農林畜産業の振興、鳥獣保護、農業農村整備事業、農業用水利、農地・水・環境保全向上対策、治山、林道、耕作証明、農家証明、地籍調査 など
		商工観光担当	55-7790	商工業の振興、融資あっせん、観光の振興、地域ブランド、雇用・労務対策 など

○岩舟総合支所

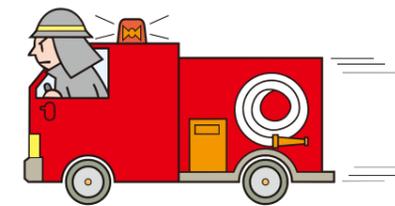
部名等	課名等	担当名等	電話番号	主な取扱い業務
岩舟総合支所	都市建設課	管理担当	55-7767	道路・橋りょう・河川水路・公園の管理、道路愛護及び河川愛護、交通安全施設の新設、市営住宅等の管理、岩舟総合運動公園 など
		都市建設担当	55-7768 55-7769	道路・橋りょう・河川水路・公園の整備、交通安全施設の整備、災害復旧、土地区画整理、住宅建築に係る相談 など

○消防本部・消防署：〒328-0012 平柳町 1-34-5

部名等	課名等	担当名等	電話番号	主な取扱い業務
消防本部	消防総務課	消防総務係	23-3527	消防職員の人事、給与、服務、研修、安全衛生、公務災害補償、表彰、公印の保管、文書管理、広報広聴、統計、貸与品、消防事務の企画・調整、重要事務事業の進行管理、例規の制定・改廃、予算の総括管理、手数料の徴収 など
		消防団係	23-3527	消防団、消防団各方面隊、水防団、消防団員の公務災害補償、表彰、消防団の連絡調整、消防水利の協議 など
	予防課	予防係	22-0072	火災予防の対策、指導、普及、広報広聴、防火管理、表示公表、火災原因調査、り災証明、消防統計、防火団体の育成指導、建築物の確認同意、消防用設備等、防火対象物の立入検査・違反処理、指導 など
		危険物係	22-0072	危険物の規制、危険物製造所等の火災予防措置、指定数量未満の危険物・指定可燃物、消防活動阻害物質、立入検査、違反処理、危険物災害調査、液化石油ガス設備工事届の受理 など
	警防課	警防係	22-0119	警防対策・消防計画、警防本部運用、警防活動統制、救助事務、消防相互応援、緊急消防援助隊、総合訓練、消防機器の整備・配置・管理・研究改善、安全運転 など
		救急管理係	22-0119	救急事務、救急医療情報、救急救命士養成・教育、病院前救護体制、救急資器材の整備・配置・管理、応急手当の普及啓発 など
	通信指令課	指令第1係 指令第2係	22-0119	消防通信の管理・運用、災害通報受付・出動指令、消防隊の統制・運用、非常召集・応援要請、通信施設の整備・維持、火災警報・消防信号、気象観測・気象通報、消防情報の収集伝達、通信技術の指導、防災行政無線 など

○消防本部・消防署

部名等	課名等	担当名等	電話番号	主な取扱い業務
消防署	消防第1課 消防第2課	消防係	22-0119	署の公印・文書管理、施設・物品の維持管理、安全衛生、消防隊の編成、火災警戒防御、救助業務、消防機械の維持管理、諸届出、警防調査、警防計画、訓練演習、消防警備、消防水利の維持管理、水防、消防団連絡調整・指導、立入検査・防火指導、火災原因調査、り災証明、火災予防の諸届出、消防訓練の指導、消防広報 など
		救急係	22-0119	救急活動、救急資器材の維持管理、救急指導、救急搬送証明、救急統計 など
	藤岡分署 〒323-1104 藤岡町藤岡 81-2	第1係 第2係	62-3337	火災その他の災害の警戒防御・対策、救急業務、立入検査、防火指導、火災原因・損害調査、り災証明、救急搬送証明、火災予防条例に基づく諸届出、消防訓練指導、消防広報、警防調査、警防計画、分署の施設・消防機器の維持管理、消防水利の維持管理、水防、消防団の指導 など
	大平分署 〒329-4403 大平町蔵井 2001-2	第1係 第2係	43-3500	
	都賀分署 〒328-0101 都賀町大柿 1529	第1係 第2係	92-7084	
	西方分署 〒322-0602 西方町金井 293	第1係 第2係	92-2203	
岩舟分署 〒329-4307 岩舟町静 5133-1	第1係 第2係	54-4119		



各課からのお知らせ

合併に伴い変更となる行政サービスや窓口での手続きなど、岩舟地域のみなさまの暮らしに特に関わりの深いものについてお知らせします。

「問い合わせ」の見かた

- 本：市役所本庁の担当課（合併後（平成26年4月5日から）の問い合わせ先です）
- 岩：岩舟総合支所の担当課（合併後（平成26年4月5日から）の問い合わせ先です）
- 役：岩舟町役場の担当課（合併前（平成26年4月4日まで）の問い合わせ先です）

市民生活課



① 住民登録等

● コンビニ交付（住民票の写し・印鑑証明書）

内 容	合併後、利用者登録手続きをした住民基本台帳カードで、住民票の写し・印鑑証明書がコンビニエンスストアで取得できます。
利用者登録ができる方	栃木市に住民票のある本人（15歳未満の方、成年被後見人の方を除く）
利用者登録に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民基本台帳カード （住基カードをお持ちでない場合は、別途、住基カードの手続きが必要です） ② 運転免許証など顔写真付きの公的な本人確認書類 （顔写真付きの住基カードをお持ちの方は不要です） ③ 印鑑登録証（印鑑登録している方） ※住基カードに印鑑登録証の機能を付加し、カードを一枚化しますので、現在の印鑑登録証は回収させていただきます。 一枚化後は窓口でも住基カードで印鑑登録証明書が取得できます。 印鑑登録をしていない方が、印鑑登録証明書の交付サービスを受けるには、印鑑登録（200円）が必要です。
利用できるコンビニと時間	全国のセブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート 午前6時30分～午後11時 （12月29日～1月3日の年末年始・メンテナンス時を除く）
問い合わせ	● 本：市民生活課 ☎21-2126 ● 岩：生活環境課 ☎55-7754 ● 役：住民生活課 ☎55-7754

● 自動交付機（住民票の写し・印鑑証明書）

内 容	平成26年4月7日から合併後の栃木市の印鑑登録カードで、住民票の写し・印鑑証明書の自動交付機を利用することができますようになります。
利用するために必要な手続き	<p>自動交付機を利用するためには、次の2つの手続きが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 合併後の新しい印鑑登録カードの交付申請 <ul style="list-style-type: none"> ○ 合併前の岩舟町で印鑑登録をされている方 現在の印鑑登録証と新しい印鑑登録証を交換いたしますので、現在の印鑑登録証と身分証明書を窓口にお持ちください。 なお、現在の印鑑登録証を紛失等によりお持ちでない場合は、新規登録扱いとなります。 ○ 新たに印鑑登録される方 登録するご本人が「顔写真付きの公的な身分証明書」と「登録する印鑑」を窓口にお持ちください。 なお、登録できない印鑑がありますので、詳しくは担当までお問合せください。 また、顔写真付きの公的な身分証明書をお持ちでない方につきましても、担当までお問い合わせください。 ② 新しい印鑑登録カードへ暗証番号の設定 暗証番号の設定は、印鑑登録をしている本人のみ設定することができます。代理人にお願いすることはできません。 また、暗証番号を設定する際、本人確認を行いますので、運転免許証やパスポート、健康保険証等の公的な身分証明書をお持ちください。
設置場所及び利用日時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 栃木市役所 本庁舎 北口 平 日：午前8時30分から午後9時まで 土・日曜日及び祝日：午前8時30分から午後5時まで ○ プラッツおおひら（大平総合支所北側） 開館日（月曜定休）の午前10時から午後9時まで
問い合わせ	● 本：市民生活課 ☎21-2126 ● 岩：生活環境課 ☎55-7754 ● 役：住民生活課 ☎55-7754

● 住民基本台帳カード・電子証明書の交付申請等の一時停止

内 容	合併後の機器設定作業のため、次の業務が一時停止となります。ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いいたします。
停止となる業務	住民基本台帳カードの申請と交付、電子証明書の発行、広域住民票の交付、住民基本台帳カードによる付記転出届、付記転入届による転入手続き
停止となる期間	平成26年4月5日から4月13日まで ※住民基本台帳カードの申請は平成26年3月1日から4月13日まで停止となります。
問い合わせ	● 本：市民生活課 ☎21-2126 ● 岩：生活環境課 ☎55-7754 ● 役：住民生活課 ☎55-7754

●住民登録等に関する証明等

手 数 料	項 目	金 額
	住民票の写しの交付、住民票記載事項証明	200円/通 (コンビニ交付は180円/通)
	戸籍の附票の写し	200円/通
	住民基本台帳カード	新規の場合 無料 再交付の場合 500円/件
	広域交付住民票	200円/通
	身分証明書	200円/通
	戸籍謄抄本	450円/通
	除籍・改製原戸籍謄抄本	750円/通
	戸籍に記載した事項に関する証明書	350円/件
	除籍に記載した事項に関する証明書	450円/件
	印鑑登録証	200円/通
	印鑑登録証明書	200円/通 (コンビニ交付は180円/通)
	臨時運行の許可	750円/両
	改葬許可	200円/件

問 い 合 わ せ 本：市民生活課 ☎21-2126 岩：生活環境課 ☎55-7754 役：住民生活課 ☎55-7754

●登録型本人通知制度

内 容	本市に本籍や住民登録がある、または、あった方が事前に登録することにより、その方に係る住民票の写し等を、本人の代理人及び第三者に交付した場合に、事前登録をされた本人に交付したことをお知らせします。
登録できる方	・栃木市の戸籍に記載されている(いた)方 ・栃木市の住民基本台帳に記載されている(いた)方
登録について	①登録受付場所 栃木市役所 市民生活課 ②登録方法 「本人通知制度事前登録申込書」にご記入し、ご提出していただくことで、申込みができます。 登録の際に必要なものは、以下のとおりです。 本人が登録する場合 ・登録する本人確認書類(運転免許証やパスポート等本人の写真が貼付された証明書等) 本人以外が登録する場合 (1) 法定代理人の場合 ・法定代理人が登録する場合は、法定代理人の本人確認書類(運転免許証やパスポート等本人の写真が貼付された証明書等)及び法定代理人の資格を証明する書類

本：合併後の市役所本庁の担当課 岩：合併後の岩舟総合支所の担当課 役：合併前の岩舟町役場の担当課

通知の対 象 となる証明書	(2) その他の代理人の場合 ・法定代理人以外の代理人が登録する場合は、代理人の本人確認書類(運転免許証やパスポート等本人の写真が貼付された証明書等)及び登録者本人の自書した委任状 郵送による登録の場合 ・疾病や他の市区町村に居住している等やむを得ない理由の場合は、郵送で登録することができます。郵送で登録する際の必要書類は、上記のとおりです。 ※いずれの場合も、通知先は原則登録者の住民登録地になります。しかし、やむを得ない理由で通知の送付先を申込者の住民登録地以外の場所に指定する場合(法定代理人が登録する場合に、法定代理人の住所地とする等)は、その理由及び送付先を明らかにする書類。 ③登録期間 3年(引き続き登録を希望する場合は、更新が必要です) ④登録の変更、廃止 登録内容に変更があった場合又は、登録を廃止する場合は、「本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書」をご提出ください。 変更又は廃止の際の必要書類は、登録時の必要書類と同様となります。
本人に通知 される内容	・住民票の写し(消除されたものを含む) ・住民票記載事項証明書(消除されたものを含む) ・戸籍の附票(消除されたものを含む) ・戸籍謄本、抄本 ・除籍謄本、抄本 ・改製原戸籍謄本、抄本 ・戸籍記載事項証明書(除かれたものを含む)
通知の対 象と ならない交付請求	・交付した住民票の写し等の交付年月日 ・交付した住民票の写し等の種別及び通数 ・交付した住民票の写し等の交付請求者の種別(代理人又は第三者の別) ※住民票や戸籍謄本等を取得した第三者の情報は通知されません。 ※なお、本通知に記載された内容以外の事項については、栃木市個人情報保護条例の規定に基づき、本人より開示請求を行うことができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、栃木市個人情報保護条例第15条の規定により一部の情報が非開示になる場合があります。
問 い 合 わ せ	本：市民生活課 ☎21-2126 岩：生活環境課 ☎55-7754 役：住民生活課 ☎55-7754

本：合併後の市役所本庁の担当課 岩：合併後の岩舟総合支所の担当課 役：合併前の岩舟町役場の担当課

② 税金等

●個人市県民税

税 率	変更ありません。
納 期	普通徴収第4期の納期が1月から12月（納期限は1月の初開庁日）に変更になります。（詳しくは42ページの納期一覧）
問 合 せ	本：市民税課 ☎21-2265 岩：税務課 ☎55-7757 役：税務課 ☎55-7757

●法人市民税

税 率	変更ありません。
納 期	変更ありません。
問 合 せ	本：市民税課 ☎21-2265 岩：税務課 ☎55-7757 役：税務課 ☎55-7757



●固定資産税

税 率	変更ありません。
納 期	第4期の納期が12月から11月に変更になります。（詳しくは42ページの納期一覧）
納 税 通 知 書	平成26年度は栃木市分と合併前の岩舟町分に分けて発行します。 平成27年度の課税から栃木市・岩舟町にある固定資産を合わせて1枚の納税通知書にて発行します。
問 合 せ	本：資産税課 ☎21-2271 岩：税務課 ☎55-7758 役：税務課 ☎55-7758

●都市計画税

内 容	現在の栃木市では、栃木地域、大平地域の市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して課税されていますが、合併後の岩舟地域については、合併時は課税されません。ただし、合併後5年以内に再編することとなっています。
問 合 せ	本：資産税課 ☎21-2271 岩：税務課 ☎55-7758 役：税務課 ☎55-7758

本：合併後の市役所本庁の担当課 岩：合併後の岩舟総合支所の担当課 役：合併前の岩舟町役場の担当課

●軽自動車税

税 額	原動機付き自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車（その他のもの）	変更ありません
	小型特殊自動車（農耕作業用全て）	1,600円
納 期	4月から5月に変更になります。	
ナンバープレート	現在ご利用のナンバープレートは、そのままご利用いただけます。 現在、岩舟町から送付されている軽自動車税納税証明書（継続検査用）は有効期限の平成26年6月1日まで、使用できます。	
問 合 せ	本：市民税課 ☎21-2261 岩：税務課 ☎55-7757 役：税務課 ☎55-7758	

●国民健康保険税

税 率	平成26年度は変更ありません。平成27年度からは市内全域で税率を統一します。	
納 期	第6期の納期限が12月25日から1月の初開庁日に変更になります。（詳しくは42ページ納期一覧）	
問 合 せ	本：市民税課 ☎21-2263 岩：税務課 ☎55-7757 役：税務課 ☎55-7757	

●介護保険料

税 率	平成26年度は変更ありません。平成27年度からは市内全域で料率を統一します。	
納 期	第6期の納期が1月から12月（納期限は1月の初開庁日）に変更になります。（詳しくは42ページ納期一覧）	
問 合 せ	本：市民税課 ☎21-2263 岩：税務課 ☎55-7757 役：税務課 ☎55-7757	



●後期高齢者医療保険料

税 率	平成26年度は2年に一度の見直しの年にあたるため、県内全域で料率等が変更になります。	
納 期	変更ありません。	
問 合 せ	本：市民税課 ☎21-2263 岩：税務課 ☎55-7757 役：税務課 ☎55-7757	

本：合併後の市役所本庁の担当課 岩：合併後の岩舟総合支所の担当課 役：合併前の岩舟町役場の担当課

●平成26年度栃木市の税等の納期一覧

月	個人市県民税		国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料		固定資産税 都市計画税	軽自動車税
	(普通徴収)	(年金徴収)	(普通徴収)	(年金徴収)		
4月		4月 仮徴収		4月 仮徴収		
5月					1期	全期
6月	1期	6月 仮徴収		6月 仮徴収		
7月			1期		2期	
8月	2期	8月 仮徴収	2期	8月 仮徴収		
9月			3期		3期	
10月	3期	10月 本徴収	4期	10月 本徴収		
11月			5期		4期	
12月	4期	12月 本徴収	6期	12月 本徴収		
1月			7期			
2月		2月 本徴収	8期	2月 本徴収		

※納期限日は、各月の月末となります。12月は1月の初開庁日が納期限になります。
 ※納期限日にあたる日が土・日・祝日の場合、次の平日が納期限日となります。

問い合わせ ☎：収税課 ☎21-2281 ☎：税務課 ☎55-7753 ☎：税務課 ☎55-7758

☎：合併後の市役所本庁の担当課 ☎：合併後の岩舟総合支所の担当課 ☎：合併前の岩舟町役場の担当課

●税に関する証明等

内 容	市税の証明・閲覧申請書の様式が変更になります。また、申請の際に、本人が確認できる身分証明書（運転免許証、保険証等）が必要となります。	
手 数 料	項 目	金 額
	所得に関する証明	200円/件
	納税に関する証明	200円/件
	営業（所在）の証明	200円/件
	土地及び家屋に関する評価、公課及び所有証明	200円/件 (土地5筆又は家屋5棟。また、1枚増すごとに100円を加算。)
	住宅用家屋証明	1,300円/件
地籍図写の証明	A3版 200円/件	

●その他

- 平成26年度課税分から督促手数料は100円になります。
- 平成26年度課税分から市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料をコンビニでお支払いいただくことが可能になります。（納期限内に限る）。
- 口座振替をご利用の方は、合併に伴い改めて手続きは必要ありません。
- 現在、岩舟町から送付されている納税通知書は、合併後もご利用いただけます。

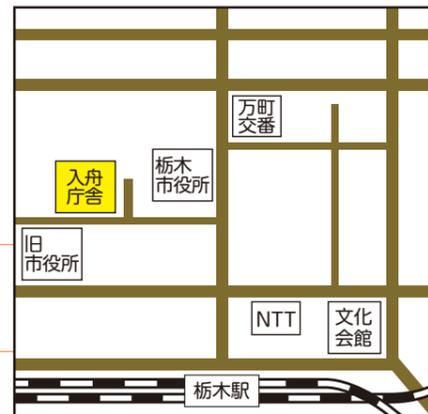


☎：合併後の市役所本庁の担当課 ☎：合併後の岩舟総合支所の担当課 ☎：合併前の岩舟町役場の担当課

③ 暮らし

●自治会	
内 容	自治会の組織及び区域は、合併後も当面は変更ありません。
問 い 合 わ せ	本：地域まちづくり課 ☎21-2331 岩：地域まちづくり課 ☎55-7751 役：総務課 ☎55-7751

●消費生活センター	
内 容	消費生活センターでは、住民の皆さまからの消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言やあっせんを行っています。合併前は岩舟町の方は栃木県の消費生活センターをご利用いただいていたと思いますが、合併後は栃木市が設置する消費生活センターを利用することができます。来所や電話による相談に専門の相談員が対応します。
業 務 の 概 要	<p>○自主交渉の助言 「訪問販売で買った物を解約したいのですが…」 期間内であればクーリングオフの方法を助言します。できるだけご自身で解決できるように支援します。</p> <p>○あっせん 「契約してから時間が経ってしまったのですが、やはり解約したいのですが…」 クーリングオフ期間が過ぎてもあきらめないでください。訪問販売等に問題があったとき、必要に応じて事業者との間であっせんなどを行うこともあります。適切な解決法を探して、相談員は努力をいたします。</p> <p>○情報提供 消費者からの問合せに対し情報提供を行います。また、あっせんが不調に終わった場合は、法律相談や調停などの他の解決手段について情報を提供します。 ※クーリングオフとは、訪問販売や電話勧誘などで契約してしまった場合、一定期間内であれば無条件で解除できる制度です。</p>
相 談 す る と き は	<p>次の項目について、事前にメモしておくとう便利です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約したのはいつですか？ ・ 何を契約しましたか？ ・ いくらですか？ ・ どこから買いましたか？ ・ どんなふうに勧誘されましたか？
開 設 時 間	月曜日から金曜日まで 午前9時から午後4時まで (祝日・年末年始を除く)
所 在 地	入舟町 15 番 5 号 入舟庁舎内(旧福祉庁舎)
問 い 合 わ せ	本：市民生活課(消費生活センター) ☎23-8899 岩：生活環境課 ☎55-7763 役：経済課 ☎55-7764



●市営住宅への入居	
内 容	市営住宅は、住宅に困っている収入の少ない方のために建設された住宅です。入居募集については、「広報とちぎ」または栃木市ホームページでお知らせします。入居には資格・条件がありますので、詳しくは次の問い合わせ先までお問い合わせください。
問 い 合 わ せ	本：建築課 ☎21-2451 役：建設課 ☎55-7768

●農業委員会					
内 容	合併前の岩舟町農業委員会は、合併後、栃木市農業委員会に統合され、本庁に1つとなります。また、岩舟地域の選挙による農業委員の定数は、4人となります。				
主 な 事 務	<p>①農地の売買・貸し借り 農地の売買(所有権移転)、貸し借り(賃借権その他の使用収益権)をする場合は、農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要です。</p> <p>②農地の転用 農地を農地以外のもの(住宅・工場・資材置き場・駐車場などの用地)にする場合は、農業委員会の農地転用許可が必要です。</p> <p>③農業者年金 農業者は、基本的には国民年金に加入していますが、その割増分として農業者年金制度があり、多くの方がこの制度に加入し、また、年金を受給しています。</p>				
手 数 料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員会関係証明</td> <td>200円/通</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	金 額	農業委員会関係証明	200円/通
項 目	金 額				
農業委員会関係証明	200円/通				
岩 舟 総 合 支 所 産 業 振 興 課 での 取 り 扱 い	<p>証明(旧岩舟町分) ・耕作証明 ・農家証明 ・農家基本台帳の写し ※本人による申請書の提出が必要(代理人の場合委任状も必要)</p> <p>手続き(旧岩舟町分) ・利用権の設定 ・合意解約の受付</p>				
問 い 合 わ せ	本：農業委員会事務局 ☎21-2393 岩：産業振興課 ☎55-7764 役：農業委員会事務局 ☎55-7789				

●相談業務

相 談	日 時	場所／問合せ先
弁護士相談 (要予約)	第2・第4金曜日 10:00~12:00	本庁／本庁市民生活課 ☎21-2121
	第2・第4金曜日 10:00~12:00	大平隣保館 ☎43-6611 ☎0120-46-7830
	偶数月第3月曜日 10:00~12:00	藤岡公民館／藤岡総合支所生活環境課 ☎62-0903
	偶数月の8日 (土日祝日の場合はその前日) 10:00~12:00	健康福祉センター「遊楽々館」／ 岩舟総合支所生活環境課 ☎55-7763
総合相談 (行政・人権・心配・家庭児童・青少年)	第2・第4金曜日 10:00~12:00	本庁／本庁市民生活課 ☎21-2121
宅地建物相談(要予約) (土地・建物の売買や賃貸借、 所有と管理に関する相談)	第2金曜日 10:00~12:00	本庁／本庁市民生活課 ☎21-2121
合同相談 (行政・人権・心配・困りごと)	第2火曜日 9:30~11:30	ふるさとふれあい館／ 大平総合支所生活環境課 ☎43-9211
	第4火曜日 9:30~11:30	老人憩いの家／ 都賀総合支所生活環境課 ☎29-1102
	毎月18日 (土日祝日の場合はその翌日) 13:00~15:00	西方保健センター／ 西方総合支所生活環境課 ☎92-0308
	毎月8日 (土日祝日の場合はその前日) 13:30~15:30	健康福祉センター「遊楽々館」／ 岩舟総合支所生活環境課 ☎55-7763
行政相談	第2火曜日 10:00~12:00	藤岡公民館／藤岡総合支所生活環境課 ☎62-0903
市民相談 (日常生活の問題など)	月～金曜日 9:00~17:00	本庁市民生活課・各総合支所生活環境課 本庁☎21-2121 大平☎43-9211 藤岡☎62-0903 都賀☎29-1102 西方☎92-0308 岩舟☎55-7763
消費生活相談 (契約上のトラブル、多重債務など)	月～金曜日 9:00~16:00	消費生活センター ☎23-8899

本：合併後の市役所本庁の担当課 岩：合併後の岩舟総合支所の担当課 役：合併前の岩舟町役場の担当課

●相談業務

相 談	日 時	場所／問合せ先
年金相談	第2火曜日 10:00~12:00	大平隣保館 ☎43-6611 ☎0120-46-7830
外国人相談	第3土曜日 20:00~22:00	大平隣保館 ☎43-6611 ☎0120-46-7830
人権相談 ※「総合相談」、「合同相談」の中でも 人権相談をお受けしております。	月～金曜日 8:30~17:15	厚生センター (第四地区コミュニティセンター) ☎24-2444 本庁／人権・男女共同参画課 ☎21-2161 大平隣保館 ☎43-6611 ☎0120-46-7830
	偶数月の第2水曜日 10:00~12:00	藤岡公民館／人権・男女共同参画課 ☎21-2161
いじめ相談電話 土・日・祝日・時間外は 留守番電話・FAX	月～金曜日 9:00~17:00	本庁／青少年育成センター ☎23-6566 FAX23-6566
青少年相談 (非行問題・不登校など)	月～金曜日 9:00~17:00	本庁／青少年育成センター ☎24-0667 FAX23-6566
家庭児童相談 (0~17歳の子どもとその家族)	月～金曜日 9:00~16:00	家庭児童相談室 ☎21-2226
ドメスティック・バイオレンス相談 (配偶者等からの暴力)	月～金曜日 9:00~16:00	こども課 ☎21-2226
就労支援相談(事前に要予約) (35歳以下の就労相談)	毎週月曜日(祝日を除く) 13:00~21:00	栃木勤労青少年ホーム ☎22-3113
生活相談(生活保護)	月～金曜日 8:30~17:15	生活福祉課 ☎21-2212

弁護士相談、総合相談、宅地建物相談の開催日は、原則日が記載されておりますので、電話でご確認ください

本：合併後の市役所本庁の担当課 岩：合併後の岩舟総合支所の担当課 役：合併前の岩舟町役場の担当課

④ 環 境

●家庭のごみ収集

内 容	<p>指定ごみ袋、分別のルール、収集頻度などは変更ありません。</p> <p>なお、粗大ごみの個別収集に関する手数料の一部変更と収集申込みについて、次のとおりご注意ください点があります。</p> <p>また、具体的な収集日や分別のルールは、各家庭に配付される「家庭ごみ・資源物の分け方出し方」や「家庭ごみの分別収集カレンダー」でご確認ください。</p>
-----	--

粗大ごみ収集までの流れ	<p>①事前申込み</p> <p>○岩舟総合支所生活環境課に収集の手数料を添えて申し込みます。</p> <p>※申込窓口は、地域ごとの各総合支所となります。</p> <p>○手数料納入済証（シール）を受け取ります。</p> <p>②ごみ出し</p> <p>○粗大ごみに①で申込みの際に受け取った「シール」を添付します。</p> <p>○収集日には、収集に支障のない場所に出します。</p> <p>※収集日は地域ごとに異なります。</p>
-------------	--

項 目		金 額	
容量及び重量が比較的少なく収集効率が良いもの（自転車・いすなど）		500円	
容量及び重量が標準的なもの（ステレオ、机、家具など）		1,000円	
容量及び重量が比較的多く収集効率が悪いもの（ベッド、大型家具など）		3,000円	
容量及び重量が多く収集効率が極めて悪いもの（応接セット、ダブルベッドなど）		4,000円	
家電リサイクル法に規定する 特定家庭用機器 (別途リサイクル料金がかかります。)	テレビ	16インチ未満	1,000円
		16インチ以上	2,000円
		32インチ以上	3,000円
	洗濯機・乾燥機		2,000円
	冷蔵庫及び 冷凍庫	151ℓ未満	2,000円
		151ℓ以上	3,000円
		300ℓ以上	4,000円
エアコン		3,000円	

問 い 合 せ 本：環境課 ☎21-2142 岩：生活環境課 ☎55-7763 役：住民生活課 ☎55-7763

●ごみ処理

内 容	<p>栃木市と岩舟町で構成する栃木地区広域行政事務組合において共同処理を行っているごみ処理については、今回の合併により栃木市で行うこととなります。</p>	
施 設 の 名 称	次のとおり変更になります。	
	合併前	合併後
	栃木地区広域行政事務組合 とちぎクリーンプラザ	とちぎクリーンプラザ

問 い 合 せ 本：環境課 ☎21-2142 岩：生活環境課 ☎55-7763 役：住民生活課 ☎55-7763

●動物

項 目	金 額
犬の登録手数料	3,000円
犬の鑑札の再交付手数料	1,600円
狂犬病予防注射済票の交付手数料	550円
狂犬病予防注射済票の再交付手数料	340円
動物の死体処理手数料	1,000円/体

問 い 合 せ 本：環境課 ☎21-2141 岩：生活環境課 ☎55-7763 役：住民生活課 ☎55-7763



●斎場

○栃木市斎場 【所在】平井町 338

岩舟地域の住民の方は、市内料金扱いとなり火葬場の使用料が無料になるなど一部取扱いに変更があります。

主な種別		単位等	栃木市民の使用料
火葬場	大人	1 体	無 料
	小人	1 体	無 料
待合室	和 室	1室（2時間以内）	3,000円
霊きゆう車		往路1回	4,500円
		復路1回	1,500円

※栃木市斎場は、老朽化等により新斎場の整備事業を進めています。
新斎場は、岩舟地域を含め栃木市全体の方を対象とした施設(規模)で計画しています。
詳しくは、栃木市斎場再整備基本構想・基本計画等をご覧ください。
(栃木市ホームページ掲載)

○佐野斎場 【名称】佐野地区衛生施設組合 佐野斎場 【所在】佐野市菰川町 578-1
岩舟地域の住民の方はこれまでと同じ様に使用することができます。

主な種別		単位等	栃木市民の使用料
火葬場	12歳以上	1 体	無料(藤岡・岩舟地域のみ)
	12歳未満	1 体	無料(藤岡・岩舟地域のみ)
待合室		2時間	3,000円
特別ホール控室		2時間	3,000円
特別ホール(控室含む)		1 式	20,000円
霊安室		24時間	3,000円
霊柩自動車	往 復	1 回	5,000円
	片 道	1 回	2,500円

問い合わせ **本**: 環境課 ☎21-2142 **岩**: 生活環境課 ☎55-7754 **役**: 住民生活課 ☎55-7754
新斎場について **本**: 斎場整備室 ☎21-2428

●し尿処理の業務

内 容 合併前後で取扱いは変わりません。

施 設 の 名 称 佐野地区衛生施設組合 佐野地区衛生センター

所 在 佐野市植下町 2550

問い合わせ **本**: 環境課 ☎21-2142 **岩**: 生活環境課 ☎55-7763 **役**: 住民生活課 ☎55-7763

本: 合併後の市役所本庁の担当課 **岩**: 合併後の岩舟総合支所の担当課 **役**: 合併前の岩舟町役場の担当課

⑤ 水道・下水道

●水道料金等

料 金	・水道料金 合併前の岩舟町と同じです。ただし、現在の栃木市と料金体系に違いがありますので、平成 27 年度を目途に統合していきます。 ・水道加入金 合併時に廃止されます。
支 払	現行：検針翌月の10日 → 合併後：検針翌月の25日に変更になります。口座振替の定例日(25日)に引き落としできなかった場合、翌月 15 日に再振替を行います。
問 い 合 わ せ	本 : 水道業務課(上水道に関する事) ☎25-2100 役 : 水道課(上水道に関する事) ☎55-3837

●下水道使用料・受益者負担金

○下水道使用料

料 金	合併前の岩舟町と同じです。ただし、現在の栃木市と使用料体系に違いがありますので、平成 27 年度を目途に統合していきます。
支 払	水道料金と同様です。

○受益者負担金

料 金	合併前の岩舟町と同じです。ただし、現在の栃木市と負担金体系に違いがありますので、平成 27 年度を目途に再編していきます。
支 払	受益者負担金の督促手数料は 100 円になります。
納 付 期 限	第1期 6月30日、第2期 8月31日、第3期 10月31日、第4期 1月31日 (納期限にあたる日が土・日・祝日の場合、次の平日が納期限になります。)
問 い 合 わ せ	本 : 下水道課(下水道に関する事) ☎21-2419 役 : 水道課(下水道に関する事) ☎55-7769

●その他

○上下水道工事店に関して、申込みに関する手数料及び手続きについては、変更となるものがありますので、詳しくは次の問い合わせ先までお問い合わせください。

問 い 合 わ せ	本 : 水道工務課(上水道に関する事) ☎25-2101 下水道課(下水道に関する事) ☎21-2419 岩 : 南部水道事務所(上水道に関する事) ☎43-9221 ※この事務所には下水道に関する事の窓口はありません 役 : 水道課 ☎55-3837(上水道に関する事)、☎55-7769(下水道に関する事)
-----------	--

本: 合併後の市役所本庁の担当課 **岩**: 合併後の岩舟総合支所の担当課 **役**: 合併前の岩舟町役場の担当課

⑥ 子育て

●保育園保育料

平成 26 年度から統一され、次のとおりになります。（単位：円）

当該年度4月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0
2	第1階層及び第4～第9階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	3,000	1,800	1,800
3	市町村民税課税世帯	10,200	8,400	8,400
4	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	18,600	16,800
5		40,000円以上70,000円未満	31,200	25,800
6		70,000円以上103,000円未満	36,000	27,000
7		103,000円以上153,000円未満	42,600	30,000
8		153,000円以上413,000円未満	48,000	33,000
9	413,000円以上	57,000	39,000	33,000

保 育 料

平成 26 年度から統一され、次のとおりになります。

特別保育の種類		徴収基準額（月額）
延長保育料（公立）		200円/日 ※上限2,500円/月
休日保育料		2,000円/月
病後児保育料		2,000円/日
一時保育料（公立）	3歳未満児	2,000円/月
	3歳以上児	1,500円/月

保育料の見直しにより変更になる場合があります。種類により、保護者の税額に応じた減免措置があります。

第3子以降の未就学児

第3子以降の未就学児の保育料は無料になります。（特別保育は除く）

問 い 合 せ 本：保育課 ☎21-2233・2234 岩：健康福祉課 ☎55-7759 役：保健児童課 ☎55-7762

●公立幼稚園保育料

内 容 栃木市認定西方なかよしこども園の保育料です。

保 育 料 ・長時間利用（午前8時30分～午後5時）：保育園保育料と同じ
・短時間利用（午前9時30分～午後1時30分）：月額9,000円

預 かり 保 育

保育形態	1時間当たりの額
開園日	150円
夏季休業日、冬季休業日、学年末及び学年始休業日	100円

問 い 合 せ 本：保育課 ☎21-2231・2232（認定西方なかよしこども園 ☎92-2900）

●ファミリーサポートセンター

内 容 子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）が会員となり育児について助け合う会員組織です。

依 頼 会 員 栃木市に居住または、勤務している人で小学6年生以下の子どもの保護者

提 供 会 員 栃木市に居住している人で、子育ての経験を生かしたい、子育てのお手伝いをしたい人

開 館 時 間 ファミリーサポートセンター・・・月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
ファミリーサポートセンターおおひら・・・火曜日～日曜日 午前9時～午後4時
（祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

利 用 料 金 ・平日 午前7時～午後7時・・・1時間当たり700円
・平日上記時間以外、土・日・祝日・・・1時間当たり800円

問 い 合 せ 本：こども課 ☎21-2221（ファミリーサポートセンター ☎25-1040・ファミリーサポートセンターおおひら ☎43-1134）
役：保険児童課 ☎55-7762



●地域子育て支援センター

内 容	子育てに関する相談、情報の提供や子どもたちが安心して遊べる環境が整っています。楽しく遊んだり、情報交換をしたり、自由に利用できる所です。子育て中の仲間との出会いがいっぱいです。一緒に楽しくおしゃべりをしませんか？子育ての息抜きに遊びにきてください。お待ちしております。		
利用対象者	0歳から就学前までの児童とその保護者		
利用時間	午前9時～午後4時（栃木は午後4時30分まで。にしかたは午後5時まで）		
休 館 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3） ※地域子育て支援センターおおひらは、月曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）		
各支援センター	栃木地域子育て支援センター	箱森町36-31	とちぎコミュニティプラザ内
	地域子育て支援センターおおひら	大平町西水代1704-4	大平みなみ児童館内
	地域子育て支援センターふじおか	藤岡町赤麻502-1	藤岡保健福祉センター内
	地域子育て支援センターつが	都賀町原宿2263-1	都賀よつば保育園内
	地域子育て支援センターにしかた	西方町本郷516-2	認定西方なかよしこども園内
	地域子育て支援センターいわふね	岩舟町静5133-1	いわふね保育園内
問 い 合 せ	本：こども課 ☎21-2221 岩：健康福祉課 ☎55-7759 役：保険児童課 ☎55-7762		

●赤ちゃん誕生祝金

対 象 者	・18歳未満のお子さんを養育している保護者で、新たにお子さんが誕生した方 ・栃木市に住所を有している方
支 給 額	・養育している18歳未満のお子さんが 2人10,000円、3人以上20,000円
申 請 期 間	誕生した日から6ヶ月以内
問 い 合 せ	本：こども課 ☎21-2221 岩：健康福祉課 ☎55-7759 役：保険児童課 ☎55-7762



●チャイルドシート購入費補助

内 容	合併時に補助制度は廃止されますが、平成26年4月4日購入分までは、合併前の岩舟町の制度が適用されます。購入日から起算して6ヶ月以内に補助申請を行ってください。
対 象	合併前の岩舟町に住所を有し、6歳未満の子どもを養育している保護者 平成26年4月4日以前に購入したチャイルドシート（購入日から起算して6ヶ月以内に補助申請）
補 助 額	0歳から6歳未満のこども1人につき1台 購入費の1/2を補助（限度額10,000円）
問 い 合 せ	本：こども課 ☎21-2221 岩：健康福祉課 ☎55-7759 役：保険児童課 ☎55-7762



●こども医療費助成

対 象 者	中学3年生まで
自 己 負 担	なし
助 成 方 法	小学6年生までは、現物給付 中学1～3年生までは、償還払い
申 請 方 法	これまでと変わりません。
受 給 資 格 者 証	○小学6年生以下（現物給付） 平成26年4月30日までは、現在の受給資格者証をお使いください。 5月1日からは、4月中に郵送する「栃木市」発行の受給資格者証をお使いください。 ※3歳未満のお子さんは、3歳の誕生月（1日生まれの方は誕生月の前月）まで現在の受給資格者証をお使いください。翌月からお使いいただく受給資格者証は、誕生月中旬に郵送します。 ○中学生（償還払い） 平成26年4月4日までは、現在の受給資格者証をお使いください。 4月5日からは、3月中に郵送する「栃木市」発行の受給資格者証をお使いください。
問 い 合 せ	本：保険医療課 ☎21-2136 岩：生活環境課 ☎55-7762 役：保険児童課 ☎55-7762

●ひとり親家庭医療費助成

受給資格者証	既に受給資格者証をお持ちの方全員に、平成 26 年 3 月中に新しい住所の受給資格者証を郵送しますので、4 月 5 日からは、新しいものをお使いください。
窓口での申請	申請方法は、これまでと変わりません。
その他	平成 26 年 4 月 4 日診療分までは、合併前の岩舟町の制度が適用されます。
問い合わせ	本：保険医療課 ☎21-2136 岩：生活環境課 ☎55-7762 役：保険児童課 ☎55-7762

●市立小中学校

通学区域	変更はありません。ただし、小規模特認校への入学・転学など、通学区域以外の学校への就学を希望する場合は、次の問い合わせ先にご相談ください。
問い合わせ	本：学校教育課 ☎21-2474 岩：教育支所 ☎55-2500 役：学校教育課 ☎55-3755



⑦ 高齢者

●介護保険

被保険者証	合併時の住所変更等に伴う取扱いは、平成 26 年 3 月中に新しい住所の被保険者証を郵送しますので、4 月 5 日からは、新しいものをお使いください。
認定申請や相談	本庁、各総合支所で申請や相談を行うことができますので、変更ありません。
問い合わせ	本：介護保険課 ☎21-2251 岩：健康福祉課 ☎55-7780 役：健康福祉課 ☎55-7759



●はつらつセンター事業

内容	高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなど暮らし高齢者等に対し、社会的孤立感の解消及び自立生活の手助けをすることを目的として実施する事業を、地域で作る任意団体（自治会等）に委託して実施します。
対象者	おおむね 65 歳以上の方
事業内容	(1) 趣味・生きがい活動 (2) 日常動作訓練 (3) 地域における交流事業 (4) その他目的達成に必要な事業
実施回数	原則として週 1 回以上
実施施設	自治会公民館等
業務委託料	事業運営費 年額 120,000 円 初年度設備費 200,000 円（備品購入費、施設改修費：初年度のみ）
問い合わせ	本：介護保険課 ☎21-2251 岩：健康福祉課 ☎55-7780 役：健康福祉課 ☎55-7759

●軽度生活援助員派遣事業

内 容	シルバー人材センターに委託して屋内、屋外の軽易な日常生活のお手伝いをします。
対 象 者	(1)、(2) のいずれにも該当する方 (1) 65歳以上のひとり暮らしの方、または高齢者のみの世帯で、日常生活に支援が必要な方。 (2) 市民税非課税世帯の方
支 援 内 容	除草、低木の剪定、窓ふき、普段使用しない居室等の掃除、押し入れの中の整理、物置等の整理等
利 用 時 間	1ヶ月あたり10時間以内 ・家周りの手入れ 6時間/日限度 ・上記以外 2時間/日限度
利 用 料 金	利用サービスの1割を負担していただきます。 (材料費等は自己負担となります。)
申 請 方 法	申請書に必要事項を記入の上、ご提出ください。※申請後に訪問調査を行います。
問 い 合 せ	本：高齢福祉課 ☎21-2241 岩：健康福祉課 ☎55-7780 役：健康福祉課 ☎55-7759

●日常生活用具の購入費助成事業

助 成 額	品 目	対 象 者	助成額(限度額)
		電磁調理器	下記のどちらにも該当する方 (1) おおむね65歳以上のひとり暮らしで、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮及び支援が必要な方 (2) 市民税非課税世帯
	火災警報器	7,000円上限	
	自動消火器	12,000円上限	
	老人福祉車	満65歳以上の方で、歩行に際し杖等を必要とする方	購入費の1/2 上限7,500円
	小型暖房器具	満65歳以上の方で、暖房器具が必要な方	購入費の1/2 上限7,500円
問 い 合 せ	本：高齢福祉課 ☎21-2241 岩：健康福祉課 ☎55-7780 役：健康福祉課 ☎55-7759		

⑧ 社会福祉

●重度心身障がい者医療費助成

受給資格者証	既に受給資格者証をお持ちの方全員に、平成26年3月中に新しい住所の受給資格者証を郵送しますので、4月5日からは、新しいものをお使いください。
申 請 方 法	これまでと変わりません。
そ の 他	平成26年4月4日診療分までは、合併前の岩舟町の制度が適用されます。
問 い 合 せ	本：保険医療課 ☎21-2136 岩：生活環境課 ☎55-7762 役：保険児童課 ☎55-7762

●障がい者手帳（身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳）

内 容	すでに、障がい者手帳をお持ちの方の手帳には、「岩舟町～」の住所が記載されています。「栃木市岩舟町～」の住所の変更は、障がい福祉サービス手続等の際に、順次、書きかえてまいります。 早めの変更をご希望の方は、手帳を持参の上、岩舟総合支所（合併前の岩舟町役場）へお越しください。
問 い 合 せ	本：社会福祉課 ☎21-2203 岩：健康福祉課 ☎55-7759 役：健康福祉課 ☎55-7759

●障がい福祉サービス受給者証

内 容	すでに、障がい福祉サービス受給者証をお持ちの方の支給決定内容は、継続されます。しかし、受給者番号が変更になりますので、受給者番号の記載がされているページのシールを郵送します。お持ちの受給者証の1ページ目にシールを貼ってください。
問 い 合 せ	本：社会福祉課 ☎21-2205 岩：健康福祉課 ☎55-7759 役：健康福祉課 ☎55-7759

●自立支援医療受給者証（育成医療・更生医療）

内 容	すでに、身体障がい者で自立支援医療受給者証（育成医療・更生医療）をお持ちの方の支給決定内容は、継続されます。しかし、受給者番号が変更になりますので、新しい受給者証を郵送します。
問 い 合 せ	本：社会福祉課 ☎21-2203 岩：健康福祉課 ☎55-7759 役：健康福祉課 ☎55-7759



●福祉タクシー料金助成



内 容	合併前の岩舟町の制度が適応されます。ただし、現在の栃木市の例により合併後統合するよう調整します。
助 成 対 象 者	①身体障がい者手帳1級・2級の方 ②療育手帳A1・A2の方 ③精神障がい者保健福祉手帳1級の方 ④65歳以上80歳未満で、月4回以上通院し、タクシーの利用を必要とする方 ⑤年齢が80歳以上で、月1回以上通院し、タクシーの利用を必要とする方
助 成 額	・タクシー料金の一部（1乗車につき500円） ・利用券年間12枚を交付（10～3月申請の場合は6枚） ・人工透析を受ける方（腎機能障がい1級）は、年間24枚を交付（10～3月申請の場合は12枚）
問 い 合 わ せ	本：社会福祉課 ☎21-2203 岩：健康福祉課 ☎55-7759 役：健康福祉課 ☎55-7759

●重度障がい児支援手当

内 容	重度障がい児の保護者の方に児童の健全な育成及び福祉の増進を図るため、手当を支給します。 新たな制度になるため、4月5日から申請手続きの受付を行います
助 成 対 象 者	①身体障がい者手帳1級・2級の児童（20歳未満）の保護者 ②療育手帳（重度）を所持している児童（20歳未満）の保護者 ③上記と同等の障がいと判定された児童の保護者
支 給 額	月額3,000円
支 給 月	8・12・4月
問 い 合 わ せ	本：社会福祉課 ☎21-2203 岩：健康福祉課 ☎55-7759 役：健康福祉課 ☎55-7759

●特定疾患介護手当

内 容	現在の特定疾患患者療養見舞金の支給額や支給月が、次のとおり変更になります。 4月から申請手続きの受付を行います。
支 給 対 象 者	これまでと変わりません。
支 給 額	月額3,000円
支 給 月	4・10月
問 い 合 わ せ	本：社会福祉課 ☎21-2203 岩：健康福祉課 ☎55-7759 役：保険児童課 ☎55-7762

●社会福祉協議会

内 容	現在の岩舟町社会福祉協議会は、平成26年4月7日に栃木市社会福祉協議会と合併し、「栃木市社会福祉協議会」となります。岩舟町社会福祉協議会は岩舟支所となり、現在の事務所の場所に引き続き設置されます。
問 い 合 わ せ	本：社会福祉課 ☎21-2201 岩：健康福祉課 ☎55-7759 役：健康福祉課 ☎55-7759

本：合併後の市役所本庁の担当課 岩：合併後の岩舟総合支所の担当課 役：合併前の岩舟町役場の担当課

⑨ 保健

●各種健(検)診

内 容	集団健(検)診等は、合併後は栃木市の方法により実施いたします。 今後、広報等により詳細についてお知らせいたします。なお、国民健康保険の特定健康診査と後期高齢者医療の健康診査については次のとおりです。			
実 施 項 目 自 己 負 担 等	保育形態	対象年齢	実施方法	自己負担
	国民健康保険の特定健康診査	40歳～74歳	集団・個別	無料
	後期高齢者医療の健康診査	※	集団・個別	無料
※75歳以上及び一定の障がいがある65歳以上75歳未満で広域連合の認定を受けた方				
問 い 合 わ せ	集団健(検)診について 本：健康増進課 ☎25-3511 岩：健康福祉課 ☎55-7781 役：健康福祉課 ☎55-7759			
	国民健康保険の特定健康診査(受診券)と後期高齢者医療の健康診査(受診券)について 本：保険医療課 ☎21-2131 岩：生活環境課 ☎55-7762 役：保険児童課 ☎55-7762			

●人間ドック

内 容	対象者、助成限度額、検診医療機関、申込み方法が変更となります。 なお、平成26年4月4日受診分までは合併前の岩舟町の制度が適用されます。
対 象 者	次のすべてを満たす方…国民健康保険の被保険者で申請時に35歳以上の方、国保税を完納している世帯の方、特定健診を受診しない方（定員の範囲内）
助 成 額	検診費用の1/2相当額を補助（限度額30,000円）
検 診 期 間	6月1日から翌年の3月31日まで
検 診 医 療 機 関	市において委託した医療機関となります。 とちぎメディカルセンター下都賀総合病院、とちぎメディカルセンター下都賀郡市医師会病院、とちぎメディカルセンターとちの木病院、西方病院、獨協医科大学病院、自治医科大学附属病院、大岡メディカルクラブ、慶友健診センター、宇都宮記念病院、栃木県保健衛生事業団
申 込 み 方 法	申込期間（5月上旬）に市役所へ申込みをします。結果通知が届いてから、検診機関に希望の受診日を各自予約して、市から郵送された人間ドック検診券と国保の保険証等をお持ちになって受診してください。その際に自己負担額をお支払いください。
問 い 合 わ せ	本：保険医療課 ☎21-2131 岩：生活環境課 ☎55-7762 役：保険児童課 ☎55-7762

本：合併後の市役所本庁の担当課 岩：合併後の岩舟総合支所の担当課 役：合併前の岩舟町役場の担当課



●予防接種

内 容	予防接種は、合併後は栃木市の方法により実施いたします。 なお、栃木市外で接種をする場合は、必ず事前にご連絡ください。接種前に確認させていただきたい事やお渡しする書類があります。
問 い 合 せ	本：健康増進課 ☎25-3511 岩：健康福祉課 ☎55-7781 役：健康福祉課 ☎55-7759

●妊産婦医療費助成

受給資格者証	既に受給資格者証をお持ちの方全員に、平成26年3月中に新しい住所の受給資格者証を郵送しますので、4月5日からは、新しいものをお使いください。
申請方法	これまでと変わりません。
そ の 他	平成26年4月4日診療分までは、合併前の岩舟町の制度が適用されます。
問 い 合 せ	本：保険医療課 ☎21-2136 岩：生活環境課 ☎55-7762 役：保険児童課 ☎55-7762



●不妊治療費助成

内 容	不妊治療を受けているご夫婦に対して、医療保険が適用されない治療費の一部を助成します。 なお、限度額は15万円から10万円に変更となります。
問 い 合 せ	本：保険医療課 ☎21-2136 岩：生活環境課 ☎55-7762 役：健康福祉課 ☎55-7759

●不育症治療費助成

内 容	不育症と診断され不育症治療を受けているご夫婦に対して、医療保険が適用されない治療費の一部を助成します。
問 い 合 せ	本：保険医療課 ☎21-2136 岩：生活環境課 ☎55-7762 役：保険児童課 ☎55-7762

⑩ 広報

●広報紙の発行・配布

内 容	栃木市の広報紙の名称、発行回数等は次のとおりになります。 なお、配布方法については、合併前と同様に自治会のご協力をいただき配布します。
名 称	広報とちぎ
発行回数	毎月1回
発行日	毎月20日（20日が土日祝日の場合は、直前の平日。5月号と1月号は変則。）
掲載内容	各種法令、市条例、規則等、市の施策及び行事等の周知に関する事項・市の財政事情等の公表に関する事項など。
そ の 他	合併前の広報いわふねは、3月号（3月19日発行）、「お知らせ版」（3月19日発行）が最終号となります。広報とちぎは、5月号（4月25日発行）から配布になります。
問 い 合 せ	本：秘書広報課 ☎21-2316 岩：地域まちづくり課 ☎55-7751 役：企画課 ☎55-7753

●公式ホームページ

内 容	注目情報や新着情報として、くらしや市政に関する情報、市のイベント、観光情報、災害情報等をお知らせします。また、事業者向け情報、市役所業務・庁舎案内、地図情報等を常時掲載し、情報発信します。
ア ド レ ス	http://www.city.tochigi.lg.jp
そ の 他	合併前の岩舟町公式ホームページ（アドレス http://www.town.iwafune.tochigi.jp ）は平成26年4月4日をもって閉鎖し、4月5日以降は閲覧できませんのでご注意ください。
問 い 合 せ	本：秘書広報課 ☎21-2316 役：企画課 ☎55-7753

●公式ツイッター・公式フェイスブック

内 容	栃木市では、市政情報、イベント情報、観光情報など広く発信し、市民と行政の交流促進を目的として、公式ツイッター、フェイスブックを開設しています。 なお、災害時には災害情報を迅速に発信するツールとして活用します。
ア ド レ ス	【公式ツイッター】アカウント：Tochigi_City_01 URL： http://twitter.com/Tochigi_City_01 【公式フェイスブック】URL： http://www.facebook.com/TochigiCity 登録がなくても情報の閲覧はできますが、「いいね!」ボタンを押ししたり、コメントしたりするためには、アカウント登録が必要となります。
問 い 合 せ	本：秘書広報課 ☎21-2316 役：企画課 ☎55-7753

⑪ 消防・救急・急病診療

●消防・救急業務

内 容
 岩舟町及び佐野市で構成する佐野地区広域消防組合において共同処理を行っていた消防・救急業務については、今回の合併に伴い平成 26 年 4 月 1 日より栃木市で行うこととなります。
 ○消防・救急に関すること
 ○液化石油ガス設備工事届の受理に関すること

名 称	合 併 後
	栃木市消防本部
	栃木市消防署
	栃木市消防署藤岡分署
	栃木市消防署大平分署
	栃木市消防署都賀分署
	栃木市消防署西方分署 栃木市消防署岩舟分署(合併前の佐野東分署)

119番通報 これまでと変更ありません。 ※栃木市消防本部で受理します。

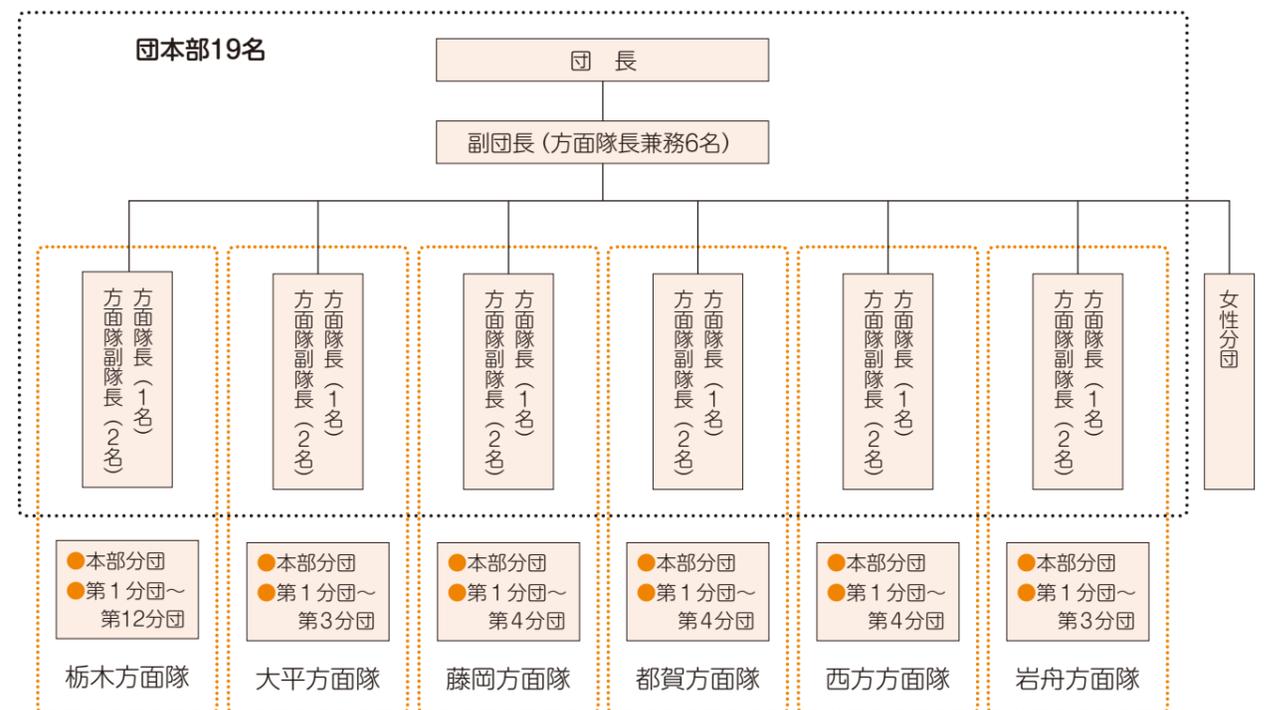
問い合わせ 本：消防本部(代) ☎22-0119 役：総務課 ☎55-7752



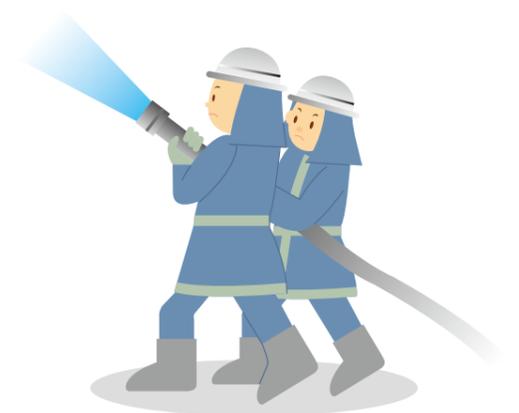
●消防団

内 容
 栃木市消防団は、現在、栃木方面隊、大平方面隊、藤岡方面隊、都賀方面隊、西方方面隊の5つの方面隊と女性分団で構成されています。
 合併前の岩舟町消防団は、平成 26 年 4 月 5 日から栃木市消防団に統合され、岩舟方面隊になります。
 各方面隊の消防分団及び部は、方面隊ごとの一連の番号とし「栃木市消防団〇〇方面隊第〇〇分団第〇部」となります。
 なお、消防団員の定数は、栃木市と合併前の岩舟町の定数を維持し、合計で1,239名です。

栃木市消防団 組 織 図



問い合わせ 本：消防総務課 ☎23-3527 役：総務課 ☎55-7752



●救急診療

●小児救急診療

とちの木病院小児救急医療

連絡先	とちぎメディカルセンターとちの木病院 ☎22-7722
場所	栃木市大町 39-5
内容	日曜日の夜間、子どもが病気になった時のために、市内の小児科開業医が中心となり、小児救急診療を行っています。
診療科目	小児科
診療時間	毎週日曜日 午後7時から午後9時

下都賀総合病院小児科救急外来

連絡先	とちぎメディカルセンター下都賀総合病院 ☎22-2551
場所	栃木市富士見町 5-32
内容	毎週木曜日と金曜日の夜間、子どもが病気になった時のために、小児救急診療を行っています。
診療科目	小児科
診療時間	毎週木曜日と金曜日 午後5時から午後10時 救急外来を受診する際は、電話にてご連絡をお願いします。

●栃木地区急患センター

連絡先	栃木地区急患センター ☎22-8699
場所	栃木市境町 27-15 (医師会病院隣)
内容	平日の夜間、日曜日、祝日及び年末年始の昼間、夜間に入院を必要としない軽度の救急患者を診療します。
診療科目	内科 (小児を含む)・外科 ※休日のみ
診療時間	休日 (日曜日・祝日・年末年始) 午前9時から午後9時 (受付はなるべく診療時間終了30分前まで) 平日 (月～土曜日) 午後7時から午後10時 (受付はなるべく診療時間終了30分前まで)

※急患センターの終了後に受診できる病院のお問い合わせ先

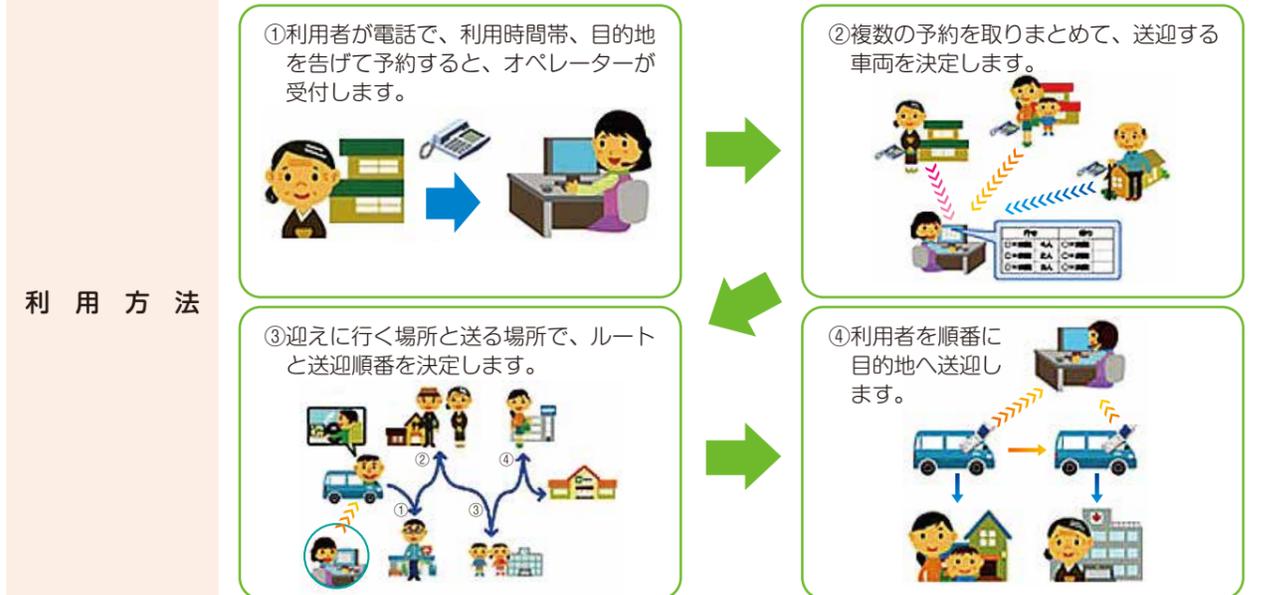
- ・月～土曜日の午後10時以降
栃木市消防本部 電話 22-0119 (自動音声案内)
- ・休日 (日曜日・祝日・年末年始) の午後9時以降
栃木市消防本部 電話 24-9999 (自動音声案内)

本：合併後の市役所本庁の担当課 岩：合併後の岩舟総合支所の担当課 役：合併前の岩舟町役場の担当課

⑫ 公共交通

●蔵タク

内容	自宅などの玄関から目的地の玄関まで送迎する予約制の乗合タクシーです。車は1時間以内で、乗り合う人を順番にお迎えに行き、全ての方を目的地までお送りします。岩舟地域については合併後運行に向けた手続きを進めていく予定です。
事前登録	効率的に運行するために、ご利用にあたっては事前登録が必要です。利用登録票に必要事項を記入し、郵送、FAX等により交通防犯課、各総合支所生活環境課、出張所等へ提出して下さい。



運行エリア (平成25年12月現在)

北部エリア (大宮地区^{*1} 皆川地区、吹上地区^{*1} 寺尾地区、国府地区、都賀地域、西方地域)
北部エリア内及び中央エリアへの移動ができます。^{*2}

中央エリア (栃木地区)
中央エリア内及び北部・南部エリアへの移動ができます。

南部エリア (大平地区、藤岡地域)
南部エリア内及び中央エリアへの移動ができます。^{*2}

^{*1}大宮地区のうち平柳1丁目、吹上地区のうち総合運動公園(川原田町)は、中央エリアとなります。
^{*2}北部エリアと南部エリアとの間の移動については、市役所本庁舎で乗り換える必要があります。

運行日 月曜日から金曜日 (祝日及び年末年始 (12月29日～1月3日) は除く)
8時便・9時便・10時便・11時便・12時便・13時便・14時便・15時便・16時便の合計9便

運賃	区分	初乗り	乗り継ぎ(※2)
	大人 (中学生以上)	300円	200円
運賃	子ども (3歳児～小学生)	150円	100円
	障がい者 (手帳提示) 及び介護者		
	老人福祉センター等利用者 3歳児未満	無料	無料

回数券もあります。

問い合わせ 本：交通防犯課 ☎21-2153 岩：生活環境課 ☎55-7763 役：総務課 ☎55-7752

本：合併後の市役所本庁の担当課 岩：合併後の岩舟総合支所の担当課 役：合併前の岩舟町役場の担当課

●ふれあいバス

内 容 沿線住民の足として、また、蔵タクでは利用が困難な、定時性が求められる通勤・通学・観光の足として、さらには、地域活性化の一翼を担い、新しい栃木市の一体感の醸成につながる地域間を結ぶふれあいバスを運行しています。岩舟地域の路線については合併後検討していく予定です。

運 賃

- 初乗り100円
1地区*を越える毎に100円を加算し、1路線内最大300円

障がい者（手帳提示）及び介護者	半 額
子ども（3歳児～小学生）	半 額
3歳児未満	無 料

※地区割り
栃木地区・大宮国府地区・皆川地区・吹上都賀地区・寺尾地区・大平地区、藤岡岩舟地区・西方地区

- 回数券
1,000円（100円券×11枚）
500円（50円券×11枚）
- 1日乗車券
市街地循環線・市街地北部循環線 200円
全路線共通 600円
- 定期券
各路線の運行事業者にお問い合わせください。
市街地循環線・市街地北部循環線・部屋線・大宮国府線
…蔵の街観光バス(株) ☎29-1221
寺尾線・真名子線・皆川樋ノ口線…関東自動車(株) ☎23-2291
金崎線…富士観光バス(株) ☎23-3113
藤岡線…(株)ティ・エイチ・エス ☎61-2301

問 い 合 わ せ 本：交通防犯課 ☎21-2153 岩：生活環境課 ☎55-7763 役：総務課 ☎55-7752



●ふれあいバス路線イメージ図（平成25年12月現在）



路線については今後変更されることがありますので、「広報とちぎ」や市のホームページで最新のものをご確認下さい。



地域自治制度

● 地域自治区

地域の多様なニーズを十分に把握し、住民、地域、団体、行政などさまざまな主体の協働によるまちづくりを推進するために、新たなまちづくりの制度として、岩舟地域に地域自治区を設置します。

地域自治区の名称、区域及び設置期間

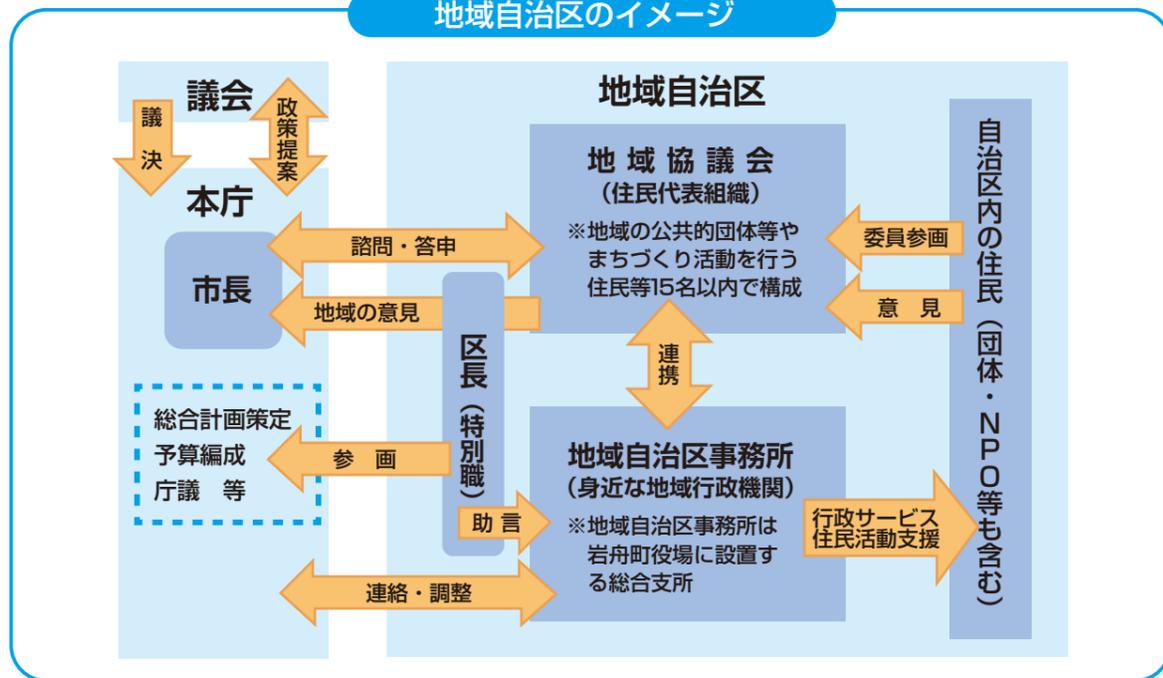
名 称	区 域	設 置 期 間
岩 舟 町	合併前の岩舟町の区域	平成26年4月5日～平成27年3月31日

地域自治区は、地域を良く知る住民代表からなる「地域協議会」、身近な行政サービスを提供する「地域自治区事務所（総合支所）」、地域の代表・調整役となる「区長」で構成されます。

この3者が互いに連携しながら、地域の意見を新市の行政に反映したり、地域の住民や各種団体とともにまちづくりを進めたりしていくことになります。

なお、現在の栃木市では、平成22年3月29日から大平地域・藤岡地域・都賀地域に、また、平成23年10月1日から西方地域に地域自治区を設置しています。

地域自治区のイメージ



● 地域協議会

【役割】

地域協議会では、次の①～③のことについて、市長や市の機関から意見を求められたもの、または地域協議会が必要と認めるものについて、審議し、市長などに意見を述べるすることができます。

- ① 地域自治区事務所が担当する事務（地域のまちづくりなど）に関する事
- ② 市が行う地域自治区の区域に係る事務に関する事
- ③ 市が事務を行う際の、地域自治区の住民との連携強化に関する事

また、市長は、地域自治区の区域内の次の①～⑥のことについて、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならないこととなっています。

- ① 新市まちづくり計画の変更に関する事
- ② 新市の基本構想の策定及び変更に関する事

本：合併後の市役所本庁の担当課 岩：合併後の岩舟総合支所の担当課 役：合併前の岩舟町役場の担当課

- ③ 各種計画の策定及び変更に関する事
 - ④ 合併協定項目の調整等の状況に関する事
 - ⑤ 重要な予算に関する事
 - ⑥ 地域自治区の設置期間経過後の地域自治のあり方に関する事
- 市長や市の機関は、地域協議会からの意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければなりません。

【任期】

市長が選任した日から平成27年3月31日まで

【選任】

委員は、岩舟地域に住所がある方で、岩舟地域内の公共的団体等が推薦する方、学識経験者、公募に応じた方などから市長が選任します。

● 地域自治区の事務所（総合支所）

【役割】

岩舟総合支所は地域自治区の事務所を兼ねて、住民生活に直結した窓口業務や保健福祉サービスを提供するとともに、従来から取り組んでいる地域のまちづくりを行います。

【位置】

〒329-4392 岩舟町静5133-1

● 区長

【役割】

地域での代表性と行政運営に対する豊富な知識を活かして、時には地域の意見を市長に具申し、時には行政側の考えを地域に伝えるなど、地域と行政の相互の橋渡しを行う調整役となることで、新市の円滑な行政運営と地域のまちづくりを前向きに推進する役割を担います。

また、市の特別職として、地域の重要案件や総合計画の策定について審議する会議等へ出席することで、行政内部において、地域の実情や意見を市政に反映させていくことができます。

【任期】

市長が選任した日から平成27年3月31日まで

【選任・身分】

地域の行政運営に精通していることを条件として、地域協議会の意見を聴いた上で市長が選任する非常勤の特別職です。

● 新たな地域自治制度への移行

合併協議による地域自治区の設置期間は平成27年3月31日までです。平成27年4月からは、基本的枠組みである住民代表組織と地域行政機関の設置を前提とし、地域固有の課題の解決や、地域特色を生かした活動に自主的に取り組むことができる新たな地域自治制度へ移行する予定です。

【問い合わせ】

本：地域まちづくり課 ☎21-2331 岩：地域まちづくり課 ☎55-7751
役：総務課 ☎55-7751

本：合併後の市役所本庁の担当課 岩：合併後の岩舟総合支所の担当課 役：合併前の岩舟町役場の担当課

公共施設などの名称変更

合併に伴い、公共施設などの名称が次のとおり変更となります。
 なお、栃木市全体の主な公共施設などについては「主な公共施設」(73ページ)、「市立小中学校」(82ページ)をご覧ください。

●公共施設

施設区分	合併前の名称	合併後の名称
庁舎	岩舟町役場	栃木市役所岩舟総合支所
消防・救急	佐野地区広域消防組合 佐野消防署東分署	栃木市消防署岩舟分署
保健福祉施設	岩舟町健康福祉センター(遊楽々館)	栃木市岩舟健康福祉センター(遊楽々館)
保育園	岩舟町立いわふね保育園	栃木市いわふね保育園
子育て支援	岩舟町子育て支援センター	栃木市地域子育て支援センターいわふね
観光集客施設	いわふねフルーツパークセンター	栃木市いわふねフルーツパークセンター
公園	岩舟町総合運動公園	岩舟総合運動公園
体育施設	岩舟町総合運動場	栃木市岩舟総合運動場
コミュニティ施設	岩舟町静和地区公民館	栃木市静和地区公民館
	岩舟町小野寺地区公民館	栃木市小野寺地区公民館
公民館	岩舟町中央公民館	栃木市岩舟公民館
文化会館	岩舟町文化会館(コスモスホール)	栃木市岩舟文化会館(コスモスホール)
農村加工所	岩舟町ふるさとセンター	栃木市岩舟ふるさとセンター
農産直売所	静和ふれあいの郷センター	栃木市静和ふれあいの郷センター
集会所	岩舟町西根南集会所	栃木市岩舟西根南集会所
	岩舟町下津原集会所	栃木市岩舟下津原集会所
資料館	岩舟町石の資料館	栃木市岩舟石の資料館
その他	岩舟町農村環境改善センター(こなら館)	栃木市岩舟農村環境改善センター(こなら館)
	下津原ルネッサンスセンター(円仁庵)	栃木市下津原ルネッサンスセンター(円仁庵)
	小野寺ルネッサンスセンター(みすぎ庵)	栃木市小野寺ルネッサンスセンター(みすぎ庵)
	小野寺農産物加工販売センター	栃木市小野寺農産物加工販売センター

●公立小中学校

施設区分	合併前の名称	合併後の名称
小学校	岩舟町立岩舟小学校	栃木市立岩舟小学校
	岩舟町立静和小学校	栃木市立静和小学校
	岩舟町立小野寺南小学校	栃木市立小野寺南小学校
	岩舟町立小野寺北小学校	栃木市立小野寺北小学校
中学校	岩舟町立岩舟中学校	栃木市立岩舟中学校

主な公共施設

合併後の主な公共施設についてご案内します。

合併後は、お住まいの地域に関わらず、全ての公共施設が利用可能になります。

また、市役所や総合支所等の行政の窓口では、住民票の交付や各種申請の受付など概ね同様の事務を取り扱っておりますので、勤務先や買い物先近くの窓口を利用できるなど利便性が向上します。

栃木市には多くの観光施設や公園などがありますので、この機会にぜひお出かけください。

なお、岩舟地域の施設名称は合併後の名称となっています。また「地図」欄の記号は84ページからの施設マップの位置を示しています。

施設区分	地域	施設名称	住所	電話番号	地図	
					記号	ページ
庁	栃木	栃木市役所				87
	大平	栃木市役所大平総合支所				90
	藤岡	栃木市役所藤岡総合支所				89
	都賀	栃木市役所都賀総合支所				90
	西方	栃木市役所西方総合支所				85
	岩舟	栃木市役所岩舟総合支所				89
	栃木	栃木市役所寺尾支所(寺尾公民館)	梅沢町1183	31-0002		84
	栃木	栃木市役所国府支所(国府公民館)	総社町228-1	27-3002		85
	栃木	栃木市役所大宮出張所(大宮公民館)	大宮町422-1	27-0073		85
	栃木	栃木市役所皆川出張所(皆川公民館)	皆川城内町699	22-1812		84
舎	栃木	栃木市役所吹上出張所(吹上公民館)	吹上町782-1	31-1792		85
	藤岡	栃木市役所部屋出張所	藤岡町部屋454-1	67-2002		88
	西方	栃木市役所真名子出張所	西方町真名子1086-1	92-7004		85
	栃木	栃木市役所水道庁舎	蘭部町3-13-24			86
		水道業務課		25-2100		
			水道工務課		25-2101	
消防・救急	栃木	栃木市消防本部	平柳町1-34-5	22-0119		87
	栃木	栃木市消防署	平柳町1-34-5	22-0119		87
	藤岡	栃木市消防署藤岡分署	藤岡町藤岡81-2	62-3337		89
	大平	栃木市消防署大平分署	大平町蔵井2001-2	43-3500		90
	都賀	栃木市消防署都賀分署	都賀町大柿1529	92-7084		85
	西方	栃木市消防署西方分署	西方町金井293	92-2203		85
岩舟	栃木市消防署岩舟分署	岩舟町静5133-1	54-4119		89	
保育	栃木	いまいずみ保育園	今泉町2-2-1	22-1022	保育①	87
	栃木	いりふね保育園	入舟町3-23	22-2483	保育②	87
	栃木	おおつか保育園	大塚町640-1	27-5343	保育③	85
	栃木	はこのもり保育園	箱森町36-31	23-4827	保育④	86
	栃木	そのべ保育園	蘭部町1-13-20	24-6245	保育⑤	86
	栃木	ぬまわだ保育園	沼和田町17-20	24-8522	保育⑥	85
	大平	大平西保育園	大平町富田1447	43-2545	保育⑦	88
	大平	大平南第1保育園	大平町西水代1705-2	43-2704	保育⑧	88
	大平	大平南第2保育園	大平町榎本880-18	43-7232	保育⑨	88
	大平	大平東保育園	大平町上高島690	43-5192	保育⑩	88
	藤岡	三鴨保育園	藤岡町甲64-2	62-2850	保育⑪	88
	藤岡	部屋保育園	藤岡町蛭沼1232-1	67-2150	保育⑫	88
	藤岡	藤岡保育園	藤岡町藤岡1135-4	62-3749	保育⑬	89
	都賀	都賀よつば保育園	都賀町原宿2263-1	29-1234	保育⑭	90
	園	西方	認定西方なかよしこども園	西方町本郷516-2	92-2900	保育⑮
西方保育園						
西方幼稚園						
岩舟	いわふね保育園	岩舟町静5133-1	55-7900	保育⑯	89	

施設区分	地域	施設名称	内 容	その他	住所/電話番号	地図		
						記号	ページ	
複合施設	栃木	栃木市厚生センター	隣保館/4 コミュ		旭町9-7 24-2444	複合①	87	
	栃木	栃木市市民会館	働く婦人の家/勤労青少年ホーム /勤労者体育センター/技能センター/栃木公民館	内容欄については個別施設参照	日ノ出町14-36	複合②	87	
	栃木	とちぎコミュニティプラザ	はこのもり保育園/はこのもり児童センター/5 コミュ		箱森町36-31	複合③	86	
	栃木	とちぎ西部生きがいセンター	長寿園/そのべ児童館/6 コミュ		蘭部町2丁目14-9	複合④	86	
高齢者福祉施設	栃木	老人福祉センター長寿園	浴場/直売所・売店/体育館	マッサージ機 カラオケ	蘭部町2丁目14-9 22-0333	高齢①	86	
	栃木	老人福祉センター泉寿園	浴場/直売所・売店	マッサージ機 カラオケ	今泉町1丁目2-7 27-3818	高齢②	87	
	栃木	老人福祉センター福寿園	浴場/直売所・売店	マッサージ機 カラオケ	千塚町210 31-3666	高齢③	84	
	都賀	都賀老人憩いの家白寿荘	浴場/和室		都賀町原宿582-1 27-7772	高齢④	90	
	西方	西方ふれあいプラザ	浴場	マッサージ機 カラオケ	西方町元1600-1 92-0800	高齢⑤	85	
	西方	西方さくらホーム	工作室・実習室/ホール	シルバー人材センター	西方町金崎9-1 92-0618	高齢⑥	85	
	岩舟	小野寺ふれあい館	サロン・ラウンジ/会議室・研修室		岩舟町新里606 55-7702	高齢⑦	88	
	保健福祉施設	栃木	栃木保健福祉センター	会議室・研修室/検診室・相談室 /和室/調理室	すこやかデイホーム キッズホームとちぎ シルバー人材センター	今泉町2丁目1-40 25-3511	保健①	87
		大平	大平健康福祉センター (ゆうゆうプラザ)	浴場/トレーニング室/会議室・ 研修室/ホール/調理室/検診 室・相談室	マッサージ機 カラオケ	大平町西野田666-1 45-2601	保健②	90
		大平	大平地域福祉センター (ふるさとふれあい館)	会議室・研修室/和室/図書室・ 学習室/工作室・実習室	陶芸窯 ボランティア ルーム	大平町真弓1396 43-0294	保健③	90
藤岡		藤岡保健福祉センター	会議室・研修室/検診室・相談室 /調理室		藤岡町赤麻502-1 62-5011	保健④	89	
藤岡		渡良瀬の里	浴場/和室/直売所・売店/グラ ウンドゴルフ	マッサージ機 カラオケ	藤岡町赤麻502-1 62-1635	保健⑤	89	
都賀		都賀保健センター	会議室・研修室/検診室・相談室 /和室/調理室		都賀町原宿585-2 27-4811	保健⑥	90	
都賀		あいあいプラザ	遊戯室/図書室・学習室		都賀町平川438 28-0668	保健⑦	85	
西方		西方保健センター	検診室・相談室		西方町本城1 92-0311	保健⑧	85	
岩舟		岩舟健康福祉センター (遊楽々館)	浴場/トレーニング室/会議室・ 研修室/検診室・相談室/調理室 /和室	マッサージ機 カラオケ	岩舟町三谷1038-1 54-3331	保健⑨	88	

施設区分	地域	施設名称	内 容	その他	住所/電話番号	地図		
						記号	ページ	
児童館・子育て支援	栃木	はこのもり児童センター	図書室・学習室/サロン・ラウン ジ/スタジオ/体育館/工作室・ 実習室		箱森町36-31 24-4034	児童①	86	
	栃木	いまいずみ児童館	図書室・学習室/遊戯室・託児室 /工作室・実習室/屋外幼児遊具 公園		今泉町1丁目2-7 27-5322	児童②	87	
	栃木	そのべ児童館	遊戯室・託児室/図書室・学習室		蘭部町2丁目14-9 20-6231	児童③	86	
	大平	大平児童館	図書室・学習室/遊戯室・託児室 /会議室・研修室/グラウンド・ 広場	天体観測室	大平町蔵井2007-1 43-2350	児童④	90	
	大平	大平みなみ児童館	サロン・ラウンジ/図書室・学習 室/会議室・研修室/遊戯室・託 児室/ホール		大平町西水代1704-4 43-9880	児童⑤	88	
	大平	大平子どもセンター	学童保育/検診室・相談室/調理室		大平町西水代1893 43-2353	児童⑥	88	
	観光集客施設	栃木	とちぎ蔵の街観光館	観光案内所/ホール/和室/レス トラン/直売所・売店		万町4-1 25-0560	観光①	87
		栃木	出流ふれあいの森	会議室・研修室/BBQ	キャンプ コテージ	出流町417 31-0810	観光②	84
		大平	かかしの里	ステージ/BBQ/野球/テニス /ソフトボール		大平町西山田1771-3 43-8288	観光③	88
		大平	大平まちづくり交流センター (プラッツおおひら)	レストラン/直売所・売店/スタ ジオ/会議室・研修室/サロン・ ラウンジ		大平町富田558-11 43-0388	観光④	90
藤岡		道の駅みかも	レストラン/直売所・売店/情報 館・休憩室		藤岡町大田和678 62-0990	観光⑤	88	
藤岡		わたらせふれあい農園	農園		藤岡町赤麻542-2 62-0906	観光⑥	89	
都賀		ふるさとセンター (つがの里)	レストラン/直売所・売店/会議 室・研修室		都賀町白久保325 92-0008	観光⑦	85	
都賀		ファミリーパークプラザ (つがの里)	会議室・研修室/ホール		都賀町白久保197 92-0333	観光⑧	85	
西方		道の駅にししかた	レストラン/直売所・売店		西方町元369-1 92-0990	観光⑨	85	
岩舟		いわふねフルーツパークセン ター	レストラン/直売所・売店		岩舟町下津原1587 55-5008	観光⑩	88	
岩舟		岩舟農村環境改善センター (こなら館)	ホール/会議室・研修室		岩舟町下津原1572-1 55-7787	観光⑪	88	
岩舟		静和ふれあいの郷センター	直売所・売店		岩舟町静戸498-7 55-3150	観光⑫	88	
岩舟		下津原ルネッサンスセンター (円仁庵)	レストラン		岩舟町下津原1612-3 55-7760	観光⑬	88	
岩舟		小野寺ルネッサンスセンター (みすぎ庵)	レストラン		岩舟町小野寺1508-1 57-7777	観光⑭	84	
公園	栃木	永野川緑地公園	公園・遊具/ジョギング/ウォー キング		泉川町・岩出町 21-2558	公園①	86	
	都賀	ふるさとセンターパーク (つがの里)	公園・遊具		都賀町白久保325 92-0008	公園②	85	
	都賀	ファミリーパーク (つがの里)	BBQ・公園・遊具	バッテリー カー	都賀町白久保197 92-0333	公園③	85	

施設区分	地域	施設名称	内 容	その他	住所/電話番号	地図	
						記号	ページ
公園	西方	八百比丘尼公園	公園・遊具		西方町真名子1893-1	公園④	84
					92-0314		
体育施設	栃木	栃木市総合運動公園	テニス/プール/野球/陸上競技/弓道/サッカー/公園・遊具/ソフトボール		川原田町760	体育①	85
					23-2523		
	栃木	栃木市総合体育館	アリーナ/トレーニング室/シャワー/会議室・研修室/卓球/柔道/剣道/バレー/バスケ/バドミントン/体操/ハンドボール/フェンシング		川原田町760	体育②	85
					23-2523		
	栃木	栃木市剣道場	剣道		万町25-13	体育③	87
					25-0930(スポーツ振興課)		
	栃木	栃木市弓道場	弓道		万町25-16	体育④	87
					25-0930(スポーツ振興課)		
	栃木	栃木市屋内運動場	ゲートボール/フットサル		泉川町467-1	体育⑤	85
					25-0930(スポーツ振興課)		
	栃木	尻内河川敷運動場	グラウンド・広場/ゲートボール/グラウンドゴルフ		尻内町357	体育⑥	84
					25-0930(スポーツ振興課)		
	栃木	柳原河川敷運動場	グラウンド・広場/野球/ゲートボール/サッカー/ソフトボール		柳原町294-1	体育⑦	85
					27-3002(国府公民館)		
	栃木	大光寺河川敷運動場	グラウンド・広場/野球/ソフトボール		大光寺町2121-1	体育⑧	85
					27-3002(国府公民館)		
	栃木	皆川東宮運動場	グラウンド・広場/サッカー/ゲートボール		皆川城内町925-1	体育⑨	84
					25-0930(スポーツ振興課)		
栃木	城内ニュースポーツ広場	グラウンド・広場/グラウンドゴルフ/ゲートボール		城内町2丁目118-1	体育⑩	85	
				25-0930(スポーツ振興課)			
栃木	大皆川ニュースポーツ広場	ターゲットバードゴルフ		大皆川町572-33	体育⑪	85	
				25-0930(スポーツ振興課)			
栃木	大塚運動広場	グラウンド・広場/野球/ゲートボール/グラウンドゴルフ		大塚町1233	体育⑫	85	
				27-3002(国府公民館)			
栃木	大宮運動広場	グラウンド・広場/野球/サッカー/ゲートボール/グラウンドゴルフ		今泉町1丁目16	体育⑬	85	
				27-0073(大宮公民館)			
栃木	勤労者体育センター	アリーナ/バレー/バスケ/バドミントン/卓球		日ノ出町14-36	体育⑭	87	
				22-4452			
大平	大平運動公園	野球/テニス/陸上競技/公園・遊具/サッカー/グラウンドゴルフ		大平町蔵井1547	体育⑮	90	
				43-1119			
大平	大平体育館	アリーナ/バレー/バドミントン/ソフトテニス/卓球		大平町蔵井2001-3	体育⑯	90	
				43-9225(大平教育支所)			
大平	大平南体育館	アリーナ/バスケ/バレー/バドミントン/卓球/会議室・研修室		大平町西野田905-1	体育⑰	88	
				43-9225(大平教育支所)			
大平	大平武道館	剣道/柔道/弓道/空手		大平町蔵井2001-1	体育⑱	90	
				43-9225(大平教育支所)			

施設区分	地域	施設名称	内 容	その他	住所/電話番号	地図	
						記号	ページ
体育施設	藤岡	藤岡渡良瀬運動公園	野球/ソフトボール/サッカー/陸上競技/公園・遊具/テニス/ゲートボール		藤岡町藤岡字東原地先	体育⑲	89
					62-1301		
	藤岡	藤岡スポーツふれあいセンター	更衣室/シャワー/和室		藤岡町藤岡1218-1	体育⑳	89
					62-1301		
	藤岡	藤岡総合体育館	アリーナ/バレー/バスケ/バドミントン/柔道/剣道/トレーニング室/シャワー		藤岡町藤岡1788	体育㉑	88
					62-4431		
	藤岡	藤岡弓道場	弓道		藤岡町藤岡1788	体育㉒	88
					62-4431		
	藤岡	三鴨スポーツ広場	グラウンドゴルフ		藤岡町甲2816	体育㉓	88
					62-4431(藤岡総合体育館)		
	都賀	つがスポーツ公園	BBQ/キャンプ		都賀町家中4785-3	体育㉔	85
					27-5133		
	都賀	都賀市民運動場	陸上競技/ソフトボール/サッカー/野球		都賀町原宿507-1	体育㉕	90
					27-5050(都賀教育支所)		
	都賀	つがスポーツ公園運動場	陸上競技/ソフトボール/サッカー/野球/ジョギング/ターゲットバードゴルフ/テニス/弓道/ゲートボール		都賀町家中6681-1	体育㉖	85
					27-5050(都賀教育支所)		
	都賀	栃木市都賀体育センター	アリーナ/バレー/バスケ/バドミントン		都賀町原宿511	体育㉗	90
					27-5050		
	都賀	栃木市木コミュニティセンター	バレー/バスケ/バドミントン/野球/ソフトボール/ゲートボール/体育館/グラウンド・広場/会議室・研修室		都賀町木813	体育㉘	85
					27-5050(都賀教育支所)		
都賀	都賀南部コミュニティセンター	体育館/バレー/バスケ/バドミントン/会議室・研修室/グラウンド・広場/野球/ソフトボール/グラウンドゴルフ		都賀町平川481-5	体育㉙	85	
				27-5050(都賀教育支所)			
都賀	大柿コミュニティセンター	和室/会議室・研修室/浴場/体育館/バレー/バドミントン/柔道/グラウンド・広場/BBQ	宿泊可	都賀町大柿1122	体育㉚	84	
				27-5050(都賀教育支所)			
都賀	赤津スポーツひろば	グラウンド・広場/ソフトボール/野球		都賀町大柿3035	体育㉛	85	
				27-5050(都賀教育支所)			
都賀	赤津ターゲットバードゴルフコース	ターゲットバードゴルフ		都賀町大橋874	体育㉜	85	
				27-5050(都賀教育支所)			
都賀	大柿西運動広場	グラウンド・広場/グラウンドゴルフ		都賀町大柿3294	体育㉝	84	
				27-5050(都賀教育支所)			
西方	西方総合公園 (西方ふれあいパーク)	野球/テニス/BBQ/弓道/公園・遊具/ソフトボール		西方町本城1829	体育㉞	85	
				090-3244-5400(管理棟携帯電話)			
西方	西方総合文化体育館	アリーナ/サブアリーナ/トレーニング室/ステージ/会議室・研修室/シャワー/バレー/バスケ/バドミントン/卓球		西方町本郷1705-1	体育㉟	85	
				92-0866			
西方	西方桜グラウンド	グラウンド・広場/野球/ソフトボール/ゲートボール/グラウンドゴルフ		西方町金崎706-1地先	体育㊱	85	
				92-0866(西方総合文化体育館)			
西方	西方北グラウンド	グラウンド・広場/野球/ソフトボール		西方町金崎1107-2地先	体育㊲	85	
				92-0866(西方総合文化体育館)			
西方	西方南グラウンド	グラウンド・広場/野球/ソフトボール/ゲートボール		西方町金井1796-3	体育㊳	85	
				92-0866(西方総合文化体育館)			

施設区分	地域	施設名称	内 容	その他	住所/電話番号	地図	
						記号	ページ
体育施設	西方	真名子運動広場	グラウンド・広場/ソフトボール/サッカー/野球		西方町真名子1722 92-0866(西方総合文化体育館)	体育 39	84
	岩舟	岩舟総合運動公園	野球/サッカー/陸上競技/ゲートボール/グラウンド・広場/グラウンドゴルフ		岩舟町三谷1038-1 54-3331	体育 40	88
	岩舟	岩舟総合運動場(岩舟体育館)	アリーナ/剣道/柔道/バドミントン/卓球		岩舟町静2292-1 55-2500(岩舟教育支所)	体育 41	89
	岩舟	岩舟総合運動場(グラウンド)	グラウンド・広場/野球/ソフトボール/サッカー/ゲートボール		岩舟町静2292-1 55-2500(岩舟教育支所)	体育 42	89
	岩舟	岩舟総合運動場(テニスコート)	テニス		岩舟町静2292-1 55-2500(岩舟教育支所)	体育 43	89
コミュニティ施設	栃木	栃木第三地区コミュニティセンター	会議室・研修室/調理室/和室		境町19-3 21-2733(生涯学習課)	コミュ①	85
	栃木	栃木第四地区コミュニティセンター	会議室・研修室/和室/調理室		旭町9-7 21-2733(生涯学習課)	コミュ②	87
	栃木	栃木第五地区コミュニティセンター	会議室・研修室/和室/調理室/工作室・実習室	陶芸窯	箱森町36-31 21-2733(生涯学習課)	コミュ③	86
	栃木	栃木第六地区コミュニティセンター	会議室・研修室/和室/調理室		藪部町2丁目14-9 21-2733(生涯学習課)	コミュ④	86
	栃木	農村振興総合センター	和室/ホール/会議室・研修室/調理室/グラウンド・広場		大宮町192 24-3960	コミュ⑤	85
	藤岡	藤岡城山コミュニティセンター	ホール/和室/調理室/シャワー/トレーニング室		藤岡町藤岡4082-1 20-5711	コミュ⑥	88
	西方	西方南部地区コミュニティセンター	会議室・研修室/調理室/和室		西方町金井1370 92-0316	コミュ⑦	85
公民館	栃木	栃木公民館	講堂兼体育室/会議室・研修室/実習室/児童室		日ノ出町14-36 24-0352	公民館①	87
	栃木	大宮公民館	支所・出張所/会議室・研修室/調理室/和室/工作室・実習室		大宮町422-1 27-0073	公民館②	85
	栃木	皆川公民館	支所・出張所/会議室・研修室/調理室/和室		皆川城内町699 22-1812	公民館③	84
	栃木	吹上公民館	支所・出張所/会議室・研修室/和室/調理室		吹上町782-1 31-1792	公民館④	85
	栃木	寺尾公民館	支所・出張所/会議室・研修室/調理室/和室		梅沢町1183 31-0002	公民館⑤	84
	栃木	国府公民館	支所・出張所/会議室・研修室/和室/調理室		惣社町228-1 27-3002	公民館⑥	85
	大平	大平公民館	会議室・研修室/調理室/和室		大平町蔵井2001-3 43-5231(大平公民館)	公民館⑦	90
	大平	大平西地区公民館	図書室・学習室/和室/調理室/会議室・研修室	陶芸窯	大平町富田1642-1 43-5231(大平公民館)	公民館⑧	88
	大平	大平南地区公民館	図書室・学習室/工作室・実習室/和室/会議室・研修室		大平町西水代1787 43-5231(大平公民館)	公民館⑨	88
	大平	大平東地区公民館	会議室・研修室/和室/農産物加工室		大平町横堀810 43-5231(大平公民館)	公民館⑩	88
	藤岡	藤岡公民館	会議室・研修室/調理室/和室		藤岡町藤岡810 62-4321	公民館⑪	89
	藤岡	藤岡地区公民館	会議室・研修室/ホール/工作室・実習室/和室		藤岡町藤岡1396 62-2531	公民館⑫	88

施設区分	地域	施設名称	内 容	その他	住所/電話番号	地図	
						記号	ページ
公民館	藤岡	三鴨地区公民館	会議室・研修室/調理室/和室		藤岡町甲436-2 62-5656	公民館⑬	88
	藤岡	部屋地区公民館	会議室・研修室/ホール/調理室/和室		藤岡町部屋454-1 67-2002	公民館⑭	88
	藤岡	赤麻地区公民館	会議室・研修室/調理室/和室		藤岡町赤麻1737-1 62-4574	公民館⑮	89
	都賀	都賀公民館	会議室・研修室/和室/ホール/工作室・実習室		都賀町原宿521 27-5050	公民館⑯	90
	西方	西方公民館	会議室・研修室/ホール/多目的室/調理室/和室		西方町本城1 92-2879	公民館⑰	85
	岩舟	岩舟公民館	会議室・研修室/和室/ホール		岩舟町静2292-1 55-2500	公民館⑱	89
勤労者施設	岩舟	静和地区公民館	会議室・研修室/調理室/和室		岩舟町静和2170-1 55-5117	公民館⑲	88
	岩舟	小野寺地区公民館	会議室・研修室/学童保育	簡易郵便局	岩舟町小野寺2071-1 57-7241	公民館⑳	88
	栃木	勤労者総合福祉センター	ホール/会議室・研修室/和室/工作室・実習室/会議室・研修室/ホール		今泉町1-2-7 27-7140	勤労①	87
	栃木	働く婦人の家	会議室・研修室/調理室/図書室・学習室/遊戯室・託児室/和室		日ノ出町14-36 21-2372(商工観光課)	勤労②	87
農産加工施設	栃木	栃木勤労青少年ホーム(ウィングとちぎ)	調理室/会議室・研修室/和室/体育館/テニス		日ノ出町14-36 22-3113	勤労③	87
	大平	大平勤労青少年ホーム	調理室/和室/会議室・研修室/サロン・ラウンジ		大平町蔵井2002-1 43-5191	勤労④	90
	大平	大平農村婦人の家	農産物加工室/会議室・研修室		大平町伯仲1728-2	農産①	88
	大平	大平西地区農産加工所	農産物加工室		大平町下皆川393	農産②	88
	藤岡	藤岡農産加工センター	農産物加工室		藤岡町藤岡1195-1	農産③	89
	西方	西方農村婦人の家	農産物加工室/会議室・研修室/図書室・学習室		西方町元585	農産④	85
	西方	西方農産物加工所	農産物加工室		西方町元1600-2 92-0855	農産⑤	85
	西方	真名子農産物加工所	農産物加工室		西方町真名子1400-1	農産⑥	84
	岩舟	岩舟ふるさとセンター	農産物加工室/会議室・研修室		岩舟町静和2379-2 55-3208	農産⑦	88
	岩舟	小野寺農産物加工販売センター	農産物加工室		岩舟町小野寺2071-1	農産⑧	88
その他	栃木	とちぎ市民活動推進センター(くらら)	会議室・研修室/工作室・実習室/サロン・ラウンジ		境町19-3 20-7131	その他①	85
	大平	大平隣保館	和室/ホール/図書室・学習室		大平町新1305-3 43-6611	その他②	88
	藤岡	藤岡遊水池会館	会議室・研修室/ホール		藤岡町藤岡1788 62-5983	その他③	88
	西方	真名子夢ホール	支所・出張所/会議室・研修室/工作室・実習室/調理室/和室/サロン・ラウンジ		西方町真名子1086-1 92-7004	その他④	85

主な文化・生涯学習施設

	名称	施設の概要	開館時間・休館日	所在地・問い合わせ	地図	
					記号	ページ
文化会館	栃木文化会館	大ホール（1,204席） 小ホール（401席） 練習室、展示室、 会議室	開館：午前9時～午後9時30分 休館：水曜日（祝日の場合はその翌日） 年末年始	旭町12-16 ☎23-5678	文化①	87
	大平文化会館	ホール（801席） リハーサル室 展示室（ロビー）	開館：午前9時～午後9時30分 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 年末年始	大平町蔵井 2001-3 ☎43-5231	文化②	90
	藤岡文化会館	ホール（1,004席、 半開404席） 多目的ホール リハーサル室	開館：午前9時～午後9時30分 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 年末年始	藤岡町藤岡 810 ☎62-4321	文化③	89
	都賀文化会館	ホール（805席、 半開344席） リハーサル室 会議室 展示室	開館：午前9時～午後9時30分 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 年末年始	都賀町原宿 573 ☎27-8855	文化④	90
	岩舟文化会館	大ホール（704席） 小ホール（220席） 会議室	開館：午前9時～午後9時30分 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 祝日の翌日 月末日（土日祝日を除く） 年末年始	岩舟町静 2303 ☎55-7055	文化⑤	89
図書館	栃木図書館	図書館資料の貸出、 予約・リクエストサー ビス レファレンスサービ ス（調査相談）	開館：午前9時～午後7時30分 休館：金曜日（祝日の場合は開館） 年末年始	旭町12-2 ☎22-3542	図書①	87
	大平図書館	図書館資料の貸出、 予約・リクエストサー ビス レファレンスサービ ス（調査相談）	開館：午前9時30分～午後7時 休館：月曜日（祝日の場合は開館） 年末年始	大平町蔵井 2026-6 ☎43-5234	図書②	90
	藤岡図書館	図書館資料の貸出、 予約・リクエストサー ビス レファレンスサービ ス（調査相談）	開館：午前9時30分～午後6時 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 年末年始	藤岡町藤岡 816-4 ☎62-4889	図書③	89
	都賀図書館	図書館資料の貸出、 予約・リクエストサー ビス レファレンスサービ ス（調査相談）	開館：午前9時30分～午後6時 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 年末年始	都賀町原宿 535 ☎28-0806	図書④	90

	名称	施設の概要	開館時間・休館日	所在地・問い合わせ	地図	
					記号	ページ
図書館	西方分館	図書館資料の貸出・ 予約・リクエストサー ビス レファレンスサービ ス（調査相談）	開館：午前9時30分～午後6時 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 年末年始	西方町本城1 ☎92-2512	図書⑤	85
公民館図書室	岩舟公民館 図書室	図書の貸出・予約・リ クエストサービス レファレンスサービ ス（調査相談）	開室：午前9時30分～午後5時 （ただし、火曜日は午後1時 ～午後8時） 休室：月曜日、第1・3・5日曜日、 祝日、8/13～8/16、 年末年始	岩舟町静 2292-1 ☎55-2500 （岩舟公民館）	図書⑥	89
資料館	とちぎ 山車会館	山車を展示しとちぎ 秋まつりを再現	開館：午前9時～午後5時 （入館午後4時30分） 休館：1,2,3,7,8,12月の月曜日 （祝日の場合はその翌日） 年末年始 展示替えによる臨時休館有	万町3-23 ☎25-3100	資料①	87
	とちぎ 蔵の街美術館	展覧会の開催	開館：午前9時～午後5時 （入館午後4時30分まで） 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 祝日の翌日 （土日祝日の場合は開館） 年末年始	万町3-23 ☎20-8228	資料②	87
	下野国庁跡 資料館	出土品の展示 国庁跡の模型展示	開館：午前9時30分 ～午後4時30分 休館：月・火曜日 （祝日の場合は開館し翌日休館） 12月25日～1月7日	田村町300 ☎27-8900	資料③	85
郷土参考館	遺跡出土品の展示 栃木町関連資料の展示 地場産業資料の展示	開館：午前10時～午後4時 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 年末年始	倭町4-18 ☎24-2145	資料④	87	
星野遺跡地層 たんけん館	地層断面の展示	開館：午前9時30分 ～午後4時30分 休館：月曜日 （祝日の場合は開館し翌日休館） 12月25日～1月7日	星野町504 ☎22-2495	資料⑤	84	



	名称	施設の概要	開館時間・休館日	所在地・問い合わせ	地図	
					記号	ページ
資料館等	おおひら歴史民俗資料館	文化財等の保存展示 白石家建造物の公開	開館：3月1日～9月30日 午前9時～午後5時 10月1日～翌年2月末日 午前9時～午後4時30分 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 年末年始	大平町西山田 898-1 ☎43-8686	資料⑥	88
	おおひら歴史郷土資料館 「白石家戸長屋敷」				資料⑦	88
	藤岡歴史民俗資料館	遊水地関連資料の展示 遺跡出土品の展示	開館：午前9時～午後4時30分 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 祝日の翌日 （土日祝日の場合は開館） 年末年始	藤岡町藤岡 812 ☎62-4569	資料⑧	89
	都賀歴史民俗資料館	郷土資料の展示	開館：午前9時～午後5時 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 祝日 第3日曜日、年末年始 館内整理日（毎月末日）	都賀町原宿 535 ☎28-0806	資料⑨	90
	岩舟石の資料館	岩舟石の産業・歴史・民俗等の資料の展示	開館：午前9時～午後5時 休館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 祝日の翌日 年末年始	岩舟町鷲巣 500-15 ☎55-5877	資料⑩	89

市立小中学校

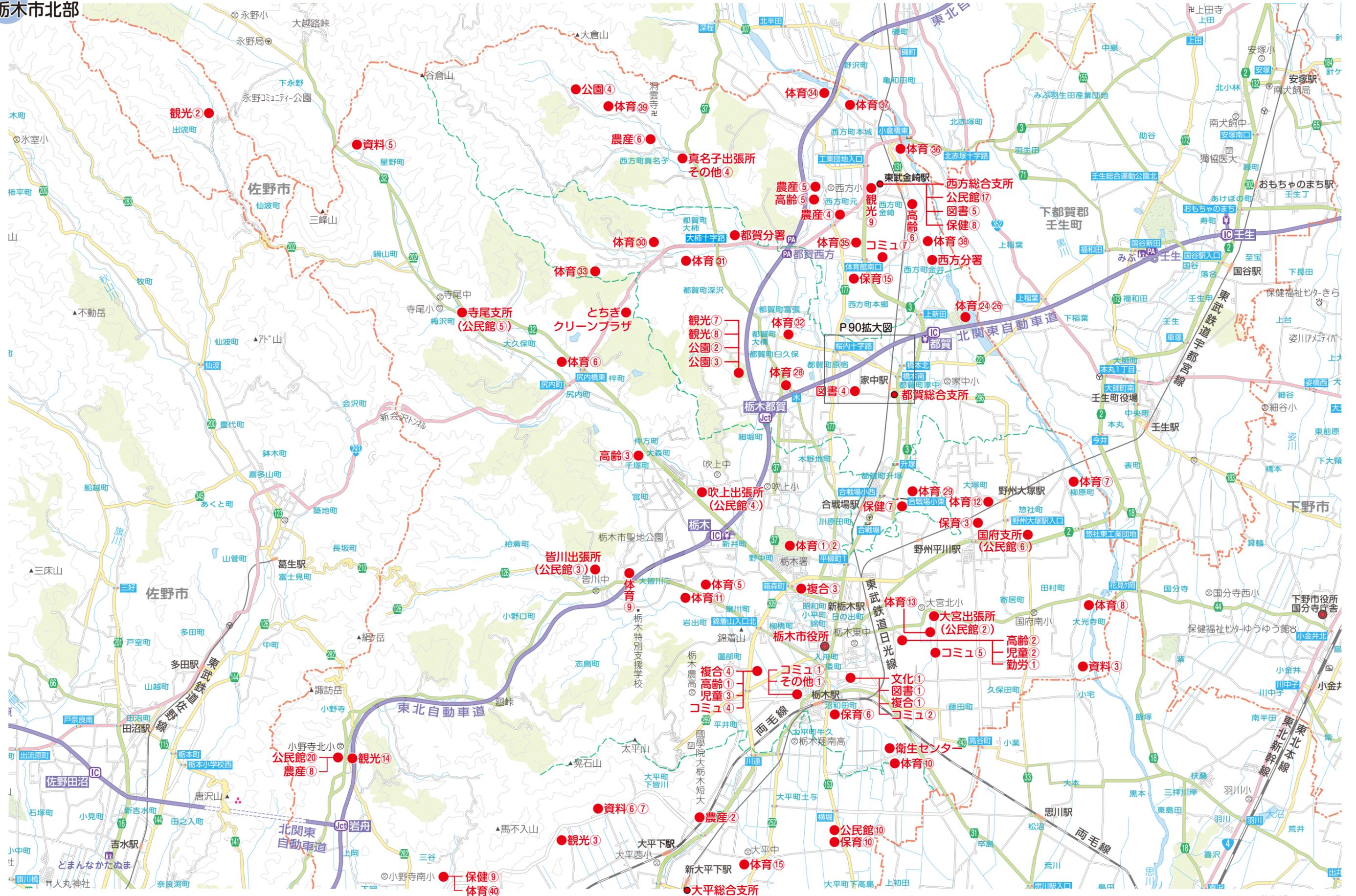
岩舟地域の名称は合併後の名称となっています。

地域	学校名	住所	電話番号
栃木	栃木市立栃木中央小学校	入舟町13-3	22-4300
	栃木市立栃木第三小学校	小平町13-39	22-5566
	栃木市立栃木第四小学校	城内町1丁目3-15	22-0512
	栃木市立栃木第五小学校	藪部町2丁目7-25	22-1152
	栃木市立南小学校	沼和田町38-10	23-2844
	栃木市立大宮南小学校	藤田町135-2	22-1483
	栃木市立大宮北小学校	大宮町1777-1	27-1482
	栃木市立皆川城東小学校	皆川城内町486	22-1956
	栃木市立吹上小学校	吹上町115	22-1957
	栃木市立千塚小学校	大森町196	31-2381

地域	学校名	住所	電話番号
栃木	栃木市立寺尾中央小学校	梅沢町1131-1	31-0022
	栃木市立寺尾南小学校	尻内町680-1	31-0036
	栃木市立国府南小学校	寄居町949-3	27-3010
	栃木市立国府北小学校	大塚町1278	27-3004
	栃木市立栃木東中学校	日ノ出町1-11	22-5678
	栃木市立栃木西中学校	片柳町2丁目15-40	22-5711
	栃木市立栃木南中学校	本町5-5	22-0675
	栃木市立東陽中学校	大宮町1287-1	27-1481
	栃木市立皆川中学校	皆川城内町1856	22-1825
	栃木市立吹上中学校	吹上町434-1	31-1958
大平	栃木市立寺尾中学校	鍋山町86-2	31-0019
	栃木市立大平東小学校	大平町上高島809	43-4567
	栃木市立大平南小学校	大平町西水代1732	43-2413
	栃木市立大平西小学校	大平町富田1869	43-2007
	栃木市立大平中央小学校	大平町新1354-2	43-5177
	栃木市立大平中学校	大平町蔵井2026-1	43-2223
藤岡	栃木市立大平南中学校	大平町西野田825	43-8588
	栃木市立藤岡小学校	藤岡町藤岡1500	62-2591
	栃木市立部屋小学校	藤岡町部屋158	67-2224
	栃木市立赤麻小学校	藤岡町赤麻1703	62-2593
	栃木市立三鴨小学校	藤岡町甲275-1	62-2595
	栃木市立藤岡第一中学校	藤岡町藤岡10	62-2598
都賀	栃木市立藤岡第二中学校	藤岡町富吉1544	67-2024
	栃木市立合戦場小学校	都賀町合戦場301	27-2237
	栃木市立家中小学校	都賀町家中2740	27-2367
	栃木市立赤津小学校	都賀町富張147	92-7035
西方	栃木市立都賀中学校	都賀町家中5818	27-6138
	栃木市立西方小学校	西方町元770	92-2009
	栃木市立真名子小学校	西方町真名子1089-1	92-7604
岩舟	栃木市立西方中学校	西方町元908-1	92-2045
	栃木市立岩舟小学校	岩舟町静1400-1	55-2130
	栃木市立静和小学校	岩舟町静和2432	55-2163
	栃木市立小野寺南小学校	岩舟町下岡646-5	55-8632
	栃木市立小野寺北小学校	岩舟町小野寺2113-3	57-7121
	栃木市立岩舟中学校	岩舟町静389-1	55-2129

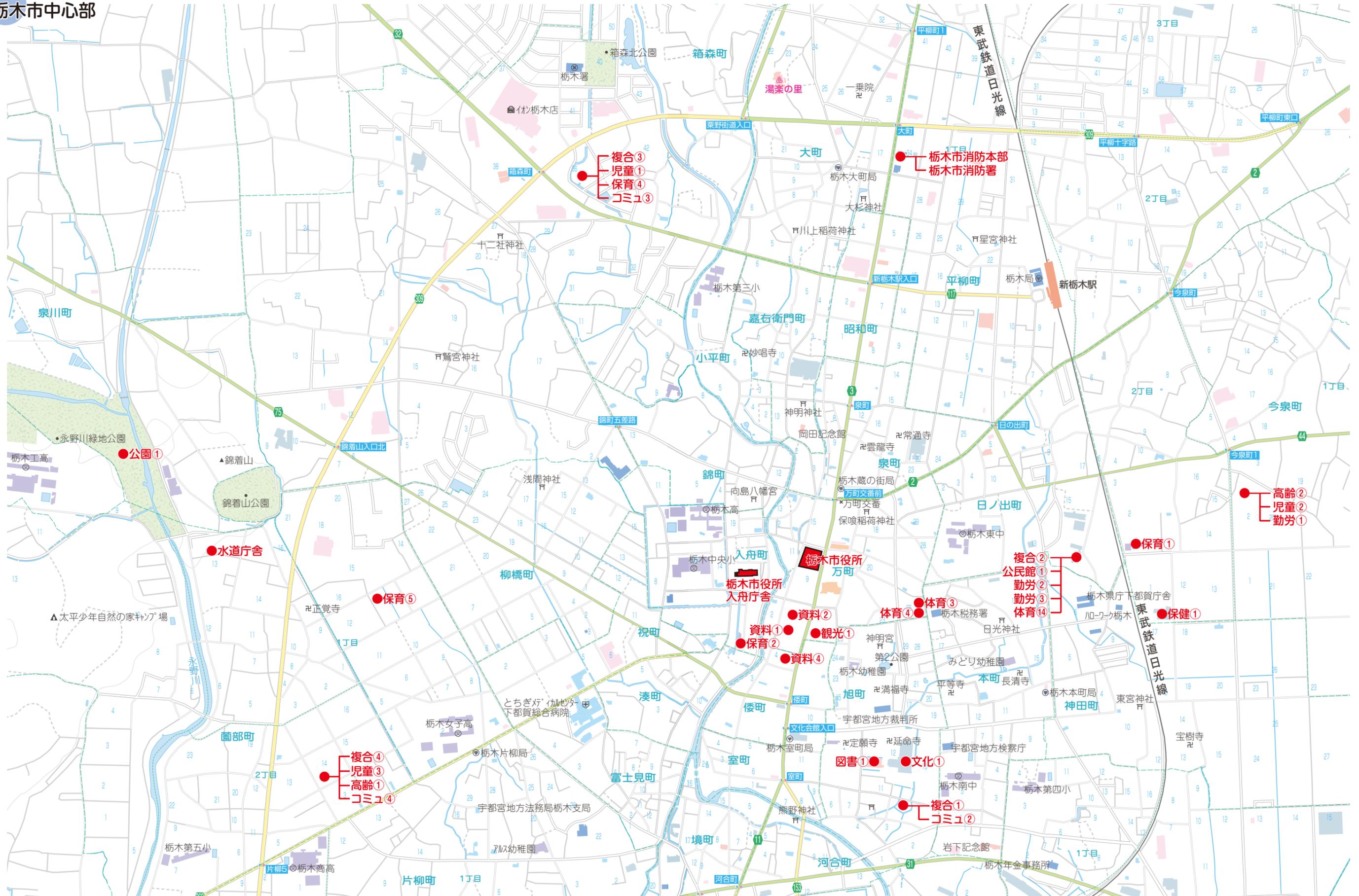
なお、栃木市立寺尾中央小学校と栃木市立寺尾南小学校は、平成26年4月に統合し、寺尾小学校となる予定です。

栃木市北部

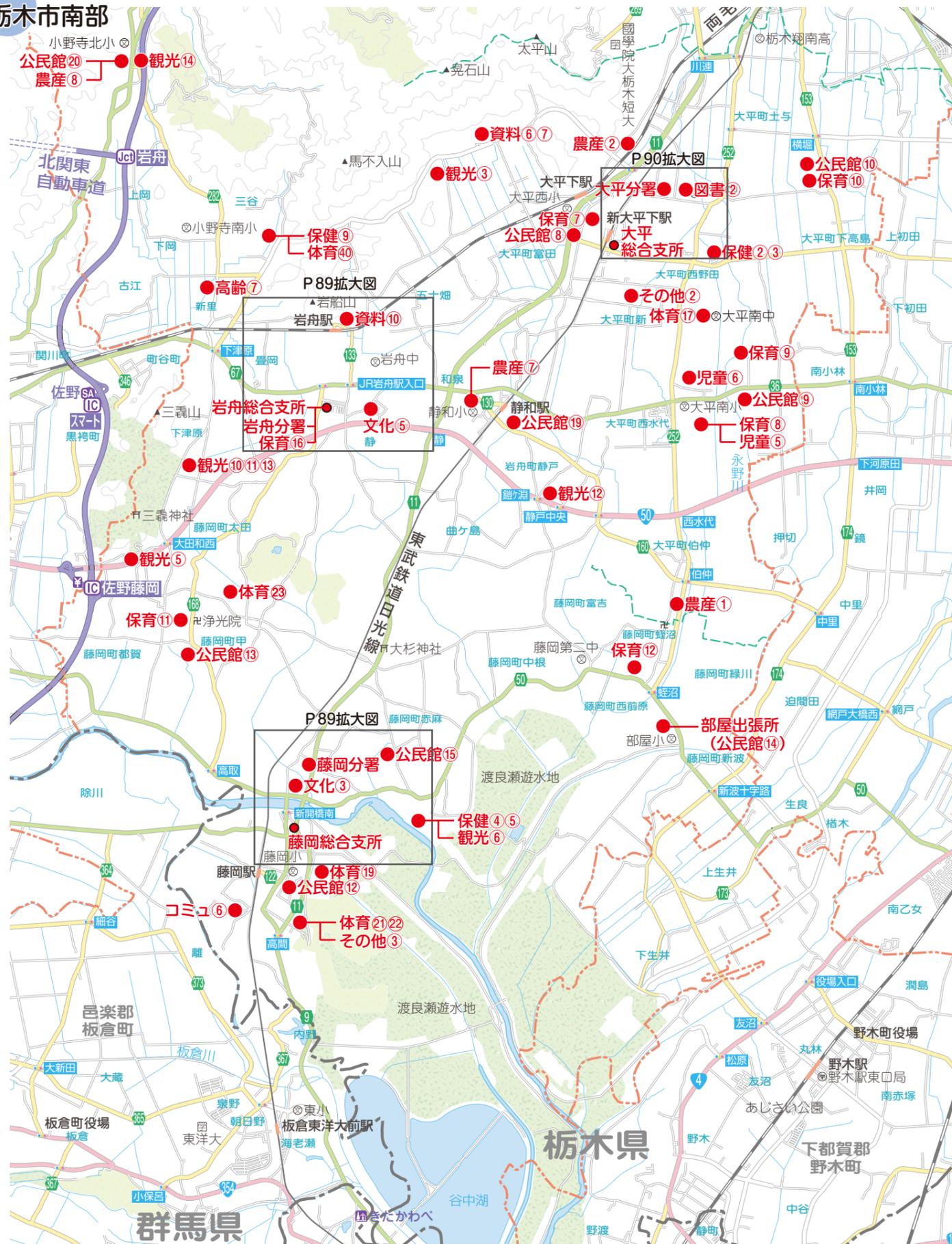


編集センター許諾番号:Z14CG第081号

栃木市中心部



栃木市南部



岩舟総合支所周辺 拡大図



藤岡総合支所周辺 拡大図



都賀総合支所周辺 拡大図



大平総合支所周辺 拡大図



特ゼンリン許諾番号:Z14CG第081号

栃木市長選挙・栃木市議会議員選挙

現在の栃木市長・栃木市議会議員の任期は共に平成26年4月24日までとなっていますので、栃木市長選挙と栃木市議会議員選挙が同時に行われます。

市議会議員選挙は合併後、最初に行われる一般選挙に限り、栃木選挙区と岩舟選挙区を設けて行われます。議会の議員の定数は合併前の栃木市を区域とする選挙区を30人、合併前の岩舟町を区域とする選挙区を4人とし、現在の栃木市議会議員の定数と同じ34人となります。合併前の岩舟町議会議員は合併の前日をもって失職となります。

【選挙日程】

平成26年4月20日（日）午前7時から午後8時まで

【投票所】

変更ありません。

【投票できる方】

○年齢要件 平成6年4月21日までに生まれた方

○住所要件 平成26年1月12日までに合併前の栃木市及び岩舟町に住民登録し、引き続き3ヶ月以上住民登録している方

※投票日当日以前に栃木市外へ住所を移した方は投票できません。

【立候補予定者説明会】

平成26年2月18日（火）栃木市役所 本庁舎

【投票所入場券】

投票所入場券は、同一世帯2人分が1枚の葉書（圧着式葉書）で郵送されます。

投票所には、圧着式葉書を開封して、1人分ずつ切り離して、持参してください。

入場券をなくしても投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

【期日前投票】

投票日当日、仕事や旅行などで投票できない方は、次のところで期日前投票ができます。

○日 時 平成26年4月14日（月）から4月19日（土）まで 午前8時30分から午後8時まで

○会 場 岩舟総合支所（現在の岩舟町役場）

【選挙公報】

選挙公報は、4月16日ごろ現在の岩舟地域の方に新聞折込により配布します。新聞を購読されていない方で選挙公報をご希望の方は下記の問い合わせ先までご連絡ください。郵送等にてお届けします。

また、岩舟総合支所や岩舟地域の市の施設にも備えてありますので、ご利用ください。

【開票】

開票は、岩舟町農村環境改善センター（こなら館）で、投票日当日の午後9時から行われます。

【問い合わせ】

本：選挙管理委員会事務局 ☎21-2531

岩：地域まちづくり課 ☎55-7751

役：総務課 ☎55-7751

本：合併後の市役所本庁の担当課 岩：合併後の岩舟総合支所の担当課 役：合併前の岩舟町役場の担当課

栃木市と岩舟町の合併に関する問い合わせ

●平成26年3月31日まで

栃木市・岩舟町合併協議会 ☎43-9203

●平成26年4月4日まで

岩舟町の問い合わせ 岩舟町企画課 ☎55-7753

栃木市の問い合わせ 栃木市総合政策部総合政策課 ☎21-2301

●平成26年4月5日から

栃木市・岩舟町合併協議会は平成26年3月31日をもって廃止される予定です。平成26年4月5日以降の合併に関する事務処理は栃木市に引き継ぎます。合併に関する問い合わせは次のとおりとなります。

栃木市総合政策部総合政策課 ☎21-2301

●栃木市・岩舟町合併協議会公式ホームページ

栃木市・岩舟町合併協議会公式ホームページは、平成26年3月31日で更新を終了し、閉鎖します。なお、ホームページ閉鎖後は、栃木市で管理をし、栃木市公式ホームページ内で、合併協議の経過記録として、しばらくの間現在と同じアドレスで公開します。

ホームページアドレス <http://www.city.tochigi.lg.jp/gappei/ti/>



平成26年4月5日から

栃木市役所岩舟総合支所の電話番号

※岩舟町役場の電話番号は大きく変更になります

課名等	担当名等	電話番号	主な取扱い業務
地域まちづくり課	地域自治担当	55 - 7751	身近な地域のまちづくり、地域協議会、市民活動支援、特定非営利活動促進、広報広聴、自治会、選挙事務 など
	総務担当	55 - 7752	文書管理、庁舎の管理、財産区、宮の下簡易郵便局 など
税務課	市民税担当	55 - 7757	税諸証明交付、軽自動車税・市県民税・国民健康保険税・介護保険料の賦課事務、後期高齢者医療保険料 など
	資産税担当	55 - 7758	固定資産税等の調査及び賦課事務、固定資産評価 など
	収税担当	55 - 7753	市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の徴収、滞納処分、納税相談 など
生活環境課	住民担当	55 - 7754	住民異動届（外国人住民も含む）、戸籍・住民票・印鑑証明書等の交付、住基カード、パスポート申請の受理及び交付 など
	保険医療担当	55 - 7762	国民健康保険、後期高齢者医療、こども・妊産婦・重度心身障がい者・ひとり親家庭医療費助成、国民年金の加入・脱退、老齢福祉年金、特別障害給付金、国民年金の裁定請求、学生納付特例 など
	生活環境交通担当	55 - 7763	市民相談、行政相談、消費者行政、交通安全、公共交通対策、防犯、市有墓地、環境美化、狂犬病予防、佐野地区衛生施設組合 など
健康福祉課	福祉・こども担当	55 - 7759	地域福祉、民生委員、児童委員、生活保護、災害救助、障がい福祉、障がい児・障がい者等の相談・支援、児童福祉・子育て支援、認可外保育施設との連絡、岩舟健康福祉センター など
	介護高齢担当	55 - 7780 55 - 7782	敬老祝賀、介護保険、高齢者福祉、地域支援事業、地域包括支援センター、小野寺ふれあい館 など
	健康増進担当	55 - 7781	健診、がん検診、母子保健、妊娠届、母子健康手帳、低体重児の届出、未熟児養育医療、予防接種、歯科保健、生活習慣病予防、感染症予防、精神保健、特定保健指導 など
産業振興課	農林振興担当	55 - 7764 55 - 7789	農林畜産業の振興、鳥獣保護、農業農村整備事業、農業用水利、農地・水・環境保全向上対策、治山、林道、耕作証明、農家証明、地籍調査 など
	商工観光担当	55 - 7790	商工業の振興、融資あっせん、観光の振興、地域ブランド、雇用・労務対策 など
都市建設課	管理担当	55 - 7767	道路・橋りょう・河川水路・公園の管理、道路愛護及び河川愛護、交通安全施設の新設、市営住宅等の管理、岩舟総合運動公園 など
	都市建設担当	55 - 7768 55 - 7769	道路・橋りょう・河川水路・公園の整備、交通安全施設の整備、災害復旧、土地区画整理、住宅建築に係る相談 など
岩舟教育支所 (岩舟公民館内)	生涯学習担当	55 - 2500	教育行政相談、奨学資金・入学資金の申請受付、転校、就学援助、生涯学習・生涯スポーツの振興、公民館・社会体育施設の管理運営、学校体育施設開放、岩舟文化会館、石の資料館 など
建設水道部 水道工務課	南部水道事務所担当 (大平総合支所内)	43 - 9221	漏水調査、配水の記録、水質検査 など

※問い合わせ先や担当窓口がわからない場合には、地域まちづくり課（55-7751）におかけください。

岩舟地域内の主な公共施設（電話番号の変更はありません）

施設名	電話番号	施設名	電話番号
消防署岩舟分署	54 - 4119	岩舟小学校	55-2130
いわふね保育園	55 - 7900	静和小学校	55-2163
岩舟文化会館	55 - 7055	小野寺南小学校	55-8632
岩舟健康福祉センター	54 - 3331	小野寺北小学校	57-7121
		岩舟中学校	55-2129

※切り取りの上、見やすいところに貼ってご利用ください。